

第百二回国会 農林水産委員会 議 録 第十三号

昭和六十年四月十七日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 今井 勇君

理事 衛藤征士郎君 理事 島村 宜伸君

理事 田名部匡省君 理事 玉沢徳一郎君

理事 小川 国彦君 理事 田中 恒利君

理事 武田 一夫君 理事 神田 厚君

大石 千八君 太田 誠一君

鍵田忠三郎君 菊池福治郎君

佐藤 隆君 鈴木 宗男君

田邊 國男君 月原 茂晴君

野呂田芳成君 羽田 孜君

保利 耕輔君 松田 九郎君

山崎平八郎君 若林 正俊君

渡辺 省一君 奥野 一雄君

上西 和郎君 申原 義直君

島田 琢郎君 日野 市朗君

細谷 昭雄君 松沢 俊昭君

水谷 弘君 宮崎 角治君

吉浦 忠治君 安倍 基雄君

稻富 稜人君 津川 武一君

中林 佳子君

出席國務大臣 農林水産大臣 佐藤 守良君

出席政府委員 農林水産大臣官 田中 宏尚君

農林水産大臣官 房審議官 吉國 隆君

農林水産省經濟 局長 後藤 康夫君

農林水産省農畜 園芸局長 関谷 俊作君

農林水産省畜産 局長 野明 宏至君

農林水産技術会 榎淵 欽也君
農林水産委員会 調査室長 矢崎 市朗君

委員外の出席者 農林水産委員会 調査室長 矢崎 市朗君

委員の異動

四月十二日

日野 市朗君

細谷 昭雄君

同日

補欠選任

富塚 三夫君

野口 幸一君

同日

補欠選任

日野 市朗君

細谷 昭雄君

同日

補欠選任

村山 喜一君

同日

補欠選任

日野 市朗君

同日

補欠選任

奥野 一雄君

宮崎 角治君

安倍 基雄君

同日

補欠選任

新村 源雄君

菅原喜重郎君

同日

補欠選任

奥野 一雄君

宮崎 角治君

安倍 基雄君

農林水産技術会 榎淵 欽也君
農林水産委員会 調査室長 矢崎 市朗君

(第三〇四七号)

同山原健二郎君紹介(第三〇四八号)

畜産物の輸入抑制等に関する請願(玉沢徳一郎君紹介)(第三〇六八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二五号)(参議院送付)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

○今井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。申原義直君。

○申原委員 時間がまことに限られておりますから、私、端的に伺います。したがって、明快に答えを願いたいと思っております。

果樹振興特別措置法は、昭和三十六年制定以来、選択的拡大の名のもとに政府、農林省は生産振興を図ってきたところでありますけれども、その結果は、今日ほとんどの主要な果実が生産過剰となりまして、作目によりましては農家にによる自主的な生産調整が行われる、こういう事態になつております。これは原因、要因は、あるわけでありまして、この状況になつた要因というのはどこにあると農林省はお考えでありますか。

○関谷政府委員 果樹農業につきましては、御承知のように、農業基本法制定当時から、選択的拡大ということで需要の増大に依つて生産を伸ばしていくということが基調になつておつたわけでございます。

今日、この果振法改正案を含めまして、主としていわゆる需給調整措置に重点を置いた改正案を御提出して御審議いただいている趣旨は、やはり全体として需要が減少する傾向が非常に強まってきた。この辺のところは、やはりこれからの果樹農業政策について基本的な対応を迫られる問題であらうというふうに考えております。

○申原委員 需要が減少する等々の要因であるという御答弁でございましたけれども、需要の減少と云ふこととあるけれども、実はこの過剰傾向となつてきたその原因は、年々ともに増加してまいりました輸入に大きな要因がある、私はこう考えている者の一人なのであります。

時間がかかりますから、時間をかけないよう、私この資料に基づいて若干の意見を述べ、さらに御答弁を願いたいわけでありますけれども、この「果実消費量の推移」というあなたの方の提出をいたしました資料を見ますと、十五年前、昭和四十五年と五十八年の消費の動向を比較いたしてみますと、温州ミカンなどは二三・五%が二・二%と、ほとんど十五年前と横ばいである。リンゴは、四十五年が九・七%、五十八年には八・七%、一%の減。その他の果実につきましては、昭和四十五年、四二・三%、それが五十八年度、四五・六%、三・三%の消費増、プラスである、こういう実態になつておるわけでございます。したがって私は、消費というものは若干増加傾向というふうなこの数字をとらえて考えているわけなんです。

そこで、生産の状況であります、私は長野県

でありますから、長野県に關係の深いリンゴ、ナシに例をとりまして申し上げるわけであります。が、今申し上げましたように、十五年前、昭和四十五年のリンゴの生産は全国で二百二十万トンであつた。それが、五十九年は若干生産量が落ちまして八十萬八千トンである。それからナシにおきましては、昭和四十五年、四十六萬三千トン、それが昭和五十九年はほとんど横ばいの四十七萬九千トン、こういうことである。しかし、消費は若干増加をしているという傾向である。特に私、リンゴ、ナシに例をとりましたが、国内の果実生産はほとんど横ばいと言つていい状態である。にもかかわらず需給の状況というものが大変過剰傾向になつてきたということは、その要因は輸入にあるのではないかと、私はこう考へておりますが、いかがですか。

○関谷政府委員 果実全体としてはかなり横ばい状態になつておるわけでございます。その中で特に御指摘のございましたリンゴでございすけれども、これが、今お挙げになりました資料の中で五十九年の生産量が非常に落ちていますのは、氣象の要因等によりまして一つの異常現象でございまして、全体として見ますと、リンゴにつきましては非常に新植が進みまして、収量水準の向上とあわせて、いわば生産能力がかなり高まつたというところで、我々の見方としては、この五十八年の欄にございす百二十万トン、これが大体かたい状態になつてきてまして、このまゝいきますとむしろもう少しふえるおそれもあるということで、リンゴの場合について申しますと、需要に対応する生産が非常に伸びた、こういうことが原因ではなからうかと思つております。

なお、輸入につきましては、このところ総体としては大体横ばい、百二十万トン前後でございす。が、これはバナナの輸入の減少の一方でかんきつ類関係が増加しております。したがしまして、品目別に見ますと、御指摘にございまして、確かに輸入の増加が多少原因となつて少し需給緩和ということになつてゐるものもありま

が、これが輸入増大が主要因であるところまでは、全体として見ますとなつておらないのではないかと考へております。

○串原委員 局長、これは大事なことですか。私あえていま一度伺うわけでございす。けれども、輸入がそんなに大きな要因でないと思うという意味の答弁をされたけれども、私はそうではない、こう思つてゐるのであります。繰り返すようでありますけれども、あなたの方の提出をされた私の持つてゐる資料の中では、消費は若干増加傾向、微増ですけども増加傾向である。あえてリンゴ、ナシに例をとりまして、リンゴ、ナシの生産状況は昭和四十七、四十八、四十九年等々、押しなべてほとんど横ばいと言つていい状態である。にもかかわらず需給のバランスが崩れつつある、こういうことになつてきた要因は輸入に大きな原因があるのではないかと、私は私に言つたわけであります。

あえてここで一度、今度は輸入の立場、輸入量の立場から数字を挙げて申し上げてみたいと思ふ。農林省から提出をされた「果実及び果実製品の輸入量の推移」という一覽表がございす。果実、果物の輸入量を、先ほど申し上げました十五年前の四十五年と今日を比較してみましよう。果実の総輸入量は、昭和四十五年、九十四萬一千トンであつた、五十九年はこれが百二十万トンになつております。ふえております。果実調製品は、十五年前に五十二萬二千トンであつたものが十一萬トンになつてゐる。倍にふえてゐる。それから果汁、総輸入量は十五年前の昭和四十五年、千九百二十キロリットル、今日では何と九倍になると思われますところの一萬六千九百一十一キロリットルにふえてゐるわけであります。

つまり、私の計算によりますという、我が国のリンゴとナシを合わせた生産総量と同量以上のものが今外国から果物輸入されてゐるという実態なのであります。これは間違いないでしよう。確認をいたしませう、ここで。

○関谷政府委員 ただいま御指摘がござい

た、これは参考資料に上がつております輸入量の推移でございす。この中で今お話しのような状況にあるわけでございす。が、ただ、若干、生果実につきましては、総体がふえる中で特に増加の著しいものがここに上がつております。パイナップル、グレープフルーツ、レモン・ライム、オレンジ、こういう熱帯産果実またはかんきつ類系統のもの、これが増加をしております。それから、調製品あるいは果汁につきましては、やはりここにございすようなオレンジその他の非常に嗜好性の強い製品が非常に輸入量が增大してゐる。

こういうことで、これは一つの国内の消費の嗜好の多様化に対応する輸入面での伸びがそこに出てきたということ、これはもちろん輸入量の増大という意味での問題が大きいわけではございす。が、同時に、こういう嗜好の多様化なり高級化なり、これに対応する国内生産面での対応、これが必要になつてくる、こういう事態を示しているというふうに私も受け取つておる次第でございす。

○串原委員 したがって、局長、私の申し上げるように、十五年ほど前から比較すると輸入量が順次ふえてきて、現在の果実の総輸入量は、我が国のリンゴ、ナシ合わせた総生産量と同等以上の果物が輸入されてゐる、この現実には認められるわけでしょう。

○関谷政府委員 数量的にはそのとおりでございす。ただ、繰り返しになりますが、やはりその中の品種別なり嗜好別の内容構成という面がかわつて我々の検討しなければならぬ問題だということに考へております。

○串原委員 これは時間があれば少し議論を深めたいと思ひますが、時間がありませんからこれ以上申し上げませんけれども、つまり嗜好によります、こういうことは私もよくわかる。わかるが、大ざつぱに言つて、外国から入つてくる果物というものは、今日国内のリンゴ、ナシを合わせた量の百二、三十万トンのものが輸入されてきてゐるという現実だけはあるということになるわけでは

ね。その中身に嗜好ということは考慮されなければならぬ、このこともよくわかりますけれども、この現実には私たちが認めなければならぬ。私たちがこの法案を審議するに当たつて、過去の歩んできた果樹政策、ここにある意味では強い反省と、いま一つは今後に対する対策というものが講じられていかないと、我が国の果樹生産の指導方針、今後の長期計画も立てられない、こういうことになるのではないかと、私はこう思ふのです。いかがですか。

○関谷政府委員 全体として、輸入数量の増大、その中の品目構成、これを見ますと、まさに先生の御指摘のとおり、我々のこれからの果樹政策において、数量的な問題もございす。が、同時にその品質の多様化、少量多品目化、こういうことに対応する生産の誘導が必要である、これについては全く御趣旨のとおりでございす。

○串原委員 そこで私、大臣に伺ひたい。政府はアメリカの圧力を受けてまして、今日貿易摩擦解消対策に大わらわでございす。総理大臣みずからが、外国製品を買ひましようというので、テレビ放送をやりまして国民に呼びかけられてゐる。農林は、総理大臣は一体だれに向かつてあの放送をやるかと考へてゐるんだというふうな意味の嘆きすら私もに訴へました。自動車などの大量輸出が農産物の輸入増加となりまして、今日の日本農業の停滞をもたらしたことは、これはどういふふう言ふことも間違いない事実なんです。これ以上、政府が推進をしていこうとする貿易摩擦解消、市場開放策の犠牲が農林、農畜産物に來ては大変だと私は思ふ。

食糧自給率をより高めていく、これは日本の農業生産にとつて至上命題でなければならぬ、こういうふう考へるわけであります。私も驚きますことに、アメリカはアメリカの立場があるでしようけれども、ともかく貿易摩擦解消のために穀物を一千万トンほど買つてくれなかつた、これが実現するならば貿易摩擦解消策には大変いい影響をも

たらずでしようという意味の発言もアメリカ側にあつたに聞かれますね。一千万トンの穀物ということになりまうと、ともかく日本で生産する米の総量と匹敵するのですね。これはよろしうございませうという返事はどんなにでもできないはずだと私は思つてゐるところでございます。

外国製品の輸入増加を図るために市場開放をしなければならぬといひましたけれども、農畜産物は食糧自給上からこれ以上不可能ですという姿勢と方針を、この際改めて農林水産大臣は明らかにしなければならぬ。この法改正に当たりまして、特にこのことを決意してもらいたい、すべきだ、こう思ふのです。決意のほどを伺ひましょう。

○佐藤農務大臣 申原先生にお答えいたします。農畜産物については、先生御存じのことでございますが、これまで可能な限り市場開放を行つてきております。そんなことで、今我が国は既に世界における農畜産物大輸入国、昨年で大体二百七十八億ドル買つてゐるというようなことでございます。

そんなことで、農畜産物の対外経済問題については、我が国の置かれておる立場を認識し、友好国との関係に留意しつつ、国内の農畜産物の需給動向等を踏まえ、我が国農業を生かし、その健全な発展を図るということの調和をどうするかということに対応することが大切だと思つております。

そんなことで、先ほど先生おっしゃいました工業製品については、今回の対外経済政策においても製品輸入の促進を図るとともに、節度ある輸出の確保を図ることとされております。

○申原委員 したがうして大臣、市場開放策の少なくとも、犠牲という表現はどうかと思ふけれども、犠牲に日本の農業、農畜産物はしてはならない、しない、こういうふうには決意をしておる、今後その方針で進める、こういうことでよろしうございませうか。

○佐藤農務大臣 お答えします。先ほど申し上げたことと申上げたいでございますが、私は日本の農業を守るといふ立場で、先ほど

言つたようなことで、基本的にはやはり我が日本の置かれておる立場を認識し、友好国との関係に留意しつつ、我が国農業を生かし、その健全な発展を図るといふ立場でこれら問題に処しておりますといふこととでございます。

○申原委員 では次に進むことにいたしますけれども、今回の法改正に当たりまして、提案理由の説明の中で、「果樹農業振興基本方針及び果樹農業振興計画につきましても、果実の需要の動向に即応した果樹農業の誘導を一層適切に行うため、栽培面積の目標を定めることとする等その内容を整備する」、こういうふうになされておるのでございませうが、この基本方針を作成するに当たりまして、果物の輸入につきましてもの見通しをどのようになし、輸入枠といふものをどのようにな今後考えていこうと思つておるのか、お答えを願ひます。

○閣谷政府委員 基本方針を立てる際には、御質問にございまして、輸入につきましても需要の一部として織り込む、こういうことをする必要があるわけでございます。その場合に、私も果実の物の分類に應じて考へるわけでございますが、基本的な考え方としては、バナナなどのように輸入が自由化されてゐるものがございませう。これは従来からの輸入果実の消費動向を見ながら見通していくという考え方でございます。バナナ等を例にとりまして、最近大体七十万吨程度で、少しは減少するかもしれないけれども、大体これ程度ないしそれよりも少し下がる程度であるか、こういうふうなことの見通しの仕方をしてみたい。簡単に言えば、これまでの動向から将来を見通すといふこととでございます。

一方、大変難しいのがいわゆるIQ品目、オレンジ等でございます。これにつきましては、現段階で日米間等におきまして約束されております輸入枠の最終年度、この水準にいわば仮置きしていかうか、その水準で続くといふ見通し、こういう見通しの仕方をしなければいけないのではないか。これはそれよりふえたと見通すのとおかし

いわけでございますし、現在、実際の約束されておる輸入枠の最終年度をいわばそのまま延ばしていく、そのまゝの水準で置いていく、こういう見方でなからうかと思ひます。

○申原委員 大事な点ですからもう一度伺ひませう。つまり、今話し合ひをしてゐる最終年度といふのは六十二年のことでございませう。どうですか。

○閣谷政府委員 六十二年でございませう。今申し上げましたのは六十二年の最終の輸入枠の水準をそのまま固定して将来もそういう水準に置いていく、こういうことと見通しに含めるといふこととでございます。

○申原委員 つまり、現状以上そんなに輸入量は枠をふやさない。オレンジの話がありましたがけれども、現実には話し合ひをして協定ができてゐる昭和六十二年の水準を横ばいで推移させていきつたといふことと、このことにつきましてもはきちつたこの方針を堅持していきたい、こういうこととありますかどうか、確認をしておきたいと思ひます。

○閣谷政府委員 これは国際的な交渉のこととございませう。将来の水準がどういふふうになつていくのか、これは我々の努力の問題とございませう。かねて申し上げておられますように、輸入量の増大については極力抑制する方向で最大の努力をすることと対応してゐるわけとございませう。基本方針の見直しの中では、簡単に申しますと、これを減らすこともふやすこともいづれの方

向もなかなか今とりにくいので、六十二年の最終年度をそのまま延ばしていくといふ、見通しの中ではそういう整理をするといふことが一番いいのではないかとこのように考へておる次第でございます。

○申原委員 六十二年最終年度の枠といふものを横ばいで続けていきたい、大変に苦勞なさるともあるだろうけれども、あなたの答弁の方向で最大限の力いっぱい頑張つていただきますように、特に要請をしておきたいと思ひます。そこで、今回の法改正によりまして果樹園経営

計画を定めるといふことになりましたが、対象者を自立経営農家の育成に置いておる。これはどの程度の経営規模農家を考へていらつしやるのですか。

○閣谷政府委員 果樹園経営計画の目標につきましては、従来の公庫法で申しますと自立経営目標とでございます。今御審議のいたされておるいわゆる金融三法の一つとしての農林漁業金融公庫法改正案の中では、育成して自立経営になる程度、こういう経営も含めるといふこととございませう。したがうして、今回の改正によつて含める方の経営を対象にして考へますと、我々としては、大体自立経営の下限農所得の大体七割くらいを実現する経営、こういうふうになつてはどうかといふこととでございます。

その場合に、果樹の場合にどういふ規模になるかといふこととございませう。これは御承知のやうに、こういう自立経営なりそのの一步手前の今回改正により拡大する分の経営の目標については、知事が規模を決めるわけとございませう。なかなか私どもが今の段階でどういふ規模になるか想定しがたいわけとございませう。仮にリンゴ経営と稲作の両方組み合はつてゐる経営で申しますと、自立経営の目標所得が大体五百万円ちよつとぐらゐ、こういうふうな十年後見通しといひますと、その七割、三百五十万円とございませう。これを目標所得と仮に置きますと、リンゴと稲作では、大体リンゴが一ヘクタールぐらゐ、稲が〇・五ヘクタールぐらゐ、このぐらゐの規模を持つておられますと大体三百五十万円ぐらゐの目標所得が実現されるといふふうな試算になるわけとございませう。こういうことも考へながら各県におきまして果樹園経営につきましても目標規模を設定をする、こういうふうな方向で指導してまいりたいと思ひます。

○申原委員 ただいま、こうありたいといふ立場での経営規模についてお答えをいただいたのでございませうが、私そこでちよつと懸念をいたしますことは、農業に熱心であるけれども小さな農家、

複合経営のために果樹部門がまことに少ない農家というものは、本制度によりまして除外されるということになりはしないか。これも農林省の資料でございませうけれども、つまり、〇・五ヘクタール以下の農家というのが実は七五%、果樹経営農家の中で占めているわけですね。この法改正によりまして、制度の取り扱いによりましてはこの七五%の農家に大変大きな影響が出てくるのではないかと、こういうふうには懸念するのですけれども、いかがでございませうか。

○閣谷政府委員 総合施設資金の融資対象を選定する場合に、私のただいま申し上げましたようなあくまでも五ないし十年後目標規模でございしますので、現状がある程度規模が小さい場合にも、経営総合改善計画によりましてその目標に達するということが見込まれる、そういう意欲的な農業者についてはこの資金の融資対象にするわけでございませう。

ただ、現実になかなか規模拡大ができないという場合にはこの対象として登場しないわけでございませうので、そういう場合には農業近代化資金その他の融資措置により対応するということになるわけでございませう。やはり総合施設資金の趣旨が、自立経営ないしその一步手前の経営を育成するといふために年利五%というような大変低い金利水準の特別の資金をつくっておりますので、その融資対象については、ある一定の経営目標を達成するという場合に融資対象にするということとで対応せざるを得ないわけでございませう。

○串原委員 ここで時間をとってはちよつと困るのでございませうが、つまり、複合経営のために果樹部門の規模は若干少ないけれども、しかし熱心に農業を続けていこうという人たちに對しては、従来と同じ立場で、より以上援助をするという立場、指導をするという立場で果樹振興に力を入れてやつてもらわなければいけないと思ひますから、これは強く要請をして、次に移ることにいたしますしやう。

そこで、農業者集団から個別農家の経営を主眼

にした果樹園経営計画を定めるといふのでございませうけれども、従来農林省が推進してまいりました団地化、集団化への指導方針との関連というのは、今回の法改正によつてどうなつていくのでございませう。

○閣谷政府委員 今回の改正で、いわゆる共同して経営計画を立てるといふ要件を外したわけでございませうが、これはやはり資金の実態が、個別経営になじむような改種等の資金、個別経営対応の資金が中心であるという実態に對したわけでございませう。お尋ねの集団化あるいは団地化という方針につきましては、我々としては従来と何ら変わりない指導をしてまいる考え方でございませう。

具体的には、県の定めます振興計画の中で広域濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにする、あるいは作業の集団化につきましても、補助事業でございませう。果樹産地総合整備事業の補助対象者、これは集団としておりまして、そこに大規模な機械、施設等の利用の共同化を進めるための助成事業を行う、こういうようなことで、この集団化、団地化の方針については従来と変わりのないわけでございませう。それから集出荷の効率化、生産効率化の上ではますます必要になつてまいる、こういうふうな考えております。

○串原委員 法律に基づきました対象果樹というのは十二種類ございませう。そこで、ミカンもさることながら、とりわけ落葉果樹の生産振興に今後我が国の場合力を入れていくべきだと考えるのでございませうが、いかがですか。

○閣谷政府委員 これは、最近の日米交渉等の過程でかんきつ類が大変問題になりましたので、あるいは果樹農業の重点がそこにあるようにいささか受け取られがちなわけでございませうが、御指摘のございましたように、落葉果樹につきましても、果樹の大変大事な部門として従来よりも一層力を入れる、そういう考え方をとっております。

○串原委員 次に、果実の生産及び出荷の安定に關する措置について伺うわけでございませうが、農

林水産大臣が定めることとなつております生産出荷安定指針は、いつ定めるわけですか。そして、これはどのような効果を持つものであるのか、お答えを願ひます。

○閣谷政府委員 この生産出荷安定指針につきましては、その前提として特定果実を決めまして、それで生産出荷安定指針を決めるわけでございませう。これにつきましては、我々としては、関係団体との協議も進めながら、それから特定果実の指定の手続等もございませうので、現状にかんがみましても、いつというふうな決めてはおりませんけれども、できるだけ早く改正法によりまして生産出荷安定指針の策定、公表を行いたいと考えております。

それで、その場合の内容、効果でございませうが、これは法律にもございませうな計画生産出荷のいわば目標等を示すものでございませう。これは、従来から申しますと、農林水産大臣がこういう一種の需給問題にまで入つていくという姿勢がなかったわけでございませう。この姿勢を具体的に示すという意味で、需給が問題になる特定果実につきましても生産者等の計画生産出荷の誘導をする、こういう意味で決めるわけでございませう。

さらに、それを実現する意味で指定法人の諸事業も行われるわけでございませうし、最終的には、今回改正の内容に盛り込んでおります農林水産大臣及び知事の勧告、こういうことによりまして需給安定のために行政庁が一層関与していくという強い指導の姿勢を示していく、こういう意味で指針ということを今回改正に含めた次第でございませう。

○串原委員 そういたしますと、政令で定めることになつておりますが、特定果実は今のところどのようなものを考えていらつしやるのですか。

○閣谷政府委員 これは法律にも特定果実の要件がございませうが、需給のいわば不均衡がありまして、その改善のための措置にある程度の期間がかかる、こういうものでございまして、我々現状で判断いたしますと、当面は温州みかんを指定する

ことが適當であり、かつ必要である、かように考えております。その他の品目につきましても、我々は基本的な考え方として、こういう法律に定めましような事態に至りましたならば指定する考えはもちろんです。温州みかんの指定が必要である、こういうふうな考えております。

○串原委員 そういたしますと、従来は生産者団体が集まつた生産出荷安定協議会という立場で計画をされてきたようでございませうけれども、今お話しのように、今回の法改正によつて農林省が関与をするという立場もあつたから、この実効を上げるために生産出荷安定指針を具体的に進める場合の機関、あるいは協議会と言つてもよいし対策会議と言つてもよいしなのですが、農林省も関与した機関等を設置する考えはございませうか。

○閣谷政府委員 従来から生産出荷安定協議会というものが全国段階にもございませうし、各県段階にも同じようなものがございまして、我々としては、今回法律が改正されましたことに伴ひまして新しくつくるといふよりは、従来の計画生産出荷協議会、これは関係生産者団体に、さらに今後の問題としていわゆる民間の出荷業者の方とかあるいは加工業者の方も参加を求めるといふようなことが必要かと思ひますが、これをむしろ拡充という強化をしていく、一方、農林水産大臣が決めます指針に基づきます行政庁の誘導、これが両方相まつていくという考え方で進むのが適當ではなからうかと考えております。

○串原委員 時間が参りましたので、局長、最後に一言。

今回の法改正に当たつて考えなければならぬのは、一番大事なのは需給問題であるということですね。その立場から考えますと、輸入だけに神経を使つていくだけでなく、輸出対策に對しても、特にナシ、リンゴなど我が国の果物は評判がよろしいというふうな聞いておりますから、この際輸出対策にも力を入れていくという姿勢を強化すべきである。これに對して、あなたの考え方、

そういう形で、私は子供がなぜそういうものを選ぶかという点、おまけのようですね。チヨコレ

現行の果振法というのは、これは先生が私よりずっとお詳しいわけですが、非常に果実需要の大幅な増大を見込まれるという情勢のときにできたものでございます。そんなことで、果実生産の安定的な拡大を図ることを目的としてこの果振法を制定したということです。

今日特に問題になっております、私はミカン産地でありますが、ミカンの産地は既に昭和四十七、八年ごろからいわゆる需給基調が変わつてき

ごいまして、一つは 新たな果樹農業振興基本方針を早急に作成し、これに基づき果実の需要の動向に即した生産の振興を図ること。二番目に、適地適産の原則を踏まえつつ、引き続き果樹園の整備とか集出荷施設の近代化等の産地整備対策を推進するとともに、新たな果樹園経営計画の活用

により、果樹産地の中核となる技術力と経営力を持った果樹農家の育成を図ること、こういうふう
に考へておるわけでございます。

○田中(恒)委員 以下、法案の具体的な内容につ
いて若干御質問しておきます。

その第一は、農林大臣が果樹農業振興基本方針
を定められますね。それから県知事が果樹農業振
興計画を定めますね。この基本方針と県段階で定
める振興計画との間の整合性をどういうふうな確
立していくかということが前提にないと、需給調
整の機能は効果を発揮しないと思うのです。これ
までの果振法の中では、国がつくった基本方針と
県がつくった振興計画の総量を含めてみたら、
県の振興計画の方がよほど量が多くなつた、残念
ながらこういう現実がしばしば見られたわけだす
ね。この点を今回の改正の中でより強化をしてい
くということになつておるわけでしょうか。これ
は局長でしょうか。御答弁いただきたい。

○関谷政府委員 従来の基本方針と県の振興計画
の関係でございますが、従来、基本方針の本来の
内容を占めておりました新植面積につきまして
は、基本方針と県計画との間のずれは極めて少な
い、こういう状況でございました。ただ、いわゆ
る全体の栽培面積については本来基本方針の内容
にはしておらないのでございますが、裏にある数
字としては県計画との間にならずれがあるもの
もございました。

今回の改正では、特にこの点につきましては法
律改正の内容として両者の整合性をとる手段を盛
り込んではおらないのでございますが、今回は、
従来ずれのありました栽培面積の関係を本来の基
本方針の規定事項として、これに即して県に
対して十分指導するということで、整合性を保つ
よう一層努力をしてまいりたいと考えておりま
す。

○田中(恒)委員 法律的には前回と変わつていな
いということですが、植栽面積から栽培面
積に変えていく、こういうことで指導をより強化
をしていくということですが。

確かに変わつてないのであれですが、果振法第
二条の三の五項は、「都道府県知事は、果樹農業振
興計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水
産大臣に提出するとともに、その概要を公表しな
ければならない。」こういうことになつておるの
ですね。

基本方針と振興計画との整合性が保たれないと
需給調整が本当に機能しないということであれ
ば、都道府県知事が定めた振興計画を農林大臣が
認定をしていく。法律的には、調整をする手法と
して認定行為をなぜ今度改正しなかつたのか、実
はちよつと私は疑問に思つておるわけでありま
す。出たものを指導の中で調整をするということ
でしようが、法律的には、各県から出たものを農
林大臣は最終的に認定をして、多いとか少ないと
か調整をしていくというのがあつてしかるべきじ
やないかと思つておるわけですが、それができな
かつた理由はこういうことではないでしょうか。

○関谷政府委員 これは国と自治体の長との間の
制度上の問題が一つございまして、国の関与と申
しますか、そういうものをだんだん制限していく
という傾向にございまして。もともと法律の条文に
は、基本方針に即して計画を定めるということ、
それから今お挙げになりました届け出の規定があ
る、こういう規定をもつて実際上は整合性の指導
が十分できるという前提に立つておるわけござ
いまして、これよりさらに法律上、認定とか承認
とかという権限として具体的なチェックを盛り込
むというのは、今、国と地方とのいわゆる権限、
制度上の問題としてはなかなか難しいということ
で、そういう措置を盛り込まず、専ら実際上の指
導で対応するということになつておるわけござ
いまして。

○田中(恒)委員 県の計画を立てるときに、国の
基本方針に基づいて事前に相当綿密しかも周到に
指導してもらいたい。この失敗をしないように最
初に申し上げておきます。
それから、その次に基本方針の問題は輸入で
すけれども、いろいろ言つたつて輸入の動向とい

うのは大きいポイントなんです。いろいろな難し
い情勢があるから、あなたのところは表現は非常
にお上手にやつていらつしやるが、輸入果実をど
う取り扱つていくかということは、生産目標の設
定、需要見通しの中の重要なポイントだと思つて
います。

そこで、これまでも基本方針は次から次と相当
修正をやつてきたわけですが、輸入の数字
というのは、今言われたのですけれども、例えば
五十五年十一月に改定した六十五年見通し、これ
を見ても、六十五年の生産目標がその他かんきつ
が百七十九千トン、栽培面積が四万九千九百ヘク
タールに対して、需要の見通しが百六十四千ト
ン、したがつて、その差の五十二万五千トンとい
うのが輸入量、こういうことになつておるわけ
ですね。五十二万五千トン、これがその他のかんき
つのところで一括して入つておるわけですよ。

輸入のかんきつというのは幾らだといふふう
に、これから基本方針の中で明示しませんか。そ
れから、その他のかんきつといひましても、少量
多品目の方向に向いておると言つておるわけだか
ら、かんきつといつたつてたくさんある。この果
振法の対象だつて十二品目あるわけでしょう。も
つとふやすという方向でしょう。たくさんあるわ
けですが、オレンジは幾らとか、いろいろかんき
つの種別ごとに示す、そういうところまでは考え
ていないでしょうか。

○関谷政府委員 基本方針なり長期見通しの場合
の扱いでございますが、全体の考え方としては、
自由化品目については従来の傾向から推定する、
それからIQ品目については現在決められてい
る輸入取り決めの最終年度の数値をそのまま仮置き
する、こういうふうな考え方をとりたいたと思つて
おります。

その場合に、お尋ねのような非常に細かいところ
までということでございますが、我々としてしま
しては、輸入も、これは国内生産も同じでございま
すが、ある程度の分類をもつて見通すわけござ
います、その過程の作業としては、もちろんで

きただけ細かい分類をつくりまして、その分類に
応じて見通しをしていく、こういうことになるわ
けでございますが、それを明示で、こういうもの
は幾ら、こういうものは幾らといふふうな扱いと
して基本方針の中に盛り込む、あるいは長期見通
しの中に盛り込む、そこまでは現在考えておらな
い次第でございます。

○田中(恒)委員 輸入の果実が幾らになるといふ
ことが明確にわかるように、その程度は公表しま
すか。

○関谷政府委員 これは発表の形式の問題もあり
ますけれども、長期見通しの場合も基本方針の場
合も、やはり総体の生産目標を——基本方針の場
合は、生産目標を決めるわけでございますので、
その数字を算定するプロセスとして出てくるわけ
でございます。長期見通しの場合には需要量と生
産量のずれとして出てまいります、基本方針の
場合には国内生産の問題でございまして、必ず
しも明示で輸入が幾ら、こういうふうには出てま
いらない。しかし、その推定の過程といふものは
果樹農業振興委員会等でも御議論いただくわけ
でございますから、輸入がどのくらい見込まれてい
るかといふことはおのずから明らかになるうかと
考えております。

○田中(恒)委員 果樹園経営計画制度について
はどのような農家を考へておるのか、あるいは従来
の二戸以上を個別農家にした理由は何か、こうい
う点は今申原さんの御質問にお答えいただきまし
たが、私はこの際申し上げておきたいのは、果樹
園経営計画というものが国の基本方針、県の振興
計画に基づいて果樹振興のためにつくられていく
ということでありまして、これは公庫の総合施設
資金を貸すということになつておりますから、こ
の公庫の金を借りるためにこれが動いていくとい
ふことのないように、やはり全体の計画の中の位置
づけの一環として進めていくように、これも要望
ですから、もう時間がないから、特に聞いておい
ていただきたいと思ひます。
そこで、次に生産と出荷の安定措置、つまり需

給調整、これが本法改正の目玉というか焦点であります。特定果実は今のところ温州ミカンを想定していることですが、温州ミカンは特に需要が減ったということで、一次二次と減反が、自主的にも、農林省の方も積極的に応援をしながら今日まで進められてきたわけでありまして、十五、六万あつたものが現在たしか十一万六千四百ヘクタール程度にまで下がっております。これはもつと下がるような傾向にあるわけでありまして、大抵現段階で適正な温州ミカンの生産量なり栽培面積をどの程度と農林水産省は考えていらっしゃると思いますか。

○関谷政府委員 この点は、果樹農業振興基本方針の改定作業を、これは改正法に則しまして行うわけでございまして、果樹農業振興審議会において検討のいわば本格的な段階にこれから入るわけでございまして、したがって、具体的な数字については検討の場の中で明らかにされていくと考えておりまして、今なかなか水準としては見通しを申し上げられる段階ではございませぬけれども、この数年来の平均的な生産水準、大体二百八十万トン台という水準から見ますと、生産総量としてはもう少しこれを下回るような見通しをせざるを得ないのじゃないかと考えております。

○田中(恒)委員 特定果実の生産出荷安定指針というものがつくられるわけですが、現在、果実生産出荷安定協議会が、団体が中心になってやっております。これを活用していくということのようですが、新しく法的な裏づけの中で考えられるこの指針の中で、現在行われている府県別の計画数量、それから三十一市場別の月別、旬別の出荷計画、こういうものまで細かく踏み込んでいく、こういうふうな理解してよろしいかどうか。これが一つ。

それからいま一つは、指定法人は現在協同組合系統ですね、これが中心になっておるわけですが、今回アウトサイダー、つまり業者団体も含めてこの計画の中で需給調整を図っていくとい

うことでありますが、これは言うはやすく現実問題としてはなかなか難しい面が私はたくさんあるかと思ひます。これについては、どういう手順で全出荷団体の意向を方針の中へくるめて、しかも実行させていくということを考えていらっしゃるのか、もう少し手順を細かく御説明していただきたいと思ひます。

○関谷政府委員 今回の生産出荷安定指針に盛り込む事項としては、その年の生産予想量なり生産加工目別の需要量の見通し、こういうものは盛り込むわけでございまして。ただ、その場合に、これはやはり全国ベースで農林水産大臣が決めるということとございまして、お尋ねのような都道府県別あるいは対象出荷先の市場別の数量、こういうことになりまして、これは従来からございまして生産出荷安定協議会、こういう場で関係生産者団体等の協議により具体化をしていく、またその過程に生産出荷安定指針を決めました農林水産省としても積極的に参加をしていく、こういうあり方になるかと思ひます。

それから、その場合に、特に指定法人等の関係で、その手続、手順の問題でございしますが、我々としては生産出荷安定協議会、これは従来から生産者団体系統のみで構成されておりますので、我々は指導といったしまして、この中からいわゆる出荷業者団体も含めて、こういう方向で参加を求めて、一緒に生産出荷安定協議会の協議を進めていただきたいと思ひます。

指定法人につきましては、今回の仕事が全体としての生産出荷の安定でございしますので、対象に指定出荷業者も含めるといふことになりまして、いわば農林大臣の決める指針のもとで、この指定法人の業務それから安定協議会の業務が両方並行して動く、こういうような体制を予想しているわけでございまして、指定法人につきましても、商系の出荷事業者も業務対象に加えられておりますので、この関係の団体等につきましても指定法人への、これは財団法人でございしますのでいわゆる参加ということはないわけでございします

れども、指定法人との関係、つながりというものも今回我々の指導によりまして持つ、こういう方向に持っていく方がいいのではないかと考えております。

○田中(恒)委員 局長、これは話し合いて理解を得て参加をしようということですが、あなたのところはよっぽど腹を決めて、それぞれの関係係系統、農協系と業者、よっぽどあなたのところは力強く話し合いをしないと、法律はできたけれども中身は伴わない、そういうことになる心配がなきにしてもあらず。私は関連業界の内容をある程度知っておりますので、そんな甘いものじゃないと思ひます。だから腹を決めてかかつてもらわないといけませんよ。法律はできるわけだから、格好ばかり法律をつくって中身が伴わないということになりますから、大臣、よっぽど腹を決めてやってください。

勧告という制度がありますけれども、勧告というのは法的には制裁措置があるわけでもないし、野菜の出荷安定の基金の中にもあるわけでもない、聞いてみると一遍も発動したことがまだないという状況なんです。ですから、勧告制度というものを発動する条件は一体どうなのか、こういう問題もあるわけですが、勧告制度などというものは、これは名前だけ変えたということではなくて、つくったわけですから、その裏打ちになるような、いろいろな面で業界の皆さんの意向も聞かないといけない面もあるでしょうけれども、よっぽど腹を決めてかかつていただきたい、このことをこの問題について特に強く指摘しておきたいと思ひます。

それから、民法三十四条に基づく指定法人と目される現在の中央果実基金でやっていくということですね。しかしこの中央果実基金の現状は、理事長は斎藤誠さん、前の農林省次官ですね、あと役員九名ですね。窓口を言うわけではないが、日園連の会長さんと全農の役員さんを除いたら全部農林省の天下りの皆さん。県には事務局長と女子職員一人、こういう体制で、温州ミカンだけ

で二百七、八十万トン、市場という阿修羅場ですよ、果たしてやれるのかどうか。今までのように安定基金で補助金を分配していくということだけでは済まないわけですね。ですから、この中央果実基金の強化をどうしていくのか、組織的、機動的、財政的にどうしていくか、この問題があると思ひます。これをやらないと、もちろんこれが中心になって各出荷団体の皆さんの御協力をいただくわけでありまけれども、やはり中心の果実基金協会の組織や機構や要員や財政までどうしていくかということは将来当然問題になってくると思ひます。この点について何かお考えがございしますか。

○関谷政府委員 中央果実基金のような大変難しい仕事を行う場合、特にこれから計画生産出荷の安定なりそれから需要増進の面について開拓していくような仕事が多いわけでございまして。そういう意味で、我々としては、機構、組織の拡充が先というよりは、むしろ事業の充実を先行させて、それに対応して必要最小限度の人をそこに置く、また、できるだけ機構の膨大化を避けて、むしろ関係諸団体との協力連携のもとでかなり効率的な運営をしていく、そういう意味で、簡単に言いますと少数精鋭主義というふうな立場で臨むのが一番いいのではないかとと思ひます。

そういう意味では、もちろん組織、機構の整備も大事でございしますが、やはり事業体制に依拠してできるだけ少数の優秀な人で、また関係団体との連携も保ちながら、この指定法人の機能が十分発揮されるように我々としても十分指導してまいりたいと考えております。

○田中(恒)委員 歯切れがよくないんだが、この財政は、この予算で出てきておるようなもので当面は乗り切れるというふうにお考えになつていらっしゃるわけですか。

○関谷政府委員 いわゆる管理運営費という意味では、今年度程度のもので十分処理できると思っております。

○田中(恒)委員 もう少し前向きで考えていた

かないと、これは、今までのようなものだけでというのでは私ちよつと不安なんだな。

大臣どうですか。あなたもミカン地帯だから、果樹地帯だから、どうですか、もう少しこれは強化の方向で考えてもらわないといけない。

○佐藤國務大臣 お答えいたします。

今先生から聞いたお話、実は私正直よくわかりませんが、御指摘の内容が、新体制を遂行するための果実基金の組織、定員等の実施体制にありとすれば、現体制を再検討し、不十分の場合には対処するよう配慮してまいりたいと思います。

また、先ほどの財政上の問題につきましては、体制が円滑に運営されるよう対処したい、こう思っております。

○田中(恒)委員 次に移ります。

第四条の四の一号、つまり、「特定果実に係る果実製品の保管に関する事業」の法文を見ましてはつきりしておきたいことは、ジュースですね、果汁をこれまで調整保管という機能にとどまっておったわけですが、これは法律的には明確になっていないわけですが、「保管」という表現しか出てきていないわけですが、私は十二月の質問でこの点は意見も申し上げたし、局長からも一定の前の向きに御答弁をいただいておりますが、ジュースの買入れを必要の場合に行う、この指定法人で全国的に行う、こういうふうに理解をしてよろしうございますか。

○岡谷政府委員 その「保管に関する事業」と法律に書いてあることの意味は二つございまして、一つは従来からやっておりますような他の主体が行う保管に対する助成と、それからもう一つは、お尋ねにございましたような果実製品、果汁をこの指定法人が買入れてみずからの危険負担において保管をする、この仕事もこの法人の能力として含まれておる、こういう解釈でございます。

○田中(恒)委員 今の局長の御答弁のようなことになるんだらうと思いますが、その際、買入れを発動する場合の基準というのか、どういう状態の

ときに買入れを発動するというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○岡谷政府委員 これは、当然のことでございますが、従来の保管に対する助成という方式では十分でないような、大変需給の不均衡な異常事態に近いような事態が出現した場合ということが想定されるわけでございます。その辺で、買入れの基準なり要件については大変慎重な検討が必要だと考えておまして、これは今回の改正ではそういう能力を法人が持つというところであります。

が、これから、その買入れの仕方、どういう場合にどういうことでやるか、それから買入れしたものの保管ないし放出の条件、こういう点については、関係諸団体とも協議をしながら十分慎重な詰めが必要であるというふうに考えております。

○田中(恒)委員 十分にひとつ検討していただきたい。

それからお、買入れの価格ですが、これは研究会でも加工果実の今の補給金の制度をめぐっていろいろ議論があつたようでありまして、これも検討というこのようでありけれども、ともかくこのジュースの価格というのは安いんですよ。この十数年来、例えばミカンに例をとれば、私どものところでは、農家にすれば手取り百円ぐらい欲しいというのが、この十年來七、八十円、悪いときには六十円ぐらいしか取れなかった。ジュースというのは二十円台、三十円台になるかならぬか、こういう状態なんですけれども、これはもう少し周年需要という観点からも考えてみなければいけないんじゃないかと思うのです。

しかし一方、加工業者の立場もありまして、いろいろありますけれども、やはり買入れ価格というものの対して国の政策アップというものが相当出てこないとの矛盾は解決できないわけでありまして、買入れ価格について恐らく検討するということなんでしょうが、ひとつ前向きに検討していただきたいということを要望しておいて、局長から御意見ございましたらお述べいただ

きたいと思いますが、同時に、この買入れ、保管に必要な経費の負担などについて、もし方向が出ておりましたらお示しをいただきたいと思ひます。

○岡谷政府委員 ジュースの買入れ価格、もちろんいわゆる市場価格との関係で決まるわけでございまして、価格自身がほかの飲料との競争関係等もあるもので、なかなか難しい状態であらうかと思ひます。

指定法人の買入れということになりますと、これはまさに先ほど申し上げましたような慎重な検討を要すると思つておまして、まあ価格は高い方が望ましいという御意見もありましようが、反面、指定法人に物が非常にたまる一方、こういうふうなことになることもかえつて事業の目的を達しないわけでございまして。その買入れの価格それから保管経費の扱い方、こういうものについては、先ほど申し上げましたような事業のいわば道の開き方、取り組み方としまして、十分慎重に検討させていただきたいと思ひます。

○田中(恒)委員 いま一つ保管関係で御質問しておきますが、買入れたものを今度売り渡すでしょうか。売り渡すときの問題は、これもまだ検討ですか。

○岡谷政府委員 これは買入れ、保管、売り渡し全体、価格、その基準、条件も含めまして、一連の仕事として検討をする必要があるということ、まだこれからその具体化をすることを前提にしまして検討を進めてまいりたいと思つております。

○田中(恒)委員 時間があと三、四分になったようであります。大臣、この際大臣と一、二意見を交換してみたいと思ひます。

結局、この需給調整機能というものを日本の果樹産業というものを発展させるという観点に立つて考えた場合に、やはり私が一番怖いのは開放体制、特に果実についてはアメリカであります。アメリカの今日の状況から見ると、中曽根総理が先頭に立つて舶来品を買ひましよう、こういう時

代でありますし、しかも、今休戦しておるとはいえ、農産物貿易交渉というものはこの一、二年のうちに再燃をしてく、こういう状況でありますから、やはり外国のものがどんどん入つて、逆に日本の果樹産業は縮小していくという道をたどらしては、本法のねらいとか、本来の姿ではないはずでありますから、需要に対応するということも必要だが、需要をどう創造していくか、つまり消費拡大であります。この需要をいかに創造していくかということも、政策の最大の、これは果樹だけではなく、畜産を含めて我が国の農政にとつては大きな問題だと思ひます。

そのために、例えば学校給食といったようなものも日本型食生活の一環として形成をされ、進められておるわけでありますが、やはり政策需要をできるだけふやしたい。しかしそれには錢が必要。錢は臨調行革でなかなか難しい。こういうことなんで、あなたも大臣としてなかなか難しいこととはよくわかります。わかりますが、これはじりじりと今のままにばしておつたのでは、果樹だけではありません、畜産も、少なくとも日本農業の新しい分野と目されるところに大きなしわが寄らざるを得ない。そういう意味で、やはり腹を据えてこの需要創造政策というものを力を入れてもらいたい。当面学校給食を軸にして福祉なり、あるいは酪農の場合はこの間の畜産の価格決定の際に、牛乳を幼稚園、保育園までもというのを入りましたけれども、果汁だつて同じでありますから、ぜひ保育園、幼稚園までも果汁を飲めるところはどんどん飲んでもらう、こういう方面に給食制度の枠も広げてもらいたいと思ひます。

先ほど御意見があつたように、私は果樹の問題については輸出の問題をもつと真剣に考える必要があると思ひます。輸出の問題を考えると、現状残念ながら輸出をしていくこちら側の体制が整っていないように思ひます。ともかくばらばらになつておる。できれば輸出についての窓口というものを相談をしていくようなことも必要じゃないかと思ひます。その他政策的にはいろいろありま

しょう。ECまではいかないけれども、日本の政府の厳しい財政事情の中で新しい政策路線として考えてみれば考えられる節が幾つかあるような気がします。

○佐藤國務大臣 先生にお答えします。先生御存じのとおりであります。果汁は学校給食に千トンぐらいいで、年間大体三千万個ということで、一個当たり四円の助成をしておるわけですが、仰せのように最大限努力してみたい、こう思っております。

それと実は、先生の御指摘のとおりでございます。国内での消費拡大をどうするかという問題、それとともに、もう一つは輸出の振興を図っていく必要がある、こう思っております。そんなことで、今回の果振法改正によりまして指定法人として位置づけられました財団法人中央果実生産出荷安定基金協会、ここに果樹緊急特別対策基金でございますが、五十九年が大体三十五億、六十年度は十億、約四十五億でございますが、これを使いまして、内外における消費宣伝とか果実、果実加工品の品質向上対策や海外市場への試験輸出等、広範な対策を実施し、この基金を活用して積極的な需要の拡大を図っていききたい、こういうように考えております。

○田中逋委員 本法の具体的な取り進め方については、まだ十分に省内、お役所の方でも煮詰まっていらない点もあるようでありまして、私の気づきました二、三の点につきまして、与えられた時間が四十五分でありまして、その範囲で申し上げたつもりであります。

ぜひ十分検討していただいて、関係諸団体、関係機関と十分に御相談をいたしまして、この法律を通して当面の果樹農業の危機を脱出をしていくように、そういう前向きな、しかも生産力を高めていくような、そういう方向に向かって取り組んでいただきますように要請をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○吉浦委員 次回提案されました果樹農業振興特別措置法改正案につきましては、おおむね賛成でありますけれども、基本的な点を若干伺っておきたいと思っております。

果樹農業の振興についてでありますけれども、現行法は農基法に基づく選択的拡大を受けて果実生産の拡大を図ることを目的とした法律でありまして、現状は果樹農業振興基本方針及びその計画、それと独禁法除外規定、これが機能しているだけで、その中心となる果樹園経営計画も昭和五十一年の三月三十一日に失効しているわけでありまして、いわばこれはもう死に体でございます。それをよみがえらせて新たな観点から振興策を盛られるということは、それ相当の抜本策がなければならぬというふうに考えるわけでありまして、この改正案を見ますと、一つは、栽培面積の目標を定めて減反できるようにしたという点、二番目には、果樹園の経営計画の対象者を集団からいわゆる農業者に改めるという点、三番目には、需給計画を担う指定法人の法定化、勧告制度の導入など、お世辞にも抜本策とは言えないじゃないか、こう思うわけでありまして、

また、さきの日米合意によりましてオレンジの輸入枠の拡大がなされましたが、これは果樹農家に深刻な影響を与えているわけでありまして、この際大臣から、いわゆる果樹農業振興策についての基本的な考え方を尋ねたいと思います。

○佐藤國務大臣 吉浦先生にお答えいたします。先生御存じのように、果樹をめぐる情勢は大変厳しいわけでありまして、果樹農業の健全な発展を図ることが基本でございます。そのためにどうするかといいますと、結局我が国のすぐれた生産技術を活用して、消費者の嗜好に合致した良質

果実の生産を推進する。また諸外国から輸入拡大の圧力が非常に高まっております。そんなことで、規模の大きい、効率性の高い果樹農業経営の育成と、輸入果実に負けないような足腰の強い果樹産地の育成を図る。こんなことで今回の果振法の改正に踏み切ったというわけでございます。そんなことでございまして、果振法の適切な運用あるいは各種の補助、融資制度の実施により健全な果樹農家の振興を図ってまいりたいと考えております。

○吉浦委員 果樹農業の位置づけについて伺っておきたいのですが、我が国民の食糧の自給を確保するということ、いわゆる食糧の安全保障の見地から見てまいりますならば、果樹もやはり国民の食糧の大事な一部を形成するもの、こういうふうな考えなければならぬと思っております。行政当局はまだこれは嗜好品としか扱っていないわけでありまして、例えば畜産と対比しても相当低くその価値を見ているんじゃないかというふうに思うわけでありまして、当局の見解をお伺いしておきたい。

○関谷政府委員 果樹農業は、生産の側から見ますと、耕地面積、農業粗生産額が約七％でございます。また、果樹栽培農家は八十万戸を数えているわけでございますが、我が国農業の上で大変重要な地位を占めているわけでございます。

今御指摘の中にございまして、いわゆる消費面なり食生活面から見た評価につきましては、一口に嗜好品というふうな言葉で言われてはおりますけれども、全体として見ますならば、日本の国民の食生活が従来米と魚と野菜、この辺を中心にしたような食生活から、それに畜産物が加わり、果実が加わり、こういう新しいものが豊富に加わりま

した大変豊かな食生活を維持しているわけでございます。また、そこに必要なビタミン等の供給なり植物繊維の供給とか、あるいは食生活の豊かさの内容をなすということ、我々として食生活という面から見て、果実及びその加工品というものの占める位置、これは大変大事なものだ、こういうふうな考えをしております。日本型食生活と言われるものの普及、定着の努力の中でも、果実を含めまして、今のバランスある豊かな食生活の普及を図っていききたい、こういうふうな考えをしております。

○吉浦委員 次に、果樹園経営計画の対象者が、このたびの改正によりまして集団からいわゆる農業者に改めるということになっておるわけでありまして、中核的農家の育成を図るということを目途としての措置であるというふうな説明はされておりますが、一方では弱小農家の切り捨てではないかというふうに心配をされている向きも確かにあるわけでありまして、

そこで、経営改善に意欲のある農家であるならば、規模の大小にかかわらず本法を適用すべきであるというふうな――農水省は今回の果樹園経営計画ではどのような規模並びに経営状況の農家を対象として考えておられるのか、どのような効果か、この点を伺っておきたい。

○関谷政府委員 今回、果樹園経営計画、これは先ほど先生のお尋ねにございましたように、五十九年三月三十一日まででいわば切れておりましたのを、復活というか、新たな仕組みとして動かすわけでございます。その場合の考え方として、これは、今回の農林漁業金融公庫法の改正の方で、総合施設資金が一つ拡充をされます。これとちよ

う時期を一にしておりますので、その総合施設資金の貸付対象が、御承知のように従来の自立経営目標だけではなくて、育成して自立経営になる程度の経営ということで、我々としては自立経営の目標、所得、規模の大体七割ぐらいいを目標にして経営改善をする、そういう農業者も対象に加えて

いく、こういうことで公庫法の改正と同一の時期に御提案をしたような次第でございます。これは、現状の規模が多少小さくても、主として若い意欲のある農業者がそういうような経営を目標にする場合には対応していくということでございます。意欲のある農業者については、自立経営目標の七割というかなり現実的の手の届くような目標である場合も多いわけでございますので、そういうことを積極的に取り上げていくという方向で改正をお願いしております。

なお、本当にそういう規模に到達しないという農家につきましては、これは私どもが実施しております果樹の産地の総合的な整備とか、それから、共同的な集団の一員として産地の育成の中で一緒に果樹農業をやっていたりするような方向で対応していく、あるいは農業近代化資金等の融資対象として考えていく、こういうようなことで小規模農業者についてもいわゆる切り捨て、こういうような考え方で対応することは考えておりません。

○吉浦委員 改正案では、農水大臣は特定果実について生産出荷安定指針を定めることができる、こうなるわけでありますが、温州ミカンが該当するといふふうに思われますけれども、大臣はこの指針をどのような基準で定めて、どのような効果を期待されているのか、これを伺っておきたいわけがあります。また、これによって農家経営の安定が図られるといふふうに断言できるのかどうかが、大臣からお答えをいただきたい。

○関谷政府委員 生産出荷安定指針につきましては、こういう温州ミカンというような需給上非常に問題がある、相当期間をかけて需給状態の改善に取り組む必要があるものを取り上げるわけでございまして、従来からしますと、農林水産省が一歩踏み込んでその生産出荷の目標を決めていく、こういうことでございます。

したがって、これはあくまでも、指針の効果というになりますと一つの政策誘導効果、問題のある果実についての方向を示すということ

にとどまるわけでございますけれども、この具体的な措置としましては、指定法人の行います諸事業でございまして、これが十分うまくいかない場合にはその協力を求めるような勧告とか、こういう一種の事業措置、誘導措置、そういうものも含めまして、お尋ねのございましたような関係農家の経営安定に寄与する、こういう方向で運用してまいりたいと考えております。

○吉浦委員 農家によつては独自の農法を持つて、あるいは独自の販売ルートを開発して営農している場合があります。こうした方々は概して清新の気概を持って、情熱を傾けて農業にいそしんでいるものがあるわけであります。今回の大臣の指針はすべての農家に網をかける、そして指針に反する生産出荷をする農家に対しては指針に従って経営するようにその勧告をできるようにしておるわけであります。指針の定め方、その運用いかんによつてはこうした進んだ、気概に燃えた方々の熱意をそぐのではないかと懸念をするわけでありますけれども、この際、大臣の勧告の運用をどのように考えておられるか、大事な点でございまして、お答えをいただきたい。

○関谷政府委員 これは安定指針も勧告も同様でございますが、あくまでも計画的な生産出荷のためにやるわけでございまして、いわゆる農家の経営あるいはどういふものをつくるかという経営活動を拘束するといふものではございません。あくまでもできるだけ生産物の量なり仕向け先なり、そういうものを需給に差し支えないように安定をさしていく、こういうための誘導措置でございます。したがって、御懸念のような農家の経営を拘束するようにはないといふふうに考えておりますけれども、いざにしまして需給の動向に依じた生産出荷の誘導、こういう面ではやはり全関係の、例えばミカンならミカンの生産農家としては皆さん御協力して、ある意味では一致協力した需給安定活動をしていただきたいわけ、農林水産大臣の決めます指針なりあるいは行います勧告というのは、やはりそういう皆さん

方の共同的な活動をいわば援助しましたそれを誘導する、こういうような趣旨で運用していく、こういうことを考えている次第でございます。

○吉浦委員 次に、消費拡大と輸出振興について伺っておきたいのですが、果実の需要は、特に温州ミカン为例にとつてみても著しく減少しているわけでございますが、この点については果樹対策研究会で、少量多品目化あるいは良質志向が進む、それで「新たな対応が求められている。」というふうな指摘をされております。確かにオイルショックを境にいたしました我が国民の生活観が相当変化をしており、これとあわせてミカン園も成園面積が増大し、生産量が急増したことがいわれる変化としてあらわれているわけでありまして、それが果実の消費にあらわれたのではないかと、いふふうな思われ方がありますけれども、これらの施策としては、こうした側面も十分に考慮して対応していかなければならないといふふうに、現実には消費の拡大が重要なテーマで、少なくともオイルショック時の需要の喚起をしていく必要があるのではないかと、いふふうな考えるわけであります。

私は温州ミカンの生産農家の出身じゃないのですけれども、米の消費拡大については超党派の議員連盟というものはあるわけでありまして、果樹にもその必要性があるのではないかと、いふふうに思うぐらいその必要性を感じているものでありますけれども、現在農水省は消費拡大をどのような形で取り組もうといふふうになさっておられるのか、伺っておきたい。

○関谷政府委員 お尋ねの中にございましたように、果実に対する消費の形態が、従来の選択的拡大といふことでどちらかといえますと量的拡大に重点があつた時代から、これはオイルショックなり一つの国民経済の安定成長への移行といふようなことで、所得の伸びがいれば比較的緩やかなテンポになつたことと、やはり国民の生活意識の変化、向上に伴ひまして、非常にいいものを求める、それからある程度多様なものを求める、こういう

ようなことが果実の需要にもあらわれてきているといふふうに考えております。

こういうことに対する対応というのは非常に難しいわけでございまして、従来からも行われてまいりましたような新しい嗜好性を持ったような新品種の開発、これも実際に成果を上げて、かなり普及されてまいつたものもあるわけでございまして、そういうこととなり、それから需要の増進、拡大という面では、今回指定法人になります中央果実基金の事業として、従来もやってまいりましたが、これからは必要ないとして、一部果汁の学校給食への助成その他国内での消費増進、それからさらに、輸出需要も含めた開拓、開発、こういうことについてはこれから積極的に取り組まなければならないと思つておまして、その場合にあくまでも、お菓子とか、ほかの種類の飲料とか、いろいろな競合商品があるわけでございまして、それから、このごろの若い層を中心とした消費動向もよくその状況を定めて必要とありますので、そういう状況の推移に十分対応するよう、かなりきめの細かい需要増進活動が必要になってまいると考えておまして、この辺は指定法人の仕事として十分これから私どもも指導し、また指定法人自体においても積極的な需要増進活動に取り組むように期待をしております。

○吉浦委員 次に、輸出振興でありますけれども、この輸出振興の上でネックになっているものは、植物防疫の点では潰瘍病の発生の危険性が高いといふことに、また価格的には運送のコストの点にあるといふふうに聞いているわけでありまして、現在、力のある単協が独自に大変な努力を払つて輸出をしているものもあるわけであります。この際、潰瘍病の克服はもとよりであります。輸出振興の上から、輸出窓口を設置して、輸出しやすい状況をつくるべきではないかといふふうに考えるわけであります。また、輸出の振興を図っていくために、試験的な輸出を積極的に行い、市場開拓を図るという必要があるのではないかといふふうに考えるわけであります。こうした業務は

本改正案の指定法人にやらせてはどうかというふう
に考えるわけでありますが、この点あわせてお
答えをいただきたい。

○関谷政府委員 輸出振興の上で窓口の一元化と
いうことは一つの方法として考えられるわけでござ
いますが、本当の一元化ということになりますと、
独占禁止法の問題、それからその体制、それを支
ええます生産調整の問題、こういうことになりま
して、現在では、御承知のようにミカン缶詰に
つきましては、ミカン缶詰工業組合の組織を基
礎にしまして一元的な輸出がミカン缶詰の一つの
取扱という形で行われております。そのほか生ミ
カンにつきましては、輸出組合ということで、カ
ナダ向け輸出については農産物輸出組合による数
量の調整が行われて、一種の協調的な体制が行
われているわけでございます。こういう手法につ
きましては、一つのあり方として、いろいろ法律
上の制約もございしますが、その中で今後とも必要
なものについては取り組みたいというふうな考え
ておりますが、なかなか、そのベースになります
生産の体制なり何なりという問題がございします
で、ある程度限度はあろうかと思いますが、一つ
の課題としてはある、こういうふうな考えており
ます。

さらに、輸出への取り組みでございまして、こ
れは従来から中央果実基金協会の事業による助成
によりまして、いわゆる市場宣伝というPR活
動から、さらにもっと踏み込んで実験的な輸出ま
でする、こういうところまで取り組むべきだろう
というように考えておられて、これまでの例で
ありますと、カナダ向け温州ミカンの広範なPR
活動をやっておりますが、試験輸送等の例とし
ましては、五十九年度に北欧市場向けにミカンの
エス運河経由の輸送試験、こういうようなものも
実施して、それに助成をしておるような次第でござ
います。やはりこれは生産者団体の御努力によ
りまして実施をすることに対して中央果実基金、
指定法人の仕事として積極的な助成をし、さらに
基金自体としてもこういう仕事の開拓ということ

に取り組むべきだと考えております。

このほかに、御指摘のございましたようなアメ
リカのかんきつ潰瘍病、この関係の対策について
も、中央果実基金の仕事の中で今いろいろ研究措
置についても助成をしていくというようなことで
対応しておる次第でございします。

○吉浦委員 最近までですけれども、ミカンやリ
ングを生かじりをしていた。大臣もその経験はお
ありだろうと思うのですが、最近では皮のまま食
べるなんというところはほとんどできない。これは、
例えばリングなどの産地に行ってみますと農薬で
もってリングが真っ白くなっているという状態を
見ますと、やはり農薬の散布の仕方等も考えなけ
ればいかぬのじゃないか。回数も減せるものなら
減してもらいたいし、そういう強い品種もつくつ
てもらいたいというふうなことで、私は研究所
試験場等で進められているとは思いますが、それ
も、そういう樹種の開発も進めなければならぬ
し、またそういう農薬の回数等も減してもらえ
るような研究がどの程度進んでいるのか、希望も含
めてお答えをいただきたい。

○榎浦政府委員 お話しのよう、果樹の生産に
おきまして農薬の適正な使用と相まちまして病害
虫の的確な防除、こういうことは大変重要だと考
えておられて、このために、まず第一としては、
先生お話しのような病害虫に強い抵抗性の品種を
育成すること、第二には、天敵等を利用していく
こと、第三点として、病害虫に対する的確な発生
予察、この方法を確立する、こういったことが非
常に重要であると考えております。このために、
国立の果樹試験場を中心いたしました関係各都
道府県の試験研究機関の協力を得ながらいろいろ
な研究開発を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、病害虫に対する抵抗
性の品種の育成でございしますけれども、まずは各
種の病害虫に対する抵抗性の育種素材、遺伝資
源、こういったものを諸外国等から収集をいたし
ておられて、これを利用しました交配によりまし

していろいろな抵抗性品種が生まれつつございま
す。例えばかんきつ類におきましては、潰瘍病の
抵抗性品種といたしまして最近非常に評判のよろ
しい清見、これを昭和五十四年に育成しておりま
すし、ナシにおきましては、黒斑病の抵抗性品種
で、しかも味等についても大変好評な新水あるい
は豊水、こういったものを育成しております。さ
らにまたリングにつきましては、斑点落葉病等の
病害につきましてその抵抗性品種の育成に現在努
力しておるところでございます。

また、天敵あるいは性フェロモン、こういった
ものを利用いたしまして、いわゆる生物的な防除
法でございしますけれども、これにつきましても既
に、モモンシクイガというリングの主要害虫がお
りますが、これに対する性フェロモンの成分構成
を明らかにいたしましてこれを合成しまして、こ
れを利用した防除の実用化試験が現在進められて
おり、大変好結果を得ておるところでございま
す。また、天敵の利用でございしますけれども、こ
れにつきましても、ミカンの主要害虫でございま
すヤノネカイガラムシというのがございしますが、
これに対する天敵のヤノネカイガラムシを防除す
るものによつてヤノネカイガラムシを防除する
研究開発を現在進めておるところでございします。

さらに、一層効果的な防除対策を講ずるため
に、事前に病害虫の発生消長を的確に予察する技
術が進んでおりまして、これにつきましても、リ
ングのモニタリング病でありますとか、かんきつのミ
カンハダニというような主要な病害虫に対します
的確な発生予察法、こういったものが既に確立
しておられて、普及に移されておる次第でござ
います。

こういったことでございまして、今後ともこう
した果樹の病害虫抵抗性の品種の育成、あるいは
的確な生物防除を含めた総合的な防除、こうい
った防除法の開発に一層力を入れてまいりたいと
考えておる次第でございします。

○吉浦委員 次は、防疫体制について伺いたい
ですが、日本の場合には相当厳しく行われておりま

して、貿易では、諸外国から我が国へ入ってくる
果実からの病害虫の発生は、その抽出検査の実施
で皆無の状態であると言われておりますが、先
年、オーストラリアからの旅行者がクイーンズラ
ンドミバエの幼虫が入った果実を携帯して、全量
検査であるべき我が国に輸入の際に大騒ぎになつ
たことがあるわけであります。アメリカではチ
ユウカイミバエが発生して大防除作戦を展開した
例もありまして、これも旅行者が最近急増して持
ち込まれるということが多いわけであります。

こうした病害虫の侵入は、我が国の果樹産地に壊
滅的な打撃を与えるもので、何としても防がなけ
ればならないわけであります。現在、この状態を
どのような取り組みで、旅行者の持ち込み品の検
査の強化あるいはその対策というものを考えてお
られるのかどうか、お尋ねしたいわけですが、
○関谷政府委員 外国の農産物の輸入につきま
しては、植物防疫法による検査を行っております
で、これは貨物輸入物のみならず、携帯品も含ま
れるわけでございします。特に携帯品については、
お尋ねもございましたような極めてよろしくない事
態が発生をいたしておるわけでございまして、こ
の辺の活動に対しては、私も十分力を入れる必
要があると思っております。

現状では、全国に植物防疫官四百二十名ござ
いまして、そのうちでこういう携帯品検査関係に
従事している防疫官の数が七十三名、こういうこ
とになっておられて、それなりの体制はあるわ
けでございしますが、大変たくさんの方たちの検査
を確実に実施するという面では、これから私も
十分努力すべき面があると思っております。同時
に、これは特に国民の協力というか、理解を得る、
そういう必要があるわけでございまして、一種の
植物防疫のPR用のリーフレットを作成しまし
て、外務省、都道府県、旅行業者、空港ロビー等
に約三十五万枚の配布を行ったりしております。
いづれにしましても、この辺の体制の強化、そ
れから国民の方々の御理解、特に最近、チチュウ
カイミバエ等のミバエ類については、かなり国民

の関心も高まっておりますので、こういう面で国民の理解を得ながら、検査体制の強化、それから適正な検査についてはこれからも一層努力をするべきことであるというふうに着けております。

○吉浦委員 最後に、業界から、現行の果実生産出荷安定基金協会及び果実生産出荷安定協議会の機能等を法制化して、単年度需給計画の策定並びに需給上問題のある果実やあるいは果樹について効果的な需給調整の実施をし得るよう、その仕組みと制度を整備するという強い要望が出されたわけでありまして、事業団の設立の強い要望でもあったわけでありまして、畜産には畜産振興事業団というのがあります。それが一元輸入を行って、需給調整等行っているわけでありまして、果樹にはそれが無いわけでありまして、それが今回強い要望として出されたわけでありまして、今回の改正案では、全国に一に限り指定した民法法人にその役割を担わせるというふうになったわけでありまして、法的な位置づけがされたことは評価いたしますが、事業団の設立と比較すると余りにも格差があるわけでありまして、事業団構想の法制化ができなかった理由は何かの。

また、果樹農家の振興を図っていく上で国の助成措置は必須条件であります。改正案では国の助成措置の法文化がなされなかったのはなぜなのか、今後の助成をどのように進めていけるのか、この点をお尋ねして終わりたいと思います。

○関谷政府委員 果樹対策研究会での検討、それから関係の特に生産者団体の方々の御要請の中に、今お尋ねのごいふような事業団の設置、一元輸入等の御要望が大変大事な事項として含まれておいたわけでございます。そういう問題につきまして十分検討してまいったわけでございますが、特に事業団設置という問題につきまして申し上げますと、事業団というのはやはり一つの特設法人でございまして、最近の行政改革の流れの中で、いわゆる特設法人を新設する、あるいは既存の法人の業務拡大でも同様であります。特設法人という国に準ずる機関がそういう業務を行

う、こういうふうな体制については行政改革の方向にまさに逆行するということがございまして、なかなかこれが実現の可能性がなかった、こういうことでございまして。

また、特に一元輸入というふうな問題になりますと、これは一つの事業団の設置を前提にしておると同時に、非常に強力な環境調整措置ということになりまして、これにつきましても、環境調整措置自体として、そこまでのものを今新設することについての、ガット等との関係なりあるいは実際上の輸出国との関係、そういう点で大変問題があったわけでございます。

そういうような理由で指定法人という体制に踏み切ったわけでございますが、これも考えてみますと、確かに指定法人の性格それ自体は、いわゆる民間の民法上の法人を国が指定をするわけでございますが、その指定の性格というものが、こういうふうな需給調整安定関係の業務が非常に大事であるから指定法人にやらせるといふか、非常に通俗的に言いますと、一種の、国の大事だと思ふ業務を国にかかわって代行するよう、そういうような色彩もあるわけでございます。そういう意味で、特設法人の新設なり、それを前提にした一元輸入なりが難しい、そういう前提のもとでは、むしろ現在においてとり得る手段として指定法人という形をとることの方が、実際にすぐ動き始められる、従来からある財団法人中央果実基金というものをそれに移行できる、こういうメリットもあるわけでございますので、こういう対応にならざるを得なかったわけでございます。

それからもう一つ、指定法人に対する国の助成関係につきましては、これは助成のことを直接書くということが最近の立法例ではなかなかございませんで、予算措置による国庫補助を法律に規定をする、こういうことは今の法律立法の中ではなかなかとり得ないわけでございます。しかし、反面、これは民法の公益法人であり、また指定法人であればなおさらでございますが、実際の国の助成の面につきましては、特別基金の造成なりある

いは管理運営費の手当てなり、そういう面も含めてまして実際の予算措置の中で十分に、この指定法人の業務の運営に支障のないように対応してまいり考えてございまして。

○吉浦委員 大臣に要望だけいたします。

私、きのうも本会議で質問のときに、攻めの農政ということで大臣に申し上げておきましたが、オレンジ等の輸入、海外からばかりの輸入で国内の生産者が悩まされないように、日本の方も諸外国に輸出をできるようなそういう積極的な政策もしなければいかぬのじゃないか、こういうように思いますので、ひとつ頑張ってくださいたい。ありがとうございます。

○今井委員長 次に、稲富稔人君。

○稲富委員 関連質問として余り時間を五分間ばかりいたしました。実は、私は白内障で目が見えませんが、字が読めませんから、非常に質問が乱雑になるかも知れませんが、お許し願いたいと思います。

ただ、一問だけお尋ねしたいと思っております。それは、果樹の生産に對しまして、優良なる果樹を生産するのに必要なのは果樹苗木でございます。ところが、果樹苗木で最近非常にウイルス病が発生いたしまして、これがために苗木の生産に困っているという状態でございます。このウイルスの発生状況等に対しては、農林省としてどのくらいの調査ができておるか、まずその点を承りたいと思っております。

○関谷政府委員 果樹のウイルスの病気の調査につきましては、なかなかそのウイルスの病の確定というものが難しいこともございまして、ウイルス病ということでの発生状況の調査は、私どもとしては残念ながら状況把握していないようなことでございまして。

○稲富委員 このウイルスの困りますのは、苗木のときにウイルスはわからない。これが果樹になりましてウイルス病が発生していることになりまして、それで、このウイルスの病氣に対してはやはりもっと積極的に研究をして、いかにし

てウイルスを排除するかというふうなことが、国としての研究が必要ではないかということが一つ。

さらに、例えばその地方で苗木を生産いたしまして、その苗木が大きくなって実がなつて初めてウイルス病の発生だということがわかります。すると、その地方の苗木は全部焼却をしなければいけないということになってくる。その損害が非常に大きいのです。こういうこともあわせて、農林省としてはどうするかということをや、今後研究してはどうか必要があると思いますが、これに対してはどういうふうな取り組み方をしようとしていらっしゃるか、この点承りたいと思ひます。

○関谷政府委員 ウイルス病対策、御質問のとおり大変大事でございます。まずお尋ねの試験研究の面につきましては、これは国の果樹試験場等が中心になりまして、ウイルス抵抗性苗木の育成、それから無毒化技術を開発する。それから、最近の新しい研究の流れとして弱毒ウイルス、ウイルスでも毒の弱いウイルスをいばばましまして、実際に強い本物のウイルスが来たときには一種の拮抗現象が起きて強い方のウイルスにからない、そういう弱毒ウイルス利用技術、こういうふうなもの、この開発研究に取り組んでおります。

具体的な事業の面におきましては、指導の問題としましては、苗木、穂木、こういうものの流通に伴いますウイルス病の蔓延防止対策についての生産技術、流通上そういうような指導も行っておりますが、具体的な事業としましては、昭和五十三年度から果樹品種更新事業、補助率二分の一の事業を実施しております。この中でウイルス無毒化施設設置事業、これは御承知のような無毒化するための恒温施設、検定施設等を設置する事業であります。それから、ウイルスの汚染防止管理施設設置事業ということで、これは具体的に、ウイルスフリーの母樹園を設置管理をするに必要な設備に対する助成を行っております。い

れにしましても、御指摘のように、特に苗木の段階で非常に大事なことでございますので、こういう研究面、それから事業面、これからも十分私どもも努力してまいりたいと思っております。

○稲富委員 これは苗木の場合に、母樹はやはりウィルスを生じないような母樹をひとつつくる必要があるのだ、こういうことに対しては母樹園その他で——やはりこれはどうも非常に困った病気で、苗木のときわからないから困るんですよ。実がなつてから初めてそういうものがわかる、こういうような状態でありまして、よほどこれは研究をしないといけないと思う。それがためにはいい種木を生産するという、この点をやはり国として積極的に取り組んでいただかなければ、なかなか個人個人でやれない問題だと思ひますので、今局長からおっしゃったように、長い間検討はされておるだらうけれども、まだ万全を期しておりません。今後いわゆる母樹園といひますか、その種木を生産するというものに対しては十分検討してもらふ。これが将来優良なる果樹の生産に非常に影響することでありまして、今後政府としてのウィルスに対する取り組み方を積極的にやつていただきたいということを、特に私はこの機会に政府に要望したい、こう思つてお尋ねしておるわけでございます。これに対してひとつ大臣からも責任を持つて、これは非常に重大な問題でございますので、本日にこれが苗木のときにかれば非常に簡単でございますけれども、何年かして実がなつて初めてわかる。そうすると、その地方からもしも苗木を仕入れた、あつた地方から買つてきたものの中にウィルス病が発生したといふと、その苗木は全部焼却しなければいけないという問題が起つて、苗木生産者は非常に被害をこうむる、こういう重大な問題でございますので、特にこの問題は将来考へていただきたい。こういうことを特に私はこの機会に申し上げたいと思ひますが、これに対する政府の取り組み方、これに対して特にひとつお考えをいただきたい、こ

ういうことをお願い申し上げたいと思ひますが、大臣から承りたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 先生にお答えします。

今局長の答弁したとおりでございますが、やはり聞きますと、苗木のときにわかれば一番いいわけ、私も実は技術的によくわかりません。けれども、農林水産省では優秀な試験場がたくさんあるわけで、そんなこともございまして、あるいは民間とも協力して、苗木のときにわかる何か方法があるかないかということを含めて、前向きに最大限努力したい、こう思つております。

○稲富委員 ウィルスの方はそのくらいにして、いま一点だけ。

これはこの間私、局長にもお願いしたのでございますが、実は果樹園等から運びます道路が非常に悪くなりますと、果実が傷つくという問題があります。これは今から十数年前、果樹園への道路の悪いところを舗装いたしました、最初は試験的にやりましたが、非常に成果をおさめた。道路が悪いと、果実を運びますときに果実が傷つきまゝす。市場価値がなくなつてくる。こういう問題がありますので、果樹園の道路の問題といたしましても、これに対して舗装するとかそういう対策をやつてもらひたい。これはこの間私は局長にも話したのでございまして、この際、優秀な果実を市場で価値あるものにするために一つの方法だと思ひますので、この取り組み方に対して、特にこの機会に意を注いでいただきたいということとを希望申し上げたいと思ひますが、これに対する政府の考え方を承りたいと思ひます。

○関谷政府委員 樹園地の農道の舗装の問題でございまして、御指摘のように品質保持なり、これはもちろん努力節減、両面から大変大事でございまして、従来、私の局では生産総合対策事業の産地対策の中の一環として舗装の問題も対象にしておりまして、また、もう少し大きなものになりますと、いわゆる農道事業の一環にもなりますので、大変仕事が大変でございまして、これら事業の中で積極的に取り組んでまいりたいと思つて

おります。

○稲富委員 今の二点について特別にお願いしまして、私の質問を終わります。

○今井委員長 次に、神田厚君。

○神田委員 果樹農業振興特別措置法の質問をいたします。

最初に大臣にお伺いをいたします。各党から同じような質問があつたかと思うのでありますが、果樹農業の農政上の位置づけに対する大臣の御見解をひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 神田先生にお答えいたします。

果樹農業は、先生御存じのことなんですが、農業粗生産額の面においてもあるいは土地利用面においても我が国農業の重要な地位を占めており、地域農業振興の上からも大きな役割を果たしております。また、国民の豊かな食生活を保障する上でその安定的供給は非常に大切であると考えております。

そんなことでございまして、最近における果樹をめぐる情勢は非常に厳しいものがございまして、今後の果樹農業の健全な発展を図るために大切なことは、まず第一に、量面において需要の動向に即応した生産を図ること、そして効率の高い農業経営の育成と足腰の強い果樹産地の育成を図ることが大切であると考えております。今後の果樹農業の振興に当たっては、このような基本的考え方に基づいて、果樹法の適切な運用を図るとともに、各種の補助、融資制度を活用し、健全な果樹農業の振興を図つてまいりたいと考えております。

○神田委員 新基本方針と長期見通しの関係であります。七十年あたりを目標とする長期見通しになるわけでありまして、どのように整合性をとるのか。○関谷政府委員 今回の改正後の法律を前提として果樹農業振興基本方針の策定、いわゆる見直し改定に取り組むわけでございまして、これと農産物の長期見通しとの改定の関係で考えますと、基本方針の策定の方を先にまいらせんと新法の施

行のいわばかなめになるものが決まらない、こういう状況になりますので、我々としては、十年先の見通しで昭和七十年見通しをつくるということに基本方針の中での見通しをございまして、したがしまして、農産物の長期見通しの方は、作業が進められるといたしますと結果的にはそちらの方が後になるわけでございまして、この目標年次等についてはまだ決まっておらないわけでございまして、基本方針を先に決まして、その内容と整合性を保ちながら長期見通しの方を決めていく、こういうようなことにしたいかがかと考えております。

○神田委員 基本方針の作成に当たりまして、輸入は見通し等の問題を含めてどのように考えておりますか。

○関谷政府委員 輸入の見通しは、基本方針の中では生産の目標を決めるわけでございまして、その前提として、需要がどうであるか、その一部として輸入がどのくらい見込まれるかというふうな輸入の見通しが前提になるわけでございまして、その場合の考え方につきましては、輸入が自由化されておりますバナナなどにつきましては従来の輸入の動向を見てもいくということで見込むわけでございまして、例えばバナナを例にとりますと、最近七十万トン程度でございまして、もう少し減少するのではないかと見込まれます。その他パイナップル、レモンいろいろあるわけでございまして、それぞれのものに即しまして全体の輸入動向を今後どういふふうに見るかということで見通しをしてまいりたいと考えております。

大変難しいのはオレンジなどのいわゆるIQ品目でございますが、これは相手国との交渉関係等を考慮しますと、現在決まっております最終年度の六十二年度の規模で横ばいという仮置きをする、これは増加するという見込みにしましても減らすという見込みにしましても、いずれも難しいわけでございまして、そういう見込み方をするということに対してまいりたいと考えております。

○神田委員 果樹園経営計画の対象者の範囲はどのように考えているのか。零細農家の切り捨てという点については非常に困ると思うのでありますが、その点も含めましてどういうふうになさいますか。

〔委員長退席、島村委員長代理着席〕

○関谷政府委員 果樹園経営計画の対象者につきましては、今回、農林漁業金融公庫の総合施設資金との関係で、その融資対象者の範囲が広がるという改正案を今御審議いただいております。そこで、目標とする経営が従来は自立経営でございましたが、今度は育成して自立経営になる程度というのが目標ということで、所得なり規模で自立経営目標の大体七割程度の目標を達成する、こういうふうなことで計画を立てていただくことにするわけでございますが、一方、この対象になるスタート台の方から申しますと、現状の規模とかそういうもので画一的に一定規模に達していないとの対象にしない、こういう考え方をとることは考えておりません。むしろ、果樹経営の担い手としてそういう目標に達するような経営改善をする意欲、能力があるかどうか、そういう状況を見て判断をすべきものと考えております。いわゆる零細農家を頭から対象外にするというよりは、むしろこの資金の趣旨に沿った経営改善の意欲、能力があるかどうか、この点の判断に重点を置きたいと考えております。

○神田委員 次に、大臣が定めます生産出荷安定指針の具体的な内容で、これが需給調整に果たす効果についてどういうふうな考えをお持ちですか。果樹農家の経営安定という問題でもございまして、その辺のところの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○関谷政府委員 生産出荷安定指針につきましては、この需給安定を図ることが大変難しい特定果実の比較的短期的な生産出荷の目標、誘導方針を決めるわけでございますので、やはり全国的に見た生産予定数量、出荷予定数量、こういうものを決めて目標として示すということが重点になろう

かと思っております。

ただ、この効果につきましては、生産出荷安定指針の意味が、こういう需給の均衡を特に図る必要がある特定果実について、いわば生産出荷の誘導の方向を示すということでございまして、直接これによって何かの規制をするわけではございませんけれども、実際の効果としては指定法人の各種の事業による対応、それから、どうしてもそのことがうまくいかない場合には農林大臣または知事からの勧告、こういうことも含まれてはいるわけでございまして、こういう一種の誘導措置あるいは事業、こういう面を通じてこの特定果実生産農家の経営安定に寄与する方向で運用してまいりたいと考えております。

○神田委員 需給調整のために指定法人の具体的な業務内容、これに必要な国の助成はどのように手当てをされるのか。現在法律上の助成はないわけでありまして、毎年度予算措置として、六十年度三十億円についてお考えですか、この点についてどういうふうにお考えでありますか。

○関谷政府委員 指定法人の行う需給調整措置でございまして、これは幾つかのタイプが考えられるわけであります。具体的には、安定的な計画生産出荷の促進の面では、需要を大幅に上回る生産が見込まれる場合には、従来もやっておりました摘果に対する指導あるいは摘果に必要な経費等に対する助成等によりまして安定的な生産を促進する、こういうようなこと、それからかなり生産が過剰に行われました場合には、その出荷時期の調整等のために行う一時的な貯蔵でありますとか、大消費地への出荷促進とか出荷先の分担、それから原料果実の運搬費の助成、こういうようなことを通じまして安定的な計画生産出荷を促進する業務、こういうようなことがございます。それから果実製品の保管という面では、いわゆる生果の低落の場合には調整保管を行います経費の助成、さらに今後の問題として、指定法人自身の場合によりましては果実製品を買入れ、一定期間保管する、こういうような業務、これらのことを

通じまして、計画生産出荷に寄与する各種の事業を行うわけでございます。

その助成措置につきましては、最近の立法例として法律にこうこうこういうものに補助するという補助規定を直接規定するという例がございまして、そういうことからしますと、法律上に補助を規定することはできなかったわけでございまして、基金の造成なり管理運営費面も含めまして、指定法人の今申し上げましたような業務が円滑に行われますよう、またこの制度の目的を達しますよう、国の助成の面では十分なことが行われますように努力してまいりたいと考えております。

○神田委員 次に、生産者団体の行う需給調整のための計画生産目標や摘果目標等があるわけでありまして、これはどこが定める形になるのか。国の方の関与のあり方の問題であります。国の方も責任を持ってそれに関与し、助成を強化すべきであると考えておりますが、その点はいかがでありますか。

○関谷政府委員 生産出荷団体の行う需給調整につきましては、従来からございまして生産出荷協議会の場を活用して、その場でもって、生産者団体さらには将来商系の出荷業者等も参加を求める必要があると考えておりますが、この協議会の場でもって生産出荷安定を図っていただく。我々としては、その協議会について、国が生産出荷安定指針を決めておきますので、これに即しまして積極的に指導をし、両方一致協力をして生産出荷の安定を図ってまいりたいと考えております。なお、これに伴います、計画生産出荷に行います必要な関係の援助の業務については、先ほども申し上げましたように指定法人が行うわけでございまして、関係の必要な事業に対する経費についての助成は指定法人から行う、こういうことを考えております。

○神田委員 指定法人の問題であります。指定法人が行う需給調整業務の円滑化を図るために勧告制度を導入をされて、法制化されているわけでありまして、勧告制度の具体的な運用はどのように考えているのか。特にアウトサイダーの規制等の問題について、これをどういうふうに取り扱うのか。

○関谷政府委員 勧告制度の趣旨でございまして、いわゆるアウトサイダーという方たちだけではなくて、生産出荷団体あるいは生産出荷者の業務そのものに対する勧告がございまして、そういう意味ではインサイダー、アウトサイダーにかかわらず、こういう勧告になるわけでございます。具体的には勧告ということになりますと、やはり指定法人の業務として先ほど申し上げましたような事業が行われているわけでございます。摘果にいたしましても、あるいは一時的な出荷調整のための貯蔵とか、そういう各種の事業がございまして、その事業が生産者、出荷者あるいは生産出荷団体の仕事として適正に行われない場合、あるいはその生産出荷団体に入っておられない方がそういう事業をむしろ攪乱するとか、協力しない、そのために全体の事業がうまく行かない、こういうような場合に、そういう行為をしておられる方たちに対して、指定法人の業務に協力するよう趣旨で運用してまいりたいと考えております。勧告の主体としては農林水産大臣だけではなくて、知事も勧告を行うことになっておりますので、これは全国的な問題、それから各県内部の問題、これは大臣、知事両方が十分調整、協力をいたしまして、現地に即した勧告については知事にやっていただく、こういうようなことでこの制度が目的を達しますよう運用してまいりたいと思っております。

○神田委員 次に、温州ミカンの問題であります。現在生産調整が実施されているわけでありますが、この国内の消費拡大の対策と輸出の振興を同時に図るべきであると考えておりますが、これら輸出等についてはどういうふうな考えをお持ちですか、その点の御見解

をお示しただきたいと思ひます。

○関谷政府委員 果実の消費拡大あるいは輸出振興の問題についてのお尋ねでございます。

これらの仕事については、今回指定法人となります財団法人中央果実生産出荷安定基金協会の仕事として位置づけられておるわけでございまして、五十九年度に三十五億円、それから六十年年度予算で十億円、合わせまして四十五億円の果樹緊急特別対策基金を設けておりますが、その中で消費拡大、輸出振興両面の対策を積極的に推進したいと考えております。

消費拡大という面では、消費者を対象にした啓発活動とか、それから品種更新、これはいわゆる少量多産、そういう傾向に対応しました優良品種への更新、それから品質を高めるためのハウス導入への利子補給あるいは果汁製品の品質向上施設の導入、新製品の開発への助成、これらの仕事を実施するというところで基金を活用してまいりたいと考えております。

輸出につきましては、いわゆる輸出窓口の一元化ということとはなかなか法的な制約がございまして、現在カナダ向けの生ミカンのいわゆる輸出組合による活動による調整、それから輸出ミカン缶詰についてはいわゆる工業組合の共同販売活動としての会社による一元輸出が行われておりますが、そういうような範囲のことで、法的な制度として仕組める場合には、運用できる場合にはそういうことでやってまいりたいと思ひますが、一般的に輸出振興としては、指定法人の仕事としてはいわゆるPR活動ということで、例えば五十九年度にはカナダ東部市場向けのミカンのPR活動をやっております。その他北欧市場向けミカンのスエズ運河経由の輸送試験、いわゆる実験輸送的な面も含めまして、市場開拓には取り組んでまいりたいと思ひます。

○島村委員長代理退席、委員長着席

○神田委員 最後に、国境措置の問題であります。生産者団体から要望が強くありました国境措置問題につきまして改正案ではどのような形で盛り込まれておるのか、またその運用はどういうふうにするつもりか。この問題については参議院での修正の過程での議論があったわけであります。この点について御見解をお示しただきたいと思ひます。

り込まれておるのか、またその運用はどういうふうにするつもりか。この問題については参議院での修正の過程での議論があったわけであります。この点について御見解をお示しただきたいと思ひます。

○関谷政府委員 国境調整措置の問題については、立案までの過程で研究会の場でも随分議論されたわけでございますが、結論的には、現在の国際的な体制、関係の中で、あるいはガット等との関係で、新しい輸入制限措置を新設する、そういうことはなかなかできない、またいろいろ相手国との関係等もございまして、政府の案としてこれを盛り込むことができないという結論に達したわけでございます。

一方、参議院での修正につきましては、私ども、この修正の条文に則しますと、やはり一定の大変な事態が生じた場合には、これを克服するための措置を講ずべきという政府への義務づけという形をとっておりますので、こういう要件に則しまして、そもそもこういうことが必要にならない事態、必要にならないような努力をすべきことが第一でございますけれども、その趣旨に則しまして、その規定の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

○神田委員 終わります。

○今井委員長 次に、津川武一君。

○津川委員 今度参議院で、外国産の果実または果実製品の輸入によつて政府の行う措置が効果を発揮することができない事態も予想されますという意味の趣旨で修正案を出しましたけれども、国境措置がとれなかったことは、今局長の神田さんに対する答弁でよくわかりましたが、しかし、状況はその後かなり険しくなつておる。

参議院でこの修正が終わつて、木材の、合板の関税率の引き下げが要求されてきておる。それから今度は穀物の一千万トン購入、こゝまで圧力が加つてきておる。今までは法律として定められた、まあそれはいいとして、今後一層この国境措置に対しては気をつけていただく、その気

持ち、決意をまず聞かしていただきます。

○関谷政府委員 今回の改正に至ります経過、政府案として国境調整措置が盛り込み得なかつた事情は先ほど申し上げたわけでございしますが、これに伴ひまして、参議院修正により今御審議いただいておりますこの第五条の問題につきましては、基本的にはこういうことが必要になるような事態を回避するということがまず第一で、そのための生産出荷面での安定を図つてまいることとございまして、こういう事態が生じた場合には、この規定の趣旨に従ひまして、この規定の期待していることと、相当と認められる適正な措置を講ずるよう私もその運用に努めてまいりたいと思つております。

○津川委員 この点、一層気をつけるように要求して、次に進めていきます。

今度の法改正で「現行の生産の拡大に着目した植栽の目標にかえて、栽培面積の目標を定めること」とし、果実の生産総量を適切に誘導していくこととしております。こういう説明を聞いたわけでございますが、今の状況で、消費が思うようにいかないときにこういう生産制限といふんですか、時によると生産縮小にもつながりかねない。こういうことも必要であると思ひます、そういう意味もありまして、これでは余りに消極的でないかと思ひます。やはりもっと積極的に果樹生産を拡大していく、このためには国民の消費をふやしていくということがぜひ必要になつてまいりました。

この間オーストラリアの大使館に電話したら、オーストラリアでは一人平均、一年三十三キロから食べておる。これはリンゴです。日本は八キロぐらいしか食べていない。そこで、外国はどのぐらい食べているのか、少し外国の状況をお知らせしていただいてから、質問をまた続けていきます。

○関谷政府委員 外国の果実消費量、特にリンゴの消費量でございます。

果実全体では日本が一九七五年から一九七七年平均で約七十キロでございまして、一番多いところも、今お挙げになりましたオーストラリアも百キロ程度で、ちよつとランクが落ちておりますが、そう少ないということではございません。

ただ、リンゴということになりますと、オーストラリアがお尋ねございました三十三キロでございしますが、そのほかの多いところから申し上げますと、西ドイツが三十キロ、スイスが二十一・六キロ、それからフランスとアメリカがそれに次ぎまして大体十四キロ前後、イギリスが十キロ、こういうような数字を私も把握しております。

○津川委員 日本は七、八キロ、オーストラリアが三十三キロ、そして西ドイツが三十キロ。発達した資本主義国として日本の私たちと同じような生活をしていられる西ドイツが三十キロで、日本が七、八キロ、ここに私は、我々のやり方を考えてみる必要があると思ふのです。

そこで、オーストラリアの大使館に聞いてみました。そうしたら、こう言ふんです。よくリンゴを食べる人は、小学校の子供なんか昼飯を持つていないで、リンゴを二つぐらい食べる。だから多くなつてゐるのだ。主食になつてゐるのだ。もう一つには、料理にうんと使う。ジュースに使う。こういうのがオーストラリアでございました。ニュージランドでは、アップルパイなど料理に広く使われている。「広く」という言葉、広く使われているという。フランスでは三百万トンあるリンゴの生産量の中の百万トンが加工に、ジュースに、しかも百万トン、サイダーというのでびつくりしてゐるわけでありまして。ドイツの大使館に電話を入れてみました。そうしたら、よくわからないう、ドイツの農協の東京出張所みたいなものがあるから、そこへ行つて聞いてみてくれと言ふ。行つてみました。やつぱり料理です。

先ほど局長は、日本型の食生活を進める、導入すると言つておられますが、そこで日本の果物が主食にならないのか。何かおやつみたいになつていられないか、そのところが非常に心配なわけ

ありまして、これを思い切つて主食並みにやつていくならば、消費は三倍も四倍もふえる。こんなふうな消極的な法律案を出さなくても事が済む。そこで私、東京の本屋をあさつてみました。かなりいい婦人の本が出ています。雑誌が出ています。リンゴの料理がほとんど入ってない。たまに入っているとアップルパイ一つなんです。NHKがこんなものを出している。「きょうの料理」四月号。毎月出しています。これも見てみました。公的機関です。NHKは、ここに果物の料理がないんです。リンゴの料理がないんです。

日本テレビが四、五月分の放送分として「三分クッキング」というのを出している。いい本です。きれいな本です。これを見ると私はごちそうを食べたくなる。だが、ここにも果物の料理がない。リンゴがない。

農水省に一生懸命頼んで探してもらった、リンゴのものはないかと思つて。そうしたら、ありました。これが中央果実基金が出した「ジャッフル」というやつです。ここでもかなり出しております。もう一つ、さすがは長野県、信州リンゴ「メルシークックブック」、ここにもこんなパンフが出ております。青森県のりんご協会も負けないで出しておりますが、ちつぽけなんですね。少ないんですね。長野県のは一料理学校の校長先生が出している。来るお弟子さんたちにそれを見せているという程度なんです。

そこで私は、どうしても果物の消費を拡大する、今国政で考えなければならぬ問題は料理に取り入れるということ。私も医者でありますので栄養分を分析してみました。果物と野菜では何の変わりもありません。繊維もミネラルもカルシウムもナトリウムも。ただ、ミカンにはうんとCがあります。リンゴにはビタミンCがない、そのくらい。リンゴのもう一つの特徴は、野菜に見られないエネルギーが三倍も四倍も多いということです。したがって、日本人の主食の中に果物を取り入れるということは可能だと思ふのです。そこで、端的に政府に伺いますが、まず、こう

いう料理学校に果物の料理を講習するように、NHKなんという公的機関でもう少しやるように、もつと言ふならば行政が中心になってこれに負けないようなものをつくつて国民の中に置くなら、消費がふえて、このような消極的な改正にならないで済んだのじゃないかと思ふわけでありまして。この点、政府の見解を聞かしていただきます。

○関谷政府委員 リンゴの消費水準につきましては、先ほどヨーロッパの例を少し申し上げたわけですが、これはいわゆる加工向けもかなり多いようでございます。しかし、いわゆる家庭で買ひまして料理に使う、こういう面について御指摘のようにもつと力を入れるべきではないかという点については私も全く同感でございます。この辺の取り組み方については、実際問題なかなか難しいわけでございますが、今御引用になりました中央果実基金の「ジャッフル」、これは新しい品種とか果実を使った料理の紹介等を中心にして十三万部つくりまして、女子大学とか家庭科を設置しておる高校、こういうところに配布したような次第でございます。この辺の努力、さらに特に料理面に重点を置いてやるべきことだというふうに考えておられて、確かに私どもの家庭の中で、リンゴが料理に多少使われているとか何か生野菜サラダに少しまぜるくらいがせいぜいでございますので、もう少し、これはややお菓子的な面も含めましてもつとリンゴの使い方については努力すべきだと思つております。

私も、具体的には今度指定法人になります中央果実基金協会の仕事が必要の増進ということをして大事な仕事としてうたつておりますので、その一環としてこういう問題についても積極的に取り組むように指導してまいりたいと思つております。

○津川委員 そこでぜひ進めてほしい、約束していただきたいと思うこと、要求なんです。消費拡大の点で、百一国会で私はここである中央紙の新聞の全ページを繰り広げて、どんな他の商品が宣伝をされているか、PRされているか、その中

で果物は一つもないということを描いて、果物の宣伝をやれということをやつたら、政府は予算措置もしてくれようでございます。よかつたと思つております。お願いするものと痛切に思っているわけなんです。

そこでNHKです。公的機関で、これは政府から頼んでいいと思うのです。一つの計画をつくつて、放送の中で、こんな本の中で、こういう点のあれ。もう一つは、この十何万部ある「ジャッフル」もいいですが、行政が、政府が、この際なので、こんな法律まで出す政府なので、典型的な料理の解説から料理の仕方というものを出していただければありがたいと思うわけでありまして。大臣に質問するつもりじゃなかったのですが、大臣にも所見があつたらお答え願います。

○佐藤農務大臣 津川先生にお答えします。消費拡大は私も大賛成で、NHKなどもぜひお願いしてみたいと思つています。と申しますのは、実は骨なし鶏肉で、NHKに骨なし鶏肉の料理が出来ますと売れ行きがいいのだそうです。そんなこともございまして、今おっしゃった点を加味しましてよく考えて消費拡大に努力したい、こう思つております。

○津川委員 果実生産農家と一緒に期待を持つて待つております。ひとつよろしくお願いいたします。

次に、今度の法律で特定果実として指定するもの、特に何を考えておりますか。

○関谷政府委員 これは法律にもございませうな、需給が均衡を失つていて、それに対する対策が相当期間を要するというような基準で政令で定めるわけでございます。当面は温州ミカンの指定を考へております。もちろん法律上の道として、これ以外の果実についても指定の要件を整えれば、それに該当する事態になりますれば指定をするわけでございます。当面のところは、こういう状況から見ますと温州ミカンということで早急に指定をすることが必要と考へております。

○津川委員 私たち第二の指定を受ける特定果物

がないように全国の果物生産農家とともに頑張りますが、五十八年のリンゴ、あれは最後になりましたが、なかなか売れない。スターキングが売れない。アンコが出て捨てなければならなくなる状態、売れても対生産費がとれない。農家がスターキングをやめる、こんな状態が出ました。そのときに私も政府におねだりしたりお願いして二万トン、加工、ジュースに回した。そのことによつて十五年前みたいに山や川に捨てないで済んだこと、私、非常によかつたと思つております。五十八年産のリンゴみたいだったらリンゴも指定しなければなりません。

○関谷政府委員 リンゴの状況を見ますと、このところ割合新植面積は少なくなつてきたわけでございますが、今お挙げになりました五十八年と五十九年の見通しは大体そこはほぼ近づくような水準になつております。そういうことから見ますと、総体としてはかなり我々としては注意をすべき段階に來ているということには全く先生と同じ認識を持っております。ただ、積極的に減らすというようなことよりは、むしろ当面講ずべきことは新植を注意して余り多くならないようにすること、それから内容構成について、これから必要の動向も見ながら品種の更新とかそういう面について努力をすべき段階、ただ、リンゴが非常に注意をすべき段階に來ているということは私も十分考へております。

○津川委員 私たちもリンゴを第二の特定果物に指定させないで頑張りますけれども、リンゴがその点では皆さんの法律に沿うような方向に進んでいるのは、生産が思うように上がらない。今生産を一番阻害しているのは腐乱病、こんな大きな胴木が倒れてしまふ。木がすつかり荒れてしまふ。そして果樹園では窓ができています。窓というのは、果樹がのっそり繁茂していると太陽の光が地上に当たらない。そうでなければリンゴはいい生産じゃない。ところが、腐乱病でみんなやられて

しまうものだから、その分だけが半分枝がなかったり三分の二枝がなかったり欠木になって太陽が当たっている、窓、これが青森県のリンゴの生産を、そして単収を、生産性を落としている主な原因なんです。長野や岩手のリンゴに比べて日本一のしにせであつた青森県のリンゴの単収がかなり落ちるのは腐乱病なんです。腐乱病がたぐさん出てリンゴがふえなければ法律上はやりやすいだらうけれども、そんなことではなくて、やはり安くリンゴを消費者に届けようとするば腐乱病対策が当面かなり必要になっております。

かつて九十二、三回国会でしたか、この場で頼んだら政府が腐乱病対策に、研究に一億円の予算を出してくれた。しかし、この研究は成功しなかった。しかし、これに懲りないで腐乱病対策のために国の試験場や各県の果樹試験場に腐乱病対策の措置を一緒にやる必要があると思うのですが、腐乱病対策に対してお答えをいただきます。

○補選政府委員 リンゴの腐乱病につきましては、寒冷地で特に重要な病害である、そういうふうなことを考へておりました、特にリンゴの安定生産という観点から、この腐乱病の効果的な防除法を何とか開発しようということで、国の果樹試験場の盛岡支場を中心にして、青森県のりんご試験場を始め、関係の果樹試験場と協力しながらいろいろと研究開発を進めているわけでございます。これまでの研究を通じて、この腐乱病の発生が糸状菌によつて起こるというふうなことが、あるいはこの腐乱病に対して防除する効果のある薬剤、またその薬剤を使った効果的な防除法、こういったものにつきましたいろいろなと開発をしてまいりましたけれども、やはり問題といたしまして、防除適期が、萌芽期までに薬剤の散布をするというふうな時期の制約があります。雪解けが遅いような年にはどうしてもその防除期になかなか樹園に入りにくいようなことで、そういう作業上の問題等から防除しにくい、ここをどうしたらいいかという問題がございますし、また病斑部分を削り取るような腐乱の対策につ

きましては作業労働が大変だということで、やはり基本的には、非常に省力的であつて、さらに効果的な防除技術というものを開発しなければならぬ、そういうふうなことを考へていろいろと最近の研究を進めておるわけです。

昭和五十五年から、プロジェクト研究といたしまして、薬剤に依存しない生物学的な防除法というところで、新しい腐乱病防除対策、これはそれ以外の病害に関しても一連のこういつた生物学的な防除技術の開発というプロジェクト研究を進めておるわけですけれども、特にリンゴの腐乱病の関係でございます。やはり果樹試験場を中心によつておるわけですが、その中で、最近の成果といたしまして、トリコデルマというある種の微生物、こういったものが腐乱病の菌と拮抗的な作用がございまして、そういうことが発見されました、そういった微生物をリンゴの樹体に特定の接種あるいは散布いたしますと、その後腐乱病の感染あるいは発病が抑えられる、そういう効果がはっきりつかまされたものですから、今後微生物の方のより力の強いものもさらに探索すると同時に、こういった拮抗微生物による腐乱病防除対策技術というものを実用化する方向で現在鋭意努力を続けておるところでございます。そういうことで、今後とも国の研究機関と県の研究機関が力を合せて研究を進めてまいりたい、こういうふうなことを考へております。

○津川委員 五十五年のあの寒いときに、その後、寒さのために腐乱病がふえていったんです。ことしの寒冷期、これからまたふえる。あの五十五年以来少しづつ落ちついた。それは皆さんが、削った、泥巻きをやった、トップジンをかけた、それから枝腐乱に薬をかけた、休眠期防除をやった。懸命な努力。それがことしの寒さだからまた出てくる、このことが心配だから私は繰り返して言っているわけなんです、皆さんが予算措置した休眠期薬剤散布、あれで枝腐乱がなくなったんです。やればできるんです。

張りますが、トリコデルマが腐乱病と拮抗するからそれで抑えられる。しかしこれは拮抗で抑えるわけで、根本的な撲滅にならない。今農民が求めているのは根本的な撲滅なんだ。結核はストレプトマイシンでなくなっているし、いろんなことがあつて、そういう選択的な特効的な薬剤の開発が最終的には忘れてはならない目標なんだ。このところを今皆さんが考へているかどうかを伺わしていただきます。

○関谷政府委員 御指摘のように、五十九年度、全国で一萬ヘクタール、青森で五千ヘクタール、大変発生を見ました。御指摘のような新しい農薬については、かつて五十八年までに新しいグアザチンというものも開発したわけでございますが、これからのそういう新農薬開発という面については、私も植物防疫の観点から特にこの病気については対応してまいりたいと思ひますが、こういう面は業界の努力にもまつべき点もございまして、試験研究機関とも連絡をとりながら、これからも努力をしてまいりたいと思ひます。

○津川委員 最後に今度の法律についてですが、共同して果樹の栽培を行おうとする農業者集団をつくること、これに助成することは今まで皆さんやってきました。去年スターキングが思うようにいかないで、品種更新ですが、何とかこれを救済する道がないかと果樹課長におねだりした。そうしたら農水省は、共同で皆さんがやる、三ないし四ヘクタールやるならば国が援助の道があるという返事でした。農家は喜んで帰っていった。さて、共同で三、四ヘクタールやるというたらとてもできる相談ではない。今度この共同を廃止して、個別農家がやれるようになったことは非常によかった、前進だと思ふわけでありまして。

そこで、スターキングからの品種更新が始まつておりますが、スターキングからの品種更新をやる農家も今度の法の対象になるのかどうか、これをひとつ答えていただきたい。その際、品種更新する耕作面積に一定の制限があるのか、制限がなくてやる気になったら何ばでも出してやるべきだ

と思うのですが、この二点を答えていただきます。

○関谷政府委員 第一の点の、スターキングからの品種転換につきましては、今回の果樹園経営計画よりも、よりこれに適しますのは、農業改良資金の果樹栽培合理化資金の中に品種転換の資金がございまして、これは知事の方が、スターキングの転換が必要である、こういうふうな指定をいたしますれば対象になるということでございます。

それから第二の、果樹園経営計画の方につきましては、目標の経営規模を想定いたしますけれども、これは自立経営の目標規模や所得の大体七割程度、これに達するものを今回対象とするということに公庫法の改正もされましたので、現状のスタート台において小さい規模の方を機械的に排除するということではなくて、そういう目標を達成するための経営計画をつくって、それでやっていく、こういう方は融資の対象にしていく、こういう考え方をとつてまいります。

○津川委員 終わります。

○今井委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○今井委員 長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○今井委員 長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○今井委員 長 この際、本案に対し、玉沢徳一郎君外四名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同の共同提案に

よる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。玉沢徳一郎君。

○玉沢委員 私は、自由民主党・新自由国民連合・日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議・民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同を代表して、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を明説いたします。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

わが国の果樹農業をめぐる最近の情勢は、需要の停滞に伴う生産過剰傾向や諸外国からの果実及び果実加工品の輸入増大等の厳しい事態に直面している。

よって政府は、本法の施行に当たり左記事項の実現に努め、わが国果樹農業の健全な発展に万全を期すべきである。

記

一 果樹農業施策の基本である果樹農業振興基本方針の策定に当たっては、国内産果実及び果実加工品の需要増進を考慮しつつ需要の動向を適正に反映させ、果樹農家の経営安定をはかること。

二 果樹農業振興基本方針を有効なものとするため、果樹農業振興計画については、基本方針との整合性が確保されるよう都道府県を指導すること。

なお、第二条第二項の政令で定める果樹については、その需要動向に即して逐次その種類の拡大をはかること。

三 果樹園経営計画の認定基準については、経営改善に意欲的に取り組もうとする果樹農家が幅広く活用できるものとなるように定めること。

四 指定法人が行う果汁の保管等果実の生産、出荷の安定に関する業務が円滑に実施できる

よう必要な予算の確保及び業務体制の整備に努めること。

五 特定果実の生産及び出荷の安定をはかるため、実効ある生産出荷安定指針の作成を行い、その実行に当たっては、勧告制度を活用する等生産者、出荷者等に対する指導に遺憾なきを期すること。

六 第五条の規定の運用に関し、特定果実の生産、出荷に重大な支障を生ずる事態を防止するよう努力するとともにガット等の国際協約との調和の確保をはかること。

七 国内産果実の生産過剰基調に対処し、果実及び果実加工品の消費拡大、秩序ある輸出の振興対策を一層強化すること。

以上であります。決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の十分御承知のところでありますので、その説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○今井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

玉沢徳一郎君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○今井委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○佐藤農林水産大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○今井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○今井委員長 次に、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

○島田委員 農業法の審議に先立ちまして、先ほど果樹振興法が成立をいたしました。御同慶であります。ただ一つ、大臣、この際私、念を押しておきたい。

さつき御決意が述べられましたが、附帯決議中、私が最も懸念をしております事項が一項加わってまいりました。これは、ガット問題は、国際協約上一つの大変重みを持つておるわけでありまして、果樹振興に当たって、大臣がこの国内振興について一生懸命おやりになろうとする姿勢があつても、なかなか、今日の状況の中では、外圧が加わつてまいり、内圧が加わつてくる等のいろいろな問題がございます。この法案に我が党も賛成をいたしましたのは、今日置かれてある果樹農家の実態を憂慮せざるを得ない状況にあることを十分認識しての上のことでございます。したがって、重ねてひとつ、この運用に当たりましては、大臣の強い決意で臨んでいただきますよう、国内の果樹農家を守るといふ、そういう一言を重ねて私は伺つて、それから農業法の質問に入つてまいりたい、こう思います。

(委員長退席、衛藤委員長代理着席)

○佐藤農林水産大臣 島田先生にお答えします。先ほどの附帯決議の第七項についてだと思ひますが、いつも言つておりますことは、私はやはり我が国の置かれてある立場を認識し、そして友好国との関係に配慮しつつ、我が国農林水産業を生きかし、その健全な発展を図るといふ、この調和をどうとるかといふことで、基本的な日本農業を守るといふ立場で慎重に対処したい、こう考えております。

○島田委員 さて、農業災害補償法の改正は、先ほど成立をいたしました金融三法とのかかわりから言ひましても、我が国農政の大変重要な一つの柱を担つてゐる制度でございます。今さら言うまでもありません。そこで、この制度の充実強化は大変重要な政策課題の一つであるといふことの認識は私も持つております。しかし、今度の改正案の中身を精細に分析してみますと、必ずしもこの制度の強化充実というふうには評価できるかどうか大変疑問を持たざるを得ないものが中身にございます。

そこで、制度的に、農業災害補償制度そのものの本旨、その目的とするもの、政府はこれをどのように位置づけて今度の改正にお臨みになったのか、そこをお聞きしたいと思ひます。

○佐藤農林水産大臣 先生にお答えいたします。農業災害補償制度というのは農業経営の安定に不可欠のものだと思つております。我が国は、特に農業というものは地理的条件や気象条件から自然災害の発生が多いというのが特徴でございます。そんなことの中に、特に近年冷害等の異常災害が多発する中で、本間に本制度は農業経営の安定に重要な役割を果たしてゐる、このように考えております。そんなことで、今後ともその効率的かつ健全な運営に努めまともに、制度の機能を十分に発揮することにより、農家の経営安定のための制度として真に定着するよう努めてまいらる考えでございます。

なお、事業実施基盤の強化を図るために農業共済団体の組織整備についても力を入れていきたい

と考えております。

○島田委員 今の大臣のお話では、私はわからな
いところが多くて、余りすんと胸に落ちません
でした。つまり、我が国の、置かれている農業の
位置づけというものがやはり弱いから、今大臣の
おっしゃるような、必ずしも私が聞いたことに明
快にお答えになっていないとは思えないような御答
弁が返ってきたのではないのでしょうか。その議論
をやりますと、これはとても時間がかかり過ぎち
やうで、きょうの五十分などという短い時間では
手に負えない話でございますから、そこはまた機
会を別にいたしたいと思います。ただ、日本農業
の特性というものについてはやはりしっかり踏ま
えておいていただきませんか、その特性のもとに
日本の農業災害補償制度というものが成り立って
いる、またそれが施行されている、こうなってい
なければいけないと思うのであります。

特に、これは農林省がお考えになっている資料
を引用させていただければ、「農業は、自然に支配さ
れることの最も大きい産業です。」ごもっともで
ございます。「特に、我が国は、気象変化の最も激
しいアジア・モンスーン地帯に位置しており、こ
のため我が国の農業は、風水害、冷害等の種々の
災害がしばしば発生することにより広い地域にわ
たり甚大な被害を受けやすいという宿命を有して
います。」この位置づけておりますね。ですから、
こういう宿命をフォローアップするために災害補
償制度というものがいかにあるべきか、こうなる
わけでありまして。本当はもっと高価な高次元の
農政論から出発しなければいけません、これは
先ほど言ったように時間がないからという議論
を今展開することはできませんが、このところ
はきちんと踏まえていただいているのではないと困
ると私は思うのです。どうですか。

○佐藤農務大臣 先生にお答えしますが、先ほど
私が申したとおりでございます。我が国におきま
しては、先生御指摘のように、地理的条件とか気
象条件から自然災害の発生が多い、また特に近年
は冷害等の異常災害が多発する中で、本制度は大

変不可欠の制度であり、また農家経営の安定に大
切な役割を果たしている、このように理解してい
るわけでございます。

○島田委員 そして、国の重要な政策課題、そこ
から農業災害補償制度というものは出発してい
る、こう考えているのでありますが、よろしゅう
ございますか。

さてまた、そのためにいろいろ制度というもの
がそういう中から検討されているにもかかわらず、
最近では現象的に見ますと農業共済制度そのも
のはかなり大きく広域化をするという傾向の中に
あるようでありまして。そうすると、その広域化と
本来の農業災害補償制度とのかかわり合いとい
いますか、制度上の責任の分担といえますか、これ
を広域化の方向の中でどのように位置づけしてい
うとお考えになっておられるのでしょうか。ただこれ
が傾向としてそうなっているからそれを追認して
いくという形にしようとしているのか、積極的に
広域化を図っていくようにしているのか、この辺の
ところが大変ポイントであります。まずそのこと
をお答えいただいて、その上でもう少しお尋ねを
してみたい、こう思います。

○後藤（應）政府委員 農業共済組合等の広域合併
の動向なりそれに対する行政としての考え方とい
うお尋ねでございますが、今お話にもございま
したように、近年広域合併が急速に進展をしており
まして、かつては、組合等ということで市町村営
のものも含めてございまして、一万以上ありま
したものが、数としても全体として千八百くら
いに減少してまいっておりますし、町村をまたが
りますいわゆる広域組合等が五十九年の四月には三
百三十七組合というふうなことになるわけでござ
います。市町村の数で申しますと五五%近くをカバ
するというような状況になってきております。

実はこの問題につきましては、国といたしまし
ても四十年代の半ばごろから、事業運営を能率的
に行う、そして役職員の設置なり専門分化も規模
が大きくなれば進められる、そうしてまたその中
で一人当たりあるいは単位当たりの事業経費の効

率化ということも可能になりますし、また研修な
り職員の雇用条件も改善し得るというようなこと
で、行政としても広域合併の推進をいたしてお
るわけでございます。もちろん、地域の連帯感とい
うようなものを一つの支えにいたしました制度で
ございまして、無限に大きくするという考えで
はございませんけれども、一郡一組合ぐらいの規
模を一応のめどにいたしまして、地域の実情に応
じてということでは広域合併を推進をいたしてい
ます。

○島田委員 その際、広域合併はいわゆるメリッ
トがあるのか、あるいはデメリットなのか、これ
は大変大事な目標でなければいけないと思う。た
だし、それは行政の側から見たメリットであり、
行政の側から見たデメリットで論じられるべきも
のではない。これは当たり前のこと。私は、本来
の共済制度のあり方というものを無視してそれを
広域化するということには大きな問題を持ってい
るし、また残す、こういうふうな認識でおります
したが、四十年ごろから積極的に行政側、政
府は、この広域、さらには合併を進めてきた。し
かし、今お話をお聞きする限りにおいては一郡一
組合。しかし、一郡一組合と言いたって、その中に
は町村の数がいろいろありますね。多いのは恐ら
く十以上もあるところもあるであります。北海
道のような一郡一組合と言え、もうとてつ
もないでかいものになってしまっています。そうなり
ますと、そういうしやうし定規で物を進めていく
ことのデメリットは、メリットをかなり帳消しに
して、なお大きな共済制度の後退につながってい
くのではないか、また運営の上でも大きな支障を
来すことになるのではないだろうか、実態的なも
のを見ながらこういうふうな私なりの批判を持っ
ているのであります。

ですから、大きいことはいいことだ、そういう
ふうな感じられるようなやり方というのには一定
の節度があつてしかるべきだと私は思うのです。
一郡一組合というのは一つの目安であつて、それ
をしやうし定規に進めるつもりでいるんだと局長

おっしゃっているのではないと僕は思うけれど
も、しかし、どうやら大きいことはいいことだ
みたいな感じでどんどん大きくしていく、そうす
ると農家のところ、庭からは、どんどん大事な行政
や組合や組織が離れていってしまう、こういうこ
とになりかねませんから、私は広域合併論には手
放して賛成するわけにはいかないと思つてい
ます。いかがですか。

○後藤（應）政府委員 私ども、広域合併によりま
して事業基盤が拡大をされることによりまして、
役職員の登用なり専門分化が行われ、また執行体
制が整備をされる、特に任意共済あるいは任意加
入の共済につきましての推進というふうなことに
なりますと、やはり事業執行体制が整備されて
いるということが共済事業を推進してまいります
でも非常に重要でございますし、職員の研修なり
雇用条件という点からいたしまして、そのため
の経営基盤を整えるためには、やはり一定規模の
地域の基盤というものは持つていなければならない
というふうな考えでおります。

ただ、先生おっしゃいますとおり、仮に一郡と
いいたしても、さまざまとございまして、
し、実は私も調べてみましたところ、昭和四十六
年に初めて広域合併の要綱の通達を出しましたと
きは、そういう一郡一組合というふうなことも
書かれておつたようでございますが、機械的に、
地域の実情を無視してしやうし定規に当てはめる
というのはいささかきつねなところというところもござ
いまして、五十六年に要綱の全面改正をいたしました
ときは、そういう具体的な尺度というふうな
ことで具体的に通達の中に書くのはその際やめた
というふうな経過もございまして、したがいまし
て、やはり地域の実情というものを踏まえてや
つていくべきだと思つておりますが、一定のスケ
ールメリットは組合運営の基盤を整えるという意味
で必要ではないか、こういう考えで進めておりま
す。

○島田委員 今、余り一郡一組合押しつけという
ようなことはしていないというふうなお話であり

ますが、それはそれとして、やはりこれからも広域合併を推進するという立場は持つておられるわけですね。そうだとすると、一定の目安というもののあるいは一つのサンプルといえますか、こういうものをお持ちにならないと、行政の側から旗を振るわけにはいかないわけでありまして、今これを強制している状況にはないとおっしゃいましたが、一郡一組合をお考えになったときのいわゆる規模とかいうもの、規模とか範囲ですね、範囲といえはいろいろありますから、距離的に聞くのはちよつと無理があるかもしれませんが、要はどのような組合を絵にかいてそれを推進しようとしたのですか。

○後藤(康)政府委員 これは、私も機械的に一つの尺度というものを当てはめるということではないということ申し上げましたように、例えば何市町村でありまして、あるいは組合員農家が何千戸とか、こういった数値でそれを持つておるというわけではございません。やはり一方において事業運営の効率化なり事業基盤の強化を図るという観点、また他方、先ほどからもちよつとお話がございますように、組合活動の前提条件になります地域住民の連帯意識というのが失われないう範囲というような両面から考えまして、一郡一組合というのが一つの目安かなということをお考えおっしゃいます、具体的にこれはこの広域合併につきましても、都道府県の知事さんが一つの計画をつくつていただくというような仕組みをとりまして、私どもが上から割りつけるということではなくて、地域の実態をより詳細に御存じの知事さんにその辺のところを考えていただくという仕組で広域合併を進めてまいってきつておられるわけでございます。

○島田委員 私はなぜそんなことをしつこく聞くかといいますと、共済組合といえども、酪農畜産地帯を主にするところの共済組合、あるいは水田稲作を中心とするところの共済組合、畑作とかあるいは果樹とか、その業態別にまよつてい

るところの地帯における共済組合のあり方というのは、みんなそれぞれ違うわけですね。

ですから、私が今一番心配しますのは、例えば家畜共済を中心にしていろいろな地帯で考えてまいりますと、私のところなんかはい例になるわけですから、一郡といえども、その中に実に十町村以上入つていくわけですね。距離にいたしますと何十キロに及びます。ですから、そこにはまた、共済組合はただ事務所に座りきりで仕事をしたいばいといふものではなくて、いろいろな事業をやつていきますから、獣医さんを置いたりあるいは人工授精師を置いたり、いろいろそういう技術者も置きながらやつていくところがあるわけでありまして、連帯感という面で見ましても、守備範囲がこんなに広がつていくところで組合員の連帯感を求めることなんかはもう到底かなえられない話でありまして、無理な話である。つまり機械的に事務をやる、機械的に獣医さんの仕事をやるということにならざるを得ない。

そうすると、私は、本当は制度の趣旨がそこところから崩れていってしまうのではないかとこの心配を一つ持つていくもので、広域というもののにも限度があります、せいぜい私のところなんかの実態で言えば、三町村か四町村くらいが精いっぱいではないのだろうかというふうにも考えるもので、一郡といえ、北海道の一郡は大きいですからね。そういう単位で物をお考えになつては制度そのものが後退していくのではないかと。そういう考えを頭に置きながら今度の制度改正を打ち出してきたとすれば、私は、この法律は改善ではなくて改悪である、こういうふうになぜざるを得ないということになるわけでありまして、つまり、大きな組合を想定しながら、そうしてそこで運営されることを一つの目標に置きながら制度の中身を変えていくことになるわけでありまして、ですから、広域合併の持つ意味というものは制度に直に結びついていく大変大きな意味を持つのです。そういう前提に立つて、今度の改正というもののに対する批判を私は持つて、こ

ういうことであります。しかし、時間がどんどん過ぎていきますので、このことにまたこだわつてもおれなくなりました。

さて、特に今度の制度の中で、私は、これは言葉としては少しきつい言葉の使い方かもしれないが、制度そのものは弱いところ、まあ弱いところという表現もいかかと思ひますけれども、適当な表現をしようと思つたかぬものですから、弱いところ、こういう表現で話しますが、農家の個々の経営のいわゆる実態は必ずしもみんな一結じやありません。非常に努力して、幾ら土地改良をやつて、そうしてどんなに朝から晩まで汗水垂らして働いても一定の収穫量に達しない、先祖代々一生懸命やつてきたけれどもどうにもならぬ。

私の農場なんかはその一つの例であります。たゞ私は、高台の重粘土の地帯とそれから平地の割合に収量の上がるところとちよつと半々くらい経営してありますから、経営全体で言えばフォロイされて、かなり平準化されるのでありますが、中には、そういういいところを持たないで、山の傾斜地ばかり持つて苦勞している人もおるわけでありまして、それから寒冷地帯、常に三年に一遍とか四年に一遍とか、冷害や湿害を頭に置いて経営しなければならぬ地帯、年がら年じゅういい天気な恵まれて、黙つていても黙つていてもという、のはちよつと語弊がありますが、そこと比較して余りそれほど努力をしなくても一定の経営は維持できるところ、いろいろあるわけですね。ですから、それをお互いにフォロイ合つ、そこにこの共済制度の重要な意味もあるのだと思ひます。断固としてこれは損ねていただきたくないと思つておるのです。

そういう意味で言いますと、確かに気持ちとしては、農家の側から言う期待もありますし、行政の側も、この制度を運用していく上での最低ぎりぎりのところの平準化を図らなければならぬという意味で言えば、いつも被害を受けない地帯といつも被害を受けるところと掛金を同じくするとい

うのは、制度の運営上いさか公平を欠くという気持ちがあることも私はよく理解できるのでございます。しかしながら、制度はそこがちゃんとフォロイしてくれるというところに期待をかけて成り立っているものでありますから、このところの格差をつける、私は全くつけないというのとはちよつと言ひ過ぎと思ひから、全くつけないとは言ひませんが、余り差がつくということになると、この制度は本来の趣旨を見失つてしまふのじやないか。

ところがどうも今度の法案の改正は、言つてみれば被害の少ない農家には負担を低くして、被害が常に大きいところについては負担を重くする、それが公平だといえは公平なわけでもありませんけれども、この制度で言うところの公平化というのは、そこに中心を置いて、スタンダードを置いてこの制度を運用されたり改正されたはたまらないという気持ちがあるにはあります。どうですか。

○後藤(康)政府委員 御提案申し上げております改正案の中で、危険段階別の掛金率の設定方式を導入するということがございまして、共済の本旨という点から問題ではないか、こういうお尋ねであるろうかと思ひますが、農業災害補償制度は、農家の相互扶助を基礎としながら、これに国も相当な財政負担をいたしまして、不慮の災害によりまして農業者のこうむる経済上の損失を保険の手法で合理的に補てんしようとするものでござい

す。現在の制度では、御案内のとおり掛金率は共済目的の種類なり組合等の区域ごとに原則として一律に定められておるわけでございますが、近年におきます農業事情の変化等から、この制度におきましてもいろいろな情勢の変化が生じております。大きく申しまして三つほどあると思ひます。一つは、高水準の技術力を持ちます専業的な経営が一方で育成されつつあります反面、兼業化でありまして高齢化という中で、近年相次ぎました異常気象のもとで、地域によりましては、栽培管理の非常に優良な農家と、言葉は悪いかもしれませ

んけれども、片手間的な農家との間で被害の発生状況に大きな差異のある地域が出てきているということが一つございます。

それから第二に、やはり、この組合等の広域化が進んでまいりますと、同じ組合の中の地域間あるいは組合員間で一律の共済掛金率ではちよつと不満だというような声が出てきているところもかなりあるわけでございます。

他方、この組合等におきます事務運営におきましては、コンピュータの導入というふうなことで大量の事務処理が可能になってきた、こういったようなことから、危険段階にのびました掛金率の設定方式の導入ということを考えたわけでございます。

ただ、あくまでもこれは私も上から押しつけるというふうなことは考えておるわけではございませんで、組合で組合員の総意を踏まえてそういう方式をとろうということになりました場合にそのような掛金率の設定ができるような道を開くということでございますし、危険段階別と申しまして、数グループに分けるという程度のもので、あるいはまた個人で分けるということではなくて集落のグループ分けで対応するというような多様な形もあらうかと思ひますし、実施に当たりましては都道府県知事の認可にかからしめるというような仕組みもっておりますので、今お話のございましたような御心配が生ずることがないように運営が可能ではないかというふうに私も思っているわけでございます。

○島田委員 先祖が国取りでいいところをばあつと取っておいてくれたら助かるのだが、後から国家的に山も削り、林を切り開いて入ったという農家もあるわけですから、これは言ってみれば宿命的な部分も随分あるわけですね。だから、そんなところでやらなければいいじゃないかと言つて済まされない実態が日本列島の中にはずつと点在しているわけでありまして。そのところを公平に扱うという最低のぎりぎりのところは私は譲つてほしいくない、この制度で守つてもらいたい、こう思

っているのです。

ところで、予算の中で行革絡みの予算もこの農運運営の中ではなされておりますが、ことしから定額化されている部分がございます。定額化でありますから、来年度以降はこれはふえないというのが原則なんでしょう。しかし、五百四十億絡みの予算の大半は人件費でありますから、人件費をまさか来年も再来年もその次の年も据え置いて抑えておくわけにはまいりません。そうなりますと定額では人件費に対処できない部分が出てまいります。これはどのように解決しようとお考えになっておりますか。

○後藤（憲）政府委員 農業共済団体の事務費の定額化は、農業委員会等の他の諸団体との横並びもございまして六十年年度予算から定額化したわけでございます。私も従来、個別経費を積み上げるという形で予算を、例えば補助職員の数や等級号俸給による負担方式に国が今回改めたわけでございますが、従来積み上げ方式の場合にも定員削減というふうなものが毎年かかっておったというのが実情でございます。定員削減等によります国庫負担の額の縮減の不安ということはなくなりまして、安定した国庫負担が望めるといふことはございまして、また、従来の積み上げ方式でございまして、組織整備なり広域合併で組合数などが減少いたしました事務費の節減効果があらわれるという場合には、それだけ効率化されたからそれは国庫に吸収していただくというふうなことで国庫助成の減になるような要素になっておったわけでございますが、この辺も、事務費の節減効果というものは今度は団体に帰属するということになりますので、職員給与の上昇等に対しましては、やはり事務運営の合理化なり効率化によって対応をしてまいるという考えでございます。

○島田委員 合理化だつて限度がありますし、物価だつてとまるところを知らないのではありませんし、まさかベースアップを抑えていくわけにはいかないの、局長がおっしゃるようなことになら

ぬと私は思うのですよ。これは厳しさを要求される。あなたも内部の合理化で切り抜けてもらいたい、これはつまり骨身を削れということの意味するわけでありまして、その覚悟がそれぞれの組合にあるかどうかは、覚悟だけしつかりしていても実態的にはやり切れなくなるときがあるのではないかとこの点で、定額化の問題は必ずしも功罪半ばするものでないばかりか、私に言わせれば定額化は多くの問題を将来残していくだろう。それはもちろん行革の中から出てきているものでありますから、我が方にとつてプラスになるような行政改革が中曽根内閣の中で行われるわけでもないのだからそれはわかり切つた話であります。しかしそれは単共としてはつらいです。ですから広域化してどんどん必要最小限の人間に切り詰めていかざるを得ない。そうすると制度は後退する、また加入率も減つてきていったようなことで、だんだんこれが細まつていくのではないかとこの点で心配を一つ持つています。

それから、当然加入、任意加入とございますけれども、その基準の持ち方が、今までは十アール以上であつたのが今度は二十アール以上、内地府県では十アール切り下げられたというのの切り上げたというのか、そういうことになりましたね。しかし、従来実態を見ますと、実際には十アール以下の人は当然加入にはほとんど入つていないわけですね。しかし任意加入の道はあるのだから任意にお入りください、こういう方式をとつていふようであります。しかし、実態をもつとよく調べてみたら、実は十アールではなくて十五アール以上が今は当然加入の形をとつています。そうなりますと、二十アールにしたなら、内部で行政指導の中でまた五アール積み増して二十五アール以下は任意加入、それから上だけしか当然加入として扱わないよというふうな運営になりがちです。私はそういう心配を持つています。

だつて、今十アールと言ひながら実際には行政指導で十五アール以上を当然加入としろということとを何かの通達でも出したというお話も聞いた

わけでありまして。そうしたら、二十アールにしたけれども今度は二十五アールにしますよということとを内部規定でできるのだ、こういうことになりまして、そういうことになつてどんどん弱者が切り捨てられていく。任意で加入の道を開いておりますと言つたつて、この種の共済制度というものはやはりある意味では、連帯感連帯感と局長がおっしゃるやうに、連帯感を持ち得る一つの条件としては、これには当然加入があるところと初めて連帯感が生まれてくる場合だつて多いのです。そういう意味では私はちよつと制度の後退でないかと思ひますが、いかがですか。

○後藤（憲）政府委員 今回水稲共済の当然加入基準を引き上げることになりましたのは、農政の基本方向といたしまして生産性の高い農業経営を育成するという方向をとつておりますし、二十アール未満の規模というふうなことになるように、農業収入に依存するところも小さく、また生産の主体も自家消費米ということでございますので、そういった小規模農家についてまで当然加入の対象とする政策上の意義は乏しくなつていふと考へられましたので、この際、当然加入基準の緩和を図ることになつたわけでございます。

経過的に申しますと、昭和二十二年に農災法が制定されましたところは組合員資格を持つ者はすべて当然加入というふうなところから出発をいたしまして、その後画一的な強制加入に対する農家の不満が高まりましたために三十二年に条件の緩和をいたしまして、その後三十八年の法律改正のときさらに緩和をいたしまして、水稲、陸稲及び麦ごとに十ないし三十アールということにいたしましたわけでございます。こういつた戦後の一種の保険なり共済の契約につきまして強制を加へていたものをずつと緩和をしてきているという延長線にあるものでございます。

今お尋ねの中で、十アールを下限にしていたときにそれを引き上げる指導をしていたではないか、これが二十アールに引き上げられたら二十五という指導をするのではないかとこのお話がござ

ございましたが、実は確かに従来指導で引き上げておりましたけれども、今回法律改正をいたします機会にこれを政令改正という形で制度化をしようということをごさいますて、この政令改正の後にまた新しく実態上の当然加入基準の引き上げを県に指導するというようなことは現在のところ私ども考えておりません。

○島田委員 まさか考えているとは言えないわな。しかし、戸数から言いますと、今五十八年度の統計数字を見ますと、引受戸数で、今度引き上げられる二十アールということになりますと約七十五万戸ほど当然加入から任意加入に落ちていくわけですね。それから面積にしたって十万ヘクタール落ちるわけですね。全体の比率からいえば五%か六%の話だと言いかもしれないが、しかし共済制度は、私が言うまでもない、やはりたくさん入ってらうって、いい人も悪い人もみんな入ってらうってこの制度を支えていかなければ、いい者だけ、悪い者だけに偏ってしまつたらこの制度は破綻してしまうのです。そうでしょう。三者で成り立っているのです。個人の農家と連合会と国と、こういうことで制度はもっているわけでありま。私はそんなことはしませんと言わなければ、仮に二十アールに引き上げてまた二十五アールを行政指導で任意加入にしようとしていつたら、これは百万戸になるんですね。

ですから、こういう人たちが大事に考えるということをして制度の中で忘れてほしくない。任意加入だということは大変重要なことでありますけれども、実際には、おまえさんら大したことないから勝手にしろや、こういう話とイコールに考えてもいいというのではいいですか。私もそれはいい弱い人たちがどうやって救つていくか、そしてまた単年度の経営を維持してもらうか、やはりそこにスタンスを置いて物を考える、そういうものに制度がきつとフォローアップしてくれる、そこに期待をかけるものですから、私は問題の指摘をしておきたいと思うのです。時間がなければ御答弁は要りません。

あと、国庫負担だつてポイント切り下げで大分切り下がつてまいります。つまりこれは国の負担をできるだけ切り詰めたというところから改正案が出されているのでありますから、それは当たり前といえども前も少しはあります。しかし、全体的には農畜産物の価格は、行政がかかわつておる価格はほとんど据え置き、自由のところだつてそれほど上がつていません。そして逆に今度は負担のところがどんどん重くなつていく、これでは農家経済はたまたまものでない。こういう点を考えますと、私はこれには賛成できかねます。

次に、家畜共済についてちよつとお尋ねします。家畜共済は必須事業になつておりますし、また共済そのものは包括共済でございますから、牛と名のつくものはべこも含めましてこの対象にする、これは考え方としては一つの前進でありま。うね。しかし、今度はお母さんのおなかの中にいる子牛も対象にするわけですね。まさか牛から馬は生まれませんからそれはまあ心配はないのでありますけれども、ただ一体おなかの中にいる子供の評価、共済価額をどの水準で見ると、これが一つですね。

それからもう一つは借り腹、近ごろ、はやつていゝんですよ、ひとのおなかを借りるのは。けさの新聞でござんになったと思ひますが、雪印が実験に成功いたしましたして、卵を二つに割つて双子の子供を生ませることに、ついおとにかきさおととい成功しましたというのが新聞報道に載つております。国立の畜産試験場でもこれが成功しております。そうすると双子が雌か雄かわかりません。一つの子供だつて雌か雄かわかりません。雌が生まれればあるいはその家の跡取りにする、こういうことだから当然共済金としては生きてまいります。ところが雄牛になりますと今度は肉の方だ、今度の改正は乳牛ではございませ、肉牛ですから、そのおなかの中にいる牛をまだ表に出ないうちから肉にするか素牛にするかという判断はなかなか難しいのであります。これが第二点目。それから、よその牛に借り腹でできた牛の

評価はどうするんだとか等々、今度の改正案には大変はつきりしない点が幾つかございます。これははつきりしていただかないとなかなか制度に取り組めませんね。お考えがまとまつているとすればお聞かせください。

○後藤(廣)政府委員 肉用牛の子牛の生産共済を今度御提案申し上げておるわけでございますが、お話にございましては、胎児の共済価額をどう適正に算定するかというの、なかなか頭の痛い問題でございまして、私もこの母牛の共済価額を基礎としてこれを算定することにいたしましたと思つております。これは、胎児は通常売買されませんので、市場価格が形成されておるわけですね。市場価格を使うことができないわけになります。それから、子牛の質と量というの、牛の質と量、母牛の影響のほかに、種雄牛の方の影響というの、母牛の血統に依つて種雄牛が使用される傾向というの、母牛の割合で対応させて考えたい。母牛の価額に一定の割合で対応させて考えたい。そしてまた、家畜伝染病予防法の第五十八条によりまして手当金、予防接種などをやりまして、そのせいで家畜が死んだというときに、胎児が死亡したというような場合に、手当金の支払いが行われるわけでございますが、そのときも胎児価額の評価というの、母畜の価額を基礎とするよう指導されている。それから、かつて、昭和四十四年ごろまでの旧生産共済というのは、これは包括共済じゃない姿でございまして、制度がうまくいかないと廃止をいたしましたわけでございます。その当時も、胎児の価額は母畜の価額を基礎として決めていたというように検討いたしておりますので、母牛の価額の、今いろいろ検討いたしておりますが、大体五分の一と申しますか、二割程度ということで評価をいたしたらどうか。

これは子牛の出荷月数と、それから子牛の価格というふうなものをとりまして回帰直線を当てはめるとか、あるいはまた出荷子牛の体重の分布と子牛の市場価格等のデータをとりまして、それを

出産前の月数まで延ばした場合に幾らになるか、あるいはまた子牛が産出するとき大体三十キロでございまして、体重別の価格をずつと延ばして、三十キロのところへ引き延ばしたら幾らになるか、こういうことをやりまして、大体二割ぐらいのところを参るわけでございます。

それから二番目のお尋ねの借り腹というお話でございますが、これは今申しましたようなことで、母牛等の価額を基礎として評価をする、そしてそういうふうな共済を仕組むということでございますので、その借り腹の場合も、当然母牛の方の共済関係の中に胎児が入つておる、こういう仕組みで考えておるわけでございます。

○島田委員 私の質問はやや細かに過ぎるかもしれませんが、牛だつて、というよりは、牛には大変優性遺伝と劣性遺伝とございまして、母親にまざる子供が生まれる。もつともそこをねらつて我々は品種改良をやつておるわけでありまして、この親からこない子がいるわけでありまして、五割の一ぐらいやどうにもならぬという場合もありま。うし、こんな見てくれない母親、美人の母親にみつともない子供が生まれてみたりしますから、それは一概には言えないのだから、五分の一がいかにどうかというの、私としては今にわかには批判をするわけにはまいりませんが、一般的にはもう少し高く評価しておく方がいいのではないかと。

特に、リバイバルでもう一遍これは復活して、今度包括共済に入れてやるというお考えであるならば、二度失敗は許されぬと私は思うのです。失敗した原因の一つにそれがあつたのです。現に私も、そのときには、もうそんな共済ではだめだよと言つて入りました。ですから、これは十分お考えをいたしまして、五分の一を基準にして云々というお話がございましたが、実態的にそれが皆さんに受け入れられるような、そういう制度で、これが見事に成功するように期待をしておきたいと思ひます。

時間がなくなりましたが、せつかく試験の関係

技術的な問題としては、実用化に向けてはまだ幾つかの問題がありますので、より確実に、しかも簡易にうまくこの技術を進められるように、いろいろな角度から研究を進めております。

さらに体外受精技術も同時に研究を進めており

の知事と認めるといふ條々の取組に於いて、持たざる可
なような法律の仕組みになつておりますけれども

か、そういうものについては私どもなりにその重

張れば保険料も安くなる、いい意味の報奨制度だ

つた、これが吸収されてしまふ、そのことが今後どういふ影響を及ぼすか、このことについてはどのような考えでいられるのか、念を押しておきたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 危険段階別の掛金率の設定方式につきましては、組合等の選択によりましてできるだけ幅広い対応ができるように弾力的な仕組みにしたいと考えております。その手法の一つとして、今お話しがありましたような現行の果樹共済におきましては無事故割引制とほぼ同じような仕組みと申しますか、すなわち加入農家の無事故年数というものを基礎にしまして危険段階をつくる、そしてそれに応じて掛金率を定めるといふ方式も採用することができるようになしたいと考えておりました。一言で言えば果樹共済の無事故割引制というようにものもの仕組みの中で吸収をします実施できるようにしたいと考えております。

○上西委員 先ほど局長から強制する考えはさらさらないという意味の御答弁がありましたので、私はそのことをかたく信じて、絶対に強制だけはやらないでほしい。お上というものは強うございまして、あなたの方の想像を絶する力が津々浦々へ行きますとお上の声で行きますので、そのことは十二分に御配慮をいたしておきたいと思ひます。第二点は、農作物共済の国の負担率を、超過累進制を残しながらぐつと落とすでしよう。これは、本当に日本政府はこの農業共済制度を守つていこうという気持ちがあるのだろうか、私は、はつきり言つて共済制度を根幹から揺さぶる暴挙だ、こうまで言ひたいのでありますが、大臣、この点についてはいかがお考えなのか、まず所信を承りたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 上西先生にお答えいたします。農作物共済の掛金の国庫負担は、現在、共済掛金率が高くなるほど国家負担が高くなる超過累進方式、水稻は五〇から七〇％、陸稻、麦で五〇から八〇％となつております。今回の農作物共済掛金国庫負担の合理化は二つの点から、農業事

情と制度の健全な運営から考えまして、適地適産の推進と最近における農業事情を考慮し、また財政負担の効率化を図りつつ制度の健全な運営を確保する見地から、国庫負担の上限をそれぞれ一〇％ずつ引き下げる等の措置を講ずることとしておるわけでございします。これによりまして農家負担、掛金がその分だけ上昇することは事実であります。掛金国庫負担についての超過累進制という考え方は維持しているところであり、関係者の御理解を得まして本制度の揺るぎない運営を確保できるものと考えているわけでございします。

○上西委員 大臣、私正直申し上げても物足りないのです。きのうの本会議の席上であれだけ熱心にお答えいただいた大臣が、今の答弁は実にそつけないな、それでは農家の皆さん納得しませんが、ざつとばらんに言つて、大臣のことじやありませんけれども、私きのうの本会議でショックを受けたのです。補助金の一括法案を出す、大蔵常任委員長は、その報告の中で故意か偶然か、連合審査のところで我が農林水産委員会だけ名前を読み違へたのです。お気づきでしよう。だから私は、おびてきたときに、私は初年兵だから前の方なので、委員長になぜ間違へたかと言つたら、偶然たる面持ちで行かれましたけれども、私はあのときに大蔵省は農林水産省を軽視しているとショックを受けたのであります。閣議の中でそういうことはおつしやつていただけて守つていただかなければ、あんな程度にやつても農水省は何も言わぬ、大臣も何も言わぬじやいかなと思ふのです。そういうことがあるからと言ひませぬけれども、こんな国庫負担を削られて今みたいなお答えが出てくるのじやありませんか。大臣、努力をしたけれども現在の財政状況から見ても万々やむを得ない、御勘弁をぐらひはおつしやつていただかないと、何か、至極当たり前です、制度は残るのです、これで負担は高まるがやむを得ぬでしようぐらひの、まるで人ごみみたいな今のお答えは私納得できませんので、もう一遍眞情あふれる大臣の御見解をいただきたいと思ふのです。

○後藤(康)政府委員 大臣から眞情あふれるお答えを申し上げます前に、若干補足して説明させていただきますと思ひます。

農作物共済の掛金国庫負担額につきましては、御案内のとおり、共済の金額全体が増加してくるに従ひまして年々財政負担も非常にふえてまいつてきております。率直に申しまして、非常に厳しい財政状況のもとで、農林水産省の予算の中で政策ごとという予算をどういふふうに分けるかというふうなことが農林水産省の中でもいろいろ議論されなければいけないというふうな状況の中に今あるわけでございします。また、今回御提案申し上げておりますような、共済制度の内部におきましては、充て込み改善を行うという場合には、それなりにまたお金もかかるといふような事情もあるわけでございします。

そういうことに加へまして、実は被害率が高いところほど高率の国庫負担になるという仕組みそのものにつきては各方面からいろいろまた御議論のあつたところでございまして、かつてのように、米の需給が非常に逼迫してございまして、限界地というふうなところでも米の再生産はぜひ確保しなされなければいけないという時代であれば、やはり被害率の高いところほど国庫負担も高くする、これは五十七万ヘクタールも毎年生産調整を実施してございまして、農産全体として適地適産というところを推進してございまして、被害率の高いところというものは必ずしも適地とは言えないところがあるのではないか。共済制度として、国庫負担については、そういう被害率にはむしろ中立的に一律の助成にすべきではないかというふうな議論もあつたわけでございします。

しかし反面、では適地適産というものが災害の被害率だけでははかれるのかどうかという問題もございします。きよの質疑の冒頭にございしましたように、我が国が地理的、自然的な条件からいたしますと非常に災害を受けやすい、そういうところから農業災害の特殊性ということで超過累進制はぜひ残したい、そういう議論がいろいろございしました。さらに申せば、各種の公的な保険なり共済というもののうちで、五割以上に国庫負担をしております例はこの農業災害補償制度以外にございしません。そういうものの横並びというふうなものも総合勘案いたしまして、超過累進制を圧縮しながら維持をするということでもこのような改正を提案申し上げておるわけでございします。その辺の各般の事情につきては御理解を賜りたいというふうな思つておるわけでございします。

○佐藤國務大臣 お答えいたします。今局長の答弁したとおりでございますが、先ほどの、大蔵委員長の間違つたのは、大蔵委員長はよく知つておりますが、だれよりも農林水産には御理解ある人で、それは何かの間違ひだつたと御了解を得たいと思ひます。

それから、私は、やはり農というものは国の基本でございまして、一億二千万の国民に食糧を安定的に供給するといふ大きな役目を持つておるというところをもちまして、日本の農業を守るといふ立場で頑張つてございしますので、御理解と御後援をお願いする次第でございします。

○上西委員 最初からさうおつしやつてくださればいいのにと僕は申し上げたいのです。マスコミの方もお見えですが、農業新聞その他でさういつたことがあれば、やはり大臣は心配してくれていんだ、今内閣はニュースキヤスターばかりじゃやないんだ、しつかり守つていこうという方もいらつしやるんだ、こういうことを理解しないと農家の方は安心しないと思ひますので、今後特にそのことはお願いしておきたいと思ふのです。

さて、三番目に、先ほど島田委員からも御質問がありました、家畜共済の中で子牛の問題で、いいことは努力をされてやつてゐる、このことについて私は正しく評価をしたいと思ふのです。ただ、二、三お尋ねしたいのは、妊娠八カ月以上を対象にするという、この科学的根拠はどうなのかお答えいただきたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 牛の胎児につきましては、満八カ月を経過いたしますと正常に産出をした子牛と同様の生存能力を有するというふうに言われておりまして、和牛の場合を例にとりまして、平均妊娠期間は二百八十五日でございますが、満八カ月を経過すれば生存能力を有するということが認められておりますので、出生後の子牛を制度の対象にいたします以上、こういった胎児も、すなわち八カ月を経過した後の胎児も当然に制度の対象とする必要があると考えたわけでございます。そういったしませんが、出産のときに、要するに産した瞬間に生きていたか死んでいたかというふうなことが共済事故の認定のときに非常に難しい問題になってくるというような技術的な問題も含まれておるわけでございます。

○上西委員 私ごとを申し上げて恐縮ですが、私は、共済組合の獣医の中に血を分けたいとこが三十年勤続しております。また、私のおじは鹿児島県で農政を担当して、とりわけ畜産をやっております。大隅半島に、私の選挙区に種畜管理センター、今統合されて一つになりましたが、従来二つございました。この二つの所長を歴任し、とりわけ品種改良の第一線の部隊指揮官をやっていたのです。ですから、そういうことでよくおじから話を聞いていたのです、とりわけ畜産でございまして。そうしますと、今ちょっとひつかかるのです。偶然か科学的にどうかかわりませんが、牛と人間とは一緒ですね、出生までの日数というのは、社会保険、皆さん方国家公務員で言えば共済組合の短期給付、これの家族埋葬料は、それでは妊娠何カ月以上出るのでか、参考までにお尋ねします。人間はどうなっているのですか。優秀な国家公務員の皆さん、ちょっとお答えいただきたいと思うのです。

人間はどうなっているか。これは簡単なんです。よ。本省の共済組合に電話すればすぐわかる。家族埋葬料は妊娠何カ月以上の死産、流産から対象か。人間はどうなっているかということですよ。これは対象なんですよ。科学的根拠というのは、

実は局長、今言われておりますと言ったから私ひつかかっているのです。八カ月以上なら云々と言われております。我が農林水産省が畜産試験場でそれをびしとやっておりますとおっしゃれば、ここをお聞きしなくてもよかったです。しかし、あなたは言われておりますと言ったから私はひつかかるので、では人間さほどどうなっておりますか。社会保険や生命保険だつて、ちゃんと妊娠何カ月以上は埋葬料の対象だ、死亡弔慰金だとなつてはいるはずなんです。では人間さほどどうなっているのですか。それはちょっと調べてみてくださ

それと同時に、先ほども島田委員からありました、借り腹の問題です。先ほど私のおじのことをちよつと申し上げたのでありますが、大変なんです。冷凍して優秀な種をちゃんと保管をして、希望する、逐次やつていく。そうすると結構金もかかるし、いろいろやつていく。それをいわずゆる母牛だけでやつていくのかという素朴な疑問が出てくるのです。とりわけ私のように畜産界の地域のだ真ん中に住んでますと、やや公平を失するのではないかと、それだけで果たして算定しているのかと素朴な疑問が出ますので、もう一遍その辺お答えいただきたいと思うのです。

○後藤(康)政府委員 今私ども考えております考え方の中では、子牛の質質につきまして、確かに母牛の影響のほかに種雄牛の方の、雄の方の影響もあるではないか、トロンビがタカを生むことだつてあるではないか、こういうお話でございますが、一般的には母牛の血統に定じた雄牛が使用される傾向があるということがございまして、あと例外的に今いろいろお話の出しておりますようなこともあろうかと思ひますが、保険という形で統一的な事務処理をやるということになりますと、余り複雑なことはやりにくいということが一つございまして、それから家畜共済の場合は、毎年共済期間が更新になります、この掛金を払う時期が参るわけでございまして、そのときには出生した子牛を見てその評価を変えらるということ

も可能なわけでございまして、そういう機会を利用して適正な評価をしていくという道もあるのではないかとこのように考へておるわけでござい

○上西委員 それはそれでわかるのですが、生産農家の立場に立ちますと、やはりそういう要望が出ますね。ある意味では欲です。ですから、確かに複雑に過ぎてもいかぬでしようけれども、そうしたことに付いては、もうびしやり血統書ができ上がつていっているわけですから、そしていゆる地方公共団体が明確にその精液を保存してやつていっているわけですから、そう複雑にしないで一定程度の評価はできる、このように考えますので、これは今度新しくできるのですが、今後そうしたことを含めて、評価額の決定について御検討いただきたい。これは要望申し上げておきます。

このことについてもう一点お尋ねしたいのです。それは、包括共済で、個別共済を認めないでしよう。どうしてもだめですか。個別共済認めない、それはなぜか、簡潔に。

○後藤(康)政府委員 家畜共済におきましては、農家の多頭飼養という実態にもかんがみまして、いわゆる逆選択を防止をしまして、事業の安定的な運営を確保していくという観点から、種雄の牛馬等特殊なものを除きまして、飼養家畜の全頭数を包括的に引き受ける方針がとられておりまして、異動がありました場合でも、新たに導入されてきた家畜については、その時点で自動的に共済に付されるということになっておるわけでござい

ます。なお、仮に子牛または胎児のみの個別加入を認めるといふようなことにいたしますと、恣意的な一部加入が生じまして、その結果、制度の健全な運営に悪影響を及ぼすことになるおそれがある。それが役人の悪い癖だといふふうにおっしゃられるかもしれませんが、どうしても制度をつくり出すときには、やはり悪いことができないようにということも考えながらつくつてまいらなければならないわけでございまして、昭和四十一年まで実

施をしておりました旧生産共済は個別加入制をとっていたこともございまして、年々加入が減少する、あるいは掛金が高くなるというふうなことで局地的になつて、政策的にも意味が乏しいということ、先細りで廃止になつたという歴史を持つておりますので、この歴史を繰り返さないようにしたいということを私ども考へておるわけでござい

○上西委員 先ほどのことは、ちよつとまたわかつてからお答えください。——わかりましたか。

○後藤(康)政府委員 ただいま調べましたところ、妊娠四カ月でございます。

○上西委員 そうでしよう。私は知っていましたから、それで八カ月は科学的にどうなんですかとお尋ねしたので。胎児でいる期間がくしくも人間と一緒なんですよ。万物の霊長たる人間は四カ月以上、牛馬だから八カ月以上じや、これはちよつとなんで、だから私は科学的に根拠を申し上げたので、それでそのことを一言念を押しておしやつてください、御見解を。

○後藤(康)政府委員 埋葬料の場合の何カ月と申しますと、生活能力を有しているかどうかというところと同じ考え方であるかどうか、その辺はちよつと私ども、埋葬料の方の基本的な考え方につきまして十分今承知をいたしておらないわけでございまして、私、今手元に持っております家畜臨床繁殖学なりそういったものの記述を見ますと、生活能力を有する最低妊娠期間は、馬九カ月、牛八カ月、綿羊、ヤギは四カ月半というふうなことできちんと書いてござい

ます。○上西委員 お答えわかります。ただ、私が申し上げたのは、家族埋葬料というのは、健康保険法上の表現が埋葬料だけであつて、中身は実質香典なんです。ちゃんと生物として認められて出しているわけですよ。そういった意味合いで、せつかく子牛をお認めになるのだから、やはり生産農家の側から見て八カ月以上で妥当なのかどうかというところは科学的に解明してはしかなかったの、例に出しただけでございまして、そのことを念を

制度の改善、改正についても十二分に御努力もいただきたいと思ひます。

法律関係をちよつと離れまして、先ほどもちよつとうちの島田委員から出ていたのであります。が、水稲共済の対象の基準ですね、面積基準のランクアップ。これについて、現実に鹿児島だつて十五アール以上、二十アール以上、こやうやってるのですが、これをまたわざわざこれだけ上げなかつたらならないそれこそ本当のねらいは何なんですか。それをずばりお答えいただきたいと思うのです。

○後藤(康)政府委員 これは先ほどもお答え申し上げましたように、生産性の高い農家を育成をしていくという農政の基本方向というものを踏まえまして、要するに昭和二十二年に制度発足いたしましたから二度にわたつて緩和をしてまいつたわけでございますが、その延長線上において規制を緩和するということがございます。任意加入の道なりあるいは国庫負担のやり方というやうなものに変更を加えるというやうなことは何らいたしておりません。ただ、当然加入という規制をある一定規模以下のものについては緩めるといふのが今度の制度の見直しの内容でございます。

○上西委員 それでは局長、現実的にこうしたときにどういふ影響が出てくるか、それはどのような予測されておりますか、見解をお示しください。これを施行したときの結果をどう分析判断をされてゐるか。

○後藤(康)政府委員 今回の当然加入基準の引き上げによりまして都府県的全引受戸数に對します当然加入農家の割合は、現在の七八・四%から一・九%、戸数にしまして六万三千戸減少いたしました。七六・五%に、それからまた当然加入面積の割合で申しますと九四・七%から〇・六%、一万一千ヘクタールでございますが減少いたしました。九四・二%になるというふうに見込んでおります。

○上西委員 それじゃ大臣にお尋ねしたいのです。が、大臣、基本的な農政との関連は一体どうなる

のですか。少なくとも昨年あれだけこどもも議論しましたよ。臭素米に端を発して異常事態が起きた。韓国から十五万トン入れる入れないと約一カ月間この委員会でも議論しました。そのとき私たちがこの委員会は、満場一致、国民に安全な食糧を安定して供給する決議を上げましたね。それを今、農政の根幹だと思つてゐる。そしてその需給計画の中には、言うならば飯米農家といひましようか、小規模な農家の方々の米作も中に組み込まれてゐるわけでしょう。ところが共済の方ではばつさり切つて、今のお言葉でいくと生産性の高い農家だけを当然加入にしていきたい。こやういうことになりますと、大臣、私はどうしても合点がいかぬのです。基本的な農政とこの当然加入の面積の基準の引き上げと一体どういふ関連があるのですか。明確にしたいだきたいと思うのです。

○後藤(康)政府委員 先ほども申し上げましたように、共済関係の当然成立といひますか、当然加入の規制を緩めたといふことでございまして、任意加入の道は開かれておりますし、それから国庫負担についても何ら差はないといふことでございします。要するに、自家飯米の生産を主体としてゐるところまで政策的に強制をする必要があるかどうか、それは制度としておかしいのではないかとこの観点で政令の改正をやるということでございます。

○上西委員 大臣、基本的な農政との関連で今局長がお答えになつたけれども、私、大臣にも、これはやはり大事な問題ですよ。米の需給計画の中には、飯米用農家と言つたらなんですか、小規模なところまで全部組み込んであなた方おつくりになつてゐる。ところが共済の方は、今のお言葉でいけば、そんなところまでわざわざ強制させなくてもいいだろう、そこは少々台風が来ようが何しようが、任意加入だから、入つてなかつたから損したんだ、何か投げやりとまで言ひませんけれども、こやういふやうな感じを受けるんですよ、生産してゐる農家から見れば。米は少ないか

もしらぬが、畑作を持つてゐる方もいる、畜産もやつてゐる、やはり農業を主としてやつてゐる方々に、おまえのこの米は別だぞ、入らぬでいいんだぞ、冷酷非情な仕打ちとしか受けとめられないものだから、私は、大臣にその基本的な農政とのかかり合ひについてきちつと見解をお示しいただきたい、こやうお願いをしてゐるのです。

○佐藤(國務)大臣 先生にお答えします。

今局長が答弁したとおりでございますが、今度の場合は、先ほど言つたやうなことで、例えば農家収入の少ない人とか、あるいは自家飯米をつくらせてゐる人とか、そんなことで考えたわけですね。下限を上げたといふことですが、ただ、掛金については当然加入、任意加入も同じだといふやうなことでございまして、先生の言われた趣旨にもとるものではないといふふうに私は考へております。

○上西委員 わかりました。では次に移りましよう。

事務費の問題、先ほども出ておりましたが、定額化、言葉はそれは微妙ですけども、極端に言へば、もうこれで抑えつけでしょう。そうしますと、本来、農業共済組合といふのは営利事業団体ではございせんね。そうしますと、せつかく国のそうした事務費のことで人件費を確保できる、優秀な方々が農業共済にお勤めいただく。ところがこれからは、悪いけれども世間並みのベースアップも何もこれから先細り、お先真つ暗になるのじゃないか、そうしたことが非常に懸念されるのですが、先ほど大臣は、大蔵委員長は農業をよく理解してゐるとおっしゃるが、本當にひつかかるのですよ、農林水産委員会とおつちやつてくださるなかつたから。だから、こやういつた意味合いで、やはり大蔵側からこやうつと押しつけられて、抑え込まれてこやういふことをやらざるを得ないのか、将来的にも、定額をはね返して、こしはやむを得ぬが来年からまたびしつとやります、こやういふ御決意なのか、こやうしたことにまつてます御説明

いただきたいと思ふのです。

○後藤(康)政府委員 年々の予算の中で、事務人件費といふものは近年、ここ数年毎年非常に問題になつてゐることでございします。それで、從來この農業共済団体等の事務費につきましても、国庫対象になります職員の名義削減といふやうなことを毎年やつてまいつてきておりますし、またこやういふ積み上げ方式でございしますと、広域合併などが進みまして効率化が進むといふ場合に、それは団体に対して補助金から、能率が上がればむしろそのメリットが削られるといふやうなこともあつたわけでございします。こやういつたやうなことを考えますと、今回こやういふふうになつてしまつて、しかも五十九年度と遜色のない、むしろこくわずかでございしますプラスになつたといふ形で六十年度の予算を編成いたしましたので、今後こやういつた安定的な助成のやり方の中で事務運営をやつてまいらうといふことになるわけでございします。

職員の出退改善のお話がございました。從來から私ども、公務員の給与と規定に準じて、人材を確保するために適正な給与改善を行うやうにといふことで指導をしてまいりましたけれども、これは今後ともこやういつた姿勢と申しますか、方針は私ども続けてまいりたいといふふうにしては、事務運営の合理化なり効率化によつて対応をしていただくといふことで団体の方にもお願いをしたいと思つてゐるわけでございします。

○上西委員 こやういふお答えが出てくると大変私たちは困るわけですよ。処遇は改善するやうに指導します、しかし、お金は出しませんじゃ、金は出すけれども口は出さないならいいですよ。逆でしよう。金は出すが口は出さぬ、びしつとやつてくれと。私は町内会の総会の議長を十数年やつてゐるのです。それは私のところは農村地帯だから、例えば共済のいわゆる損害の評価員、こやういつた方をやはり私の部落では出すのですよ。共済連絡員、もちろん農協もやる、こやういつたことで

いっぱい出すですね。そうすると話が飛び交うのです。おい、日当上がったかなんて出ると、いやあ、こうやるのですね。日当上がったか、しょうちゅう出せなんて、こうなっちゃうのです、話としては。ところが、聞いてみれば、少なくともここで申し上げるのをはばかるような金額でございましょう。そうしたものが今事務費の中で消化されつつあるわけです。だから、なった人たちはある意味では大変だな、迷惑だなと、金額を聞きまですと僕たちは思ったりします。しかし、それはみんなのためだから我慢してやってくれ、済まぬな、こういうことで頼まざるを得ないのはいわゆる地域の事情です。連絡員に当たって、評価員にしたって。これは私も痛いほどわかつています。

ところが、事務費はこれで定額化しますよ、お金はもうこれ以上出しませんよ、口だけはどんどん出しますよ、ベースアップはやりなさい、合理化やりなさい、これでは今の大蔵省よりもっとひどいですよ。大臣がテレビのキャスターになっては困るのですよ。だから、そういった意味合いで、こしはやむを得ない、しかし、今後何とかして、事情さえ許せば、いわゆる現在の方式に、もとに戻して、共済の方々が、共済組合が、連合会の職員の方々が安心して働ける、安心して共済制度を推進できる、そういう環境づくりに努力するなんというところは、ここではお答えいただけませんか。

○後藤(康)政府委員 これは六十年度の予算編成に当たりまして非常にいろいろ議論を重ねまして、そしてまた農業委員会等、他の農業関係の諸団体につきましていろいろ助成の方式というものとの横並びも含めましてこういう方式をとったということございまして、私もこの方式で安定的に農業共済団体に対します助成を将来とも続けてまいりたいというふうに思っております。

○上西委員 それ以上のお答えはどうもただけそうにありません。

もつと職員研修があつてほしい、これは中から聞こえます。共済制度のPRをもつとしてほしい。わかりませんから、なかなか。そしてまた優秀な人材、とりわけ獣医師なんという方々はいい方にたくさんおいでいただくのは大変でしょう。そういうことになる、事務費と獣医師の賃金とちよつと関係が遠くなるようでありまうけれども、補助金と密接な関係にある。そうしますと、しばしば局長さんあたりが横並びとおっしゃるけれども、横並びも時によって必要かもしれませんけれども、これは、この制度はと言つて、胸を張つてこの予算はというようなことできちつとしていただきたいと思うのですよ。

結果としてやや削られた、それでもあれだけ農水省頑張つてくれたのなら、おれたちも頑張つてと、こうなるのか、いや、横並びでやむを得ぬのだからこれだと言つて、何だと言つて反発を受けるようないわゆる予算なりその他の削減あるいは定額化ということになるのか。これは相手が事業団体、事業というのは、やはり、よくするも悪くするも人間ですよ。そうした意味合いで、農業共済の各種団体あるいはその役員の方々が、農水省があれだけ頑張つたけれどもこうならざるを得なかったのなら、こうなるのか、何だ、これだけおれたちが一生懸命やっているのにすばつと上の方で切られてしまつてという不満と反発が残るのか、大変微妙なところでありまうので、私、これ以上のお答えをいただこうと思いませんが、今後、大臣以下、この種のことについてをもつと積極的に御努力いただくことをお願いを申し上げておきたいと思ひます。

最後に、その他二、三お尋ねしておきたいのですが、補助金などを利用したそれぞれのものがありますね。そうしたものが必ずしも農業共済に加入をしていないという傾向が間々見受けられるのであります。何れも私はこの民主主義の世の中、強制加入なんという事は言いませんけれども、片一方、やはり農林水産省系列から出ていつている資金が活用されているそれらの事業、施策、そ

うしたもののが農業共済の方といわゆる連動するよなことについてはお考えはおありなのかどうか、ちよつと見解をお示しいただきたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 共済への加入を促進いたしますためには、まず第一義的には、やはり制度それ自体を農家にとつて魅力のあるものにいたしまして、自発的な加入を確保するということが肝要であると考えております。

お尋ねにございましたような補助事業なり融資制度の実施に当たつて共済加入を条件とするこゝについてはどうか、これは実は、幾つかの施策については、現にそういう助成策の目的が災害によつて達成されなくなつては困るという観点から、共済加入を条件としております施策も若干ございまして、これをあらゆる施策について一律に義務づけることにつきましては、関係者の理解が広く得られるかどうか、あるいはまた、結果的に共済未加入農家とか加入率の低い地域で補助事業なり融資制度が行われないというようなことにならないかというような問題もございまして、各種の事業なり融資のそれぞれの性格に應じまして検討していく必要があるかと思つております。

今までのこの辺の議論というのは実は余りなかつたわけでございまして、補助目的なり制度融資をいたしましたその目的を担保するための一つの手段というように共済の加入促進と関連づけるといふようなことは、今後やはり検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○上西委員 ぜひ前向きに御検討いただきたいと思ひます。

次は、基準収量のとり方、これが果たして妥当なのか。いろいろ共済がございまして、例えば大豆ばかり、私の選挙区でいえば蚕繭の収量のとり方なんかについても、やはり加入農家、生産農家の方々からいろいろな意見があるのです。この基準収量のとり方については、現状、完全に固定化してこのままいかれるのか、そういった声な

ども含めて意見を聞いておるので、今後検討していくというふうなお考えはありや否や、そのところを簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 この基準収量のとり方につきましては過去にもいろいろ御議論がございまして、そういった御議論を全部踏まえて、考え方としては、その年の天候が通常に経過をし、肥培管理等が通常に行われることを前提として、通常客観的に期待される収量、すなわち平年収量として定めるといふことにいたしておまして、具体的な水準につきましては、総体として統計的に把握をされました平年収量とおおむね一致をするように、組合等が農家の申告単収でありますとか土地条件等を総合的に勘案して、実態に即した適正な水準に設定するように努めているわけでございまして。

問題は、よくございまして、被害を受けました農家の方々の実感として、豊作のときの単収あるいはまた被害なかりせば単収と申しますか、そういうものをベースとして共済金の支払いを期待するといふような傾向がございまして、その点から時として御不満の声が出るということが事実あるわけでございまして、保険の設計ということとも関連をいたすわけでございまして、平年収量をベースとして適正な補てんを行うというのがこの制度の基本的な性格でございまして、今のような考え方方で設定を行うことが適当であるといふふうに考えておるわけでございまして。

○上西委員 それはそれ、長い歴史もあるでしょうから。ただやはり、加入している農家の方々の気持ち、実情、そうしたことから、その辺のことについても十二分の幅広にお考えといふのをお持ちをいただいて、時と場合によつては御検討もぜひ、こういう御要望を申し上げておきます。

最後に、もう今や日本じゅうに有名になつてきましたけれども、桜島の異常降灰、これの被害といふのは連年それはもう目を覆うものがありまう。この桜島降灰による損害、被害といふものは、家畜共済の疫病発生みたいに全額政府が負担をす

る、補償する、こういったようなことはお考えにならないのかどうか、検討されたことがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

〔玉沢委員長代理退席、委員長着席〕

○後藤（康）政府委員 家畜共済におきましては、共済団体による危険分散が難しい法定伝染病でございますとか、激甚な天災を異常事故としまして、これらによる損害は国が全額責任分担する、こういう仕組みをとっておるわけでございます。家畜の法定伝染病ということでございまして、全国どこでいつ発生するかわからない、それを全国的に国の段階で再保険料をいただきながら危険分散するというところでございますが、お尋ねの中にもございましたように、今や全国的に有名になっております松島、あるいは全国的に例がございせんものでもございますから、家畜の法定伝染病と同日に考えることはちょっと難しいのではないかと考えております。

端的に申せば、いつどこで起きるかわからない異常事故というものを切り離して国の段階で危険分散を図るという方式をとっておるわけでございますが、そういう全国的に危険分散することに応じましたそれなりの再保険料を国が徴収をしているということになるわけでございまして、そういう意味で、特定地域の極めて特定をいたしております被害を異常事故として切り離す、そしてそれを共済制度の中で全額国庫負担というような形で見るというようにすることは、保険の仕組みをとっている以上はやはり困難ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○上西委員 保険の制度、システムからいって今のお答え以上のもは出ないと思ひます。

ただ、私は率直に農林水産委員会の中で申し上げておきたいのは、松島はどこにも引越していかぬのです。あそこでは噴いてくれな。あの灰を一回東京へ持ってきても首相以下お考えいただけるのじゃないかと思うのですが、やむを得ません。ただ、私としては、この農業共済の枠

を越えてでも日本政府全体があの松島の異常降灰については対処するようなお考えをぜひ持つていただきたい。そのためには、一番被害が出ておるのは何と言ったって農作物でございますので、佐藤大臣以下がそうした声を閣議で他の省庁あたりにもぜひ積極的に働きかけをいただいて、松島周辺の住民の皆さん方、農家の皆さん方に温かい行政の光を当てていただく、そのことに對する御努力を心からお願いをし、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○今井委員長 次に、水谷弘君。

○水谷委員 私は、農業災害補償法の一部を改正する法律案について順次御質問をいたすわけでございますが、今回の主な改正点は、第一に共済掛金の設定方式の改善、それから第二に農作物共済掛金の国庫負担方式の合理化、そして第三に家畜共済の改善、第四に果樹共済の改善、第五に園芸施設共済の改善、この五点到要約されるわけであります。

この改正の中で一歩前進的な面が見られるわけであります。特に、農作物共済の共済掛金国庫負担方式の合理化という問題、それからまた、政令事項になるわけであります。水稲共済における当然加入基準の引き上げ、また、予算に關連した農業共済事業の効率化と農業共済予算における問題、これらを見ますと農業災害補償制度の根幹にかかわる重大な問題が多く繰り込まれておりまして、制度及び組織の崩壊につながるおそれがある、私はこういうことを大変憂うものであります。以下、具体的に何点かにわたってそれを指摘し、質問をいたしたいと思つております。

初めに大臣にお伺いをいたします。五十九年度の稲作は、大変天候に恵まれて作況指数も一〇八、五年ぶりの豊作、農家もめつたに豊作とおっしゃいます。正直本当によかつたという声が伝わってきております。しかし、農作物というのは最も自然的条件に影響をされるものであります。また、災害が一回発生すると、作物はもうろんでありますけれども、農地、農業用

施設、あらゆる生産基盤に大きな被害をもたらすわけであります。幸い昨年はそういう状況でありましたので、共済金の支払もぐんと抑えられて、来年九月には一般会計に三百億円余も繰り戻すことが可能ではないか、このようにまで言われているわけであります。

そこで、農林水産業被害に對する国の災害対策全体を見てみますと、農作物の被害に對する農業災害補償制度を初め各般の災害対策制度、災害復旧制度、また災害金融制度や天災融資法の制度等がございまして、しかし、この中でも特にこの農作物共済というものは農家にとつて大変な位置を占めておりまして、今までも、掛金の負担割合も国が六、農家が四ということと維持をしてきた。国庫負担率は、水稲については平均五九%、陸稲は七〇%、麦は六八%、畑作物は六〇%というところで、確かにこれは国民健康保険や雇用保険また公的保険、いろいろな共済制度に比べますと相当国庫負担率が高い。しかし、先ほども申し上げましたような災害に見舞われるような環境の中の対象というところで、今日ここまで政府もそれなりに努力をし取り組んでこられた。そしてまた、このことが農家にとつても大変大きな役割を持つて、農業経済また農業の再生産、あらゆるものについて貢献をしてきたわけであります。

つい二、三日、ある共済組合の参事さんにお会いしまして、そのときにも、日本で有名なものが二つあるんだ、一つは富士山で、もう一つは農業災害補償制度だ。農業災害補償制度というのは我が国にとつてそれほど大変なはずらしい制度なんだ。今までそういう中で私は三十年間この仕事に携わつてきた、しかし今回の改正は許せんねというのを率直な意見として私におっしゃつたわけでありまして、これが農林水産関係予算の中で大きな範囲を占めておりまして、ずっと農林水産関係予算が縮減されてきている中で、臨調行革路線、また政府の財政負担の削減方針に沿つて今回の見直しが行われたと考えるわけ

です。先ほども申し上げましたように、我が国の地理的条件、また気象条件、まことに自然災害を受けやすい我が国の特殊な条件の中で、補助金の見直し等の行革の立場からの制度改正、これ以外に、私はこの制度改正のいわゆる悪い面、前進面は評価をいたしますが、後退面はそういうところからしか出てきていないと考えるわけです。

そこで、将来大きな問題を残すと指摘をしておかなければならないのですが、大臣忌憚なく、この改正によつて農家及び農業経済がさらに安定し発展していくんだという御確信がなおありになるのかどうか、それを最初にお伺いをしておきたいと思ふのであります。

○佐藤国務大臣 水谷先生にお答えいたします。先生からいろいろ御指摘がありましたこととでございますが、農業災害補償制度については、農業事情及び農家の保険需要が変化してきており、これに即応した制度の改善を求めるとともに、厳しい財政事情のもとでより効率的な制度とすることが必要となつてきたものである。

そんなことで、これらの状況を考えまして、農業災害補償制度について農業事情等の実態に即応した制度運営の改善合理化を図り、実は六十年であるいは六十一年度から次の五つの施策を実施するように考えております。

一つは共済掛金の設定方式の改善、次に、農作物共済の共済掛金国庫負担方式の合理化、家畜共済の改善、果樹共済の改善、園芸施設共済の改善というものを実施することとしたものでございます。

○水谷委員 私が御質問したことに対するお答えが一つ漏れております。その内容についてお伺いをしたのではなくて、この改正が、いわゆる農家の再生産を可能にし、さらにまた農業経済を発展させるのに大きく役立つのかどうか、大臣の御確信はどうか、このように伺つたわけでありますので、その点をお答えいただきたいと思います。

○佐藤国務大臣 お答えいたします。農業災害補償制度につきましては、その効率的

かつ健全な運営に努めますとともに、制度の機能
を十分に発揮することにより、農家の経営安定の
ための制度として真に定着するよう努めてまいり
たいと考えております。

○水谷委員 大臣も内心では国庫負担の負担率の
低下等については大変考慮されているのであろう
と私は思います。やはりこれは農政の後退につな
がる大事な問題として指摘をしておかなければな
らないと思いますので、申し上げたわけでありま
す。

次に、危険段階別の共済掛金率の設定方式が今
回導入されたわけですが、その点について
何点か御質問をいたします。

今回の改正では、組合員等の間に、原則一律で
ある共済掛金率について農家の被害実態にに応じた
共済掛金率を設定できるようにし、事故をほとん
ど出してない農家については共済掛金率を低くし
てくれといういろいろな方面の要望等がありまし
た。そのことに沿った改善という面からすれば一
歩前進と考えられます。これは、被害の比較的少
ない優良農家が損をしない、こういう面では多く
の配慮をしたものと考えられます。

しかし、次に何点か御指摘をいたしますが、こ
の危険段階別共済掛金率の実施には、多くの問題
があると私は思っております。

まず第一に、共済事故の発生状況その他危険の
程度を区分する要因となっている事項に応じて危
険段階の別を定めていくわけでありますけれど
も、農家グループを細分化して、いわゆる稲作に
見られる集落組織に亀裂が生ずることがないのか
どうか、これが第一の指摘であります。

次は、小規模農家、兼業農家は、一般的には被
害率が高く、いわゆる料率の細分化によれば高
い掛金率となる、こういうことが予測されるわけ
であります。今回の政令によって定めようと思
っている当然加入基準の引き上げ、これらと相ま
つて、ここで共済離れをより一層引き起こすこと
はないか、こういう心配があるわけでありま
す。この点についてどう把握されておられるか、お尋ね

をいたします。

第三点として、家畜共済では、農家の飼育技術
の差によって被害率の格差がかなり大きく出てま
いります。農家個々の過去の被害実績、これで掛
金に格差をつけてほしい、こういう要望があるわ
けですけれども、無事故割引の方が農家にとつて
理解されやすいのではないかと、こういう指摘があ
ります。また、果樹共済についてもかなり技術格
差がございます。こういう現況の中で、現在では
高い技術を持っている農家が概してこの制度に加
入をしていない、こういう現象があるわけであり
ますが、この料率の細分化で加入促進が図られ
るかどうか、この点についてお伺いをいたしてお
きます。

それから、第四点として、比較的制度発足
が新しい果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済、
これらについてはまだ発足が新しいので、危険段
階基準共済掛金率の設定区分、それを誘導して
いくいわゆるデータ、そういうものが果たして明確
になっているのかどうか。また、被害実績のない
新規加入者の掛金率というのはどういうふうにし
て適用されていくのか、こういう点についてもお
伺いをしておきたいと思っております。

それからもう一点、今回の危険段階別の掛金率
は、これを実施希望する組合に対して、強制的で
はなく、条件がそろったものに対してそれを移
行していく、こういうふうになっておりますけれ
ども、実施希望組合に対して具体的に政府はど
のように指導していくかという点についてお伺い
いたします。

○後藤(康)政府委員 お答え申し上げます。
料率の細分化が集落組織に亀裂を生じさせるよ
うなことになるかということでございますが、
私どももそのような心配はないというふうに考
えております。

一つは、この方式を導入するかどうかはもち
ろんなこと、危険段階をどのくらいの数設定をす
るか、あるいは危険段階ごとの危険度の差に対応
する掛金率の刻みをどうするかというようなこと

等につきましては、一定の基準と申しますか、枠
の中で、組合員等の意思を十分に反映した形で組
合等が自主的に定めるということにはいたしてお
りまして、強制的な実施なり画一的な実施というよ
うなことを考えてはおらないわけでございます。

第二に、危険段階の区分は農家のグループごと
にだけでございます。集落のグループごとに行
うことも可能とするように考えております。こ
れによりまして、同一集落内では全農家が同一の
掛金率になるように集落単位で危険段階を区分
するということも可能にいたしております。

そしてまた第三に、こういった掛金率の新しい
設定の仕方を行うおつもりな場合には、地域の実
情をよく御存じの知事さんの認可にかからしめる
ということにいたしておりますので、そういった
ことを前提にいたしまして適切に制度を運営す
れば、集落組織に亀裂を生じさせるというよう
なことがないように運営ができるものというふう
に考えております。

それから、優良農家は掛金率が料率の細分化に
よって低くなるかもしれないけれども、掛金率が
高いグループに仕分けされた農家というものは、
当然加入基準の引き上げと相まって共済離れを起
こすのではないかと御指摘でございますが、
けれども、今回の料率の細分化は、兼業化とかあ
るいは担い手の高齢化というものが進みます中
で、近年、気象条件がよろしいときには表面化を
いたしません農家間の技術格差というようなもの
が、気象条件が悪くなると表面化をしまして、
被害率の格差が出てくるということが一つの
背景になっておるわけでございます。

ただ、農家間の被害率の格差と申しまして、
小規模農家あるいは兼業農家だから一概に被害率
が高いというふうにも必ずしも言えないわけでご
ざいまして、立地条件等の自然条件もございま
すので、一概にそういうわけには断定はできない
ものというふうに考えております。

いずれにいたしましても、危険段階別にグルー
プ分けをして掛金率を設定するということは、

農家間の負担の公平を図ろうとするものでござ
いますので、それぞれの組合におきまして、その負
担の公平感というものを組合員の皆さん方に許容
されるような姿で設定をするということ、共済組
合としても当然そのようにお考えになるだろうと
思いますし、これによりまして共済離れを引き起
こすというようなことはなからうというふうに思
っております。

なお、技術力の高い農家につきましては、当然
料率の細分化が行われれば農家の加入の促進にも
資することになるだろうというふうにご考えてお
ります。無事故割引というようなやり方も、この料
率の細分化の一つのやり方として取り込めるよう
な形でこれを運用をいたしたいと思っております。

それから、比較的スタートした時期が新しい果
樹なり畑作物あるいは園芸といったような分野で細
分化に必要なデータなり実績というものが蓄積さ
れていくか、また、一体どういうふうな細分化を
実際やろうとおられるのかというお尋ねござい
ます。

私も今考えておりますのは、過去一定年間の
組合員等の平均被害率もしくは共済金の支払い頻
度と申しますか、裏から申せば無事故年数とい
うことになりまして、こういったものを基礎にし、
あるいはまた集落の平均被害率というようなもの
を基礎にいたしまして危険段階を設定すること
を考えておるわけでございますが、その場合に、こ
の危険段階を決める基礎データなりをとる基準年
次としましては、過去五、六年間のデータ、余
り長くとりますよりも、もともと負担の公平感を持
たせるということとございまして、過去五、六
年間程度のデータでよろしいのではないかと。そ
ういふことからいたしますと、果樹共済は四十七年
から、畑作なり園芸は五十三年から実行しており
ますし、組合の文書規則ではいろいろな基本的な
書類は五年保存ということになっておりますので、
大体データは整っているというふうにご考えて
おるわけでございます。

最後に、実施を希望する組合に対して政府はどうか方針で指導するのかわかることではないかと思ひますが、これは運営の当事者でございまして組合等が、個々の共済事業の実態に照らしまして、例えば地域内の農家の被害の発生状況に大きな格差が生じている場合など、共済事業の円滑な運営を図る上から必要がある場合に、組合員等の方々の意思を十分反映させた形で行うことが適当だといふふうな考へておりました、先ほど申しましたようなデータのとり方も含めまして、具体的な設定要領の基準を示す等によりまして都道府県を通じて十分指導してまいりたいと思ひております。いろいろな形がとれるようにいたしておきますので、基準は示しますけれども、画一的な強制とか指導にわたらないように、弾力的な運営ができるようにしたいと思ひております。

○水谷委員 どうか組合員の中に不公平感や共済に対するいろいろの疑問等が起きませんように、きめ細かく運用を進めていかなければならないと思ひますので、その点を申し上げておきます。次に、農作物共済の共済掛金国庫負担方式の合理化、この点について何点か伺いたいと思ひます。

今回の国庫負担方式の変更は大変な問題であります。制度の根幹にも触れるような大きな問題であるわけでありまして。今回の負担率の引き下げによつて、例えば水稲共済ならば現行の五九から五四、こうなりますと、これはマクロな答えになります。農家の負担は一体どのくらいになると推計をされておるか、一戸平均でどのくらい負担のアップになるのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。地域によつては相当掛金がアップになるようなところも出てくるのではないかと、大変心配するわけでありまして。

五年ぶりの豊作、しかしながら過去四年間大変な不作が続いてきたわけでありまして。農家の経済は、去年一年くらいは豊作ではとても取り返しのつかない大変な打撃を受けている、こういうときに多少であつても共済掛金の引き上げを行うのは、時期として非常に悪い、このように大変不満なのでありますけれども、最初に、今の二点について伺ひしておきたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 共済掛金の国庫負担方式の変更によりまして、農家負担にどの程度の影響が出るかということでございます。

実は、水稲なり陸稲につきましては六十年に料率の改定がございまして、そこで料率に変化し、そしてまた六十一年度に国庫負担の方式を変えることを御提案申し上げておりますので、その辺も関係がございまして、国庫負担方式の変更のみによる影響といふことで申し上げますと、全国平均で十アル当たり二百円、水稲の引き受けの平均面積が六十一アルくらいでございますから一戸当たりいたしますと約千二百五十円程度の増加になります。

ただ、これは今お話しがございましたように超過累進の率を圧縮するという形になっておりますので、共済掛金率の高い地域と低い地域では影響が違つてまいります。北海道について申し上げますと、十アル当たり農家負担の増加額が八百七十円でございます。これが全国で最高でございます。北海道におきましては、水稲の引き受けの面積も三百三十五アルということ規模が非常に大きゅうございまして、一戸当たりいたしますと二万九千五百円の増でございます。他方、福井とか石川県、この辺になりますと二十円とか二十三元というような十アル当たりの増加でございます。一戸当たりで計算をいたしますと石川県の百五十円の増というのが最も低い増加額でございます。

○水谷委員 今のようによつて相当の差が出てきていますわけでありまして。特に北海道、東北については、冷害等で過去数年間大変な苦しみを受けてきたわけでありまして。そういう点ではこの改定は非常にまずいと思はざるを得ないわけですね。

今回の改正の中で、さらに超過累進制の共済掛金率の区分を、水稲にあつては五段階から三段

階、陸稲、麦にあつては七段階から五段階に圧縮されてきたわけですね。そして、水稲では一割刻みの段階を二割刻みにされたわけでありまして。本来ならもつと多くの段階に区分する必要がある、これは当然考えられるわけですが、どうしてこのようにされたのか、お伺ひをしておきたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 今回の農作物共済掛金国庫負担方式の改正につきましては、基準共済掛金率の最高のところ、水稲で申しますと四割、陸稲で申しますと一五割、麦で一割、この最高のところを変えませんが、そしてまた国庫負担割合の刻みも従来どおり五割刻みといたしまして、これに対応するランクごとの基準共済掛金率の幅がほぼ平等になるように配分をして定めております。

超過累進制は、相対的に高い掛金率に對しましてより手厚く国庫負担をすることによりまして農家負担をある程度平準化しようとするものでございまして、今回に基準共済掛金率の刻みを一割とした場合には、農家負担への影響が特に掛金率の高い地域に集中的にあつておられることになりました。地域間の公平感といふ点から見て適當ではないのではないかと判断をいたしまして、先ほど申し上げましたような設定の仕方をお願いいたしたわけでございます。

○水谷委員 次に参ります。

共済全般にかかわる問題として私の方から申し上げたいことがあります。それは、災害が起きてからその災害に對して手当てをする、それももちろん共済の事業の中の一の大事な事業でありますけれども、病虫害とか災害に強い農作物、米とか麦とか災害に強い品種を開発し奨励し普及していくことによつて災害から農作物を守るということも、また農業災害補償制度の中の大事な役割ではないか、このように私は考へるわけでありまして。五十九年度の共済金は、全国で約六十六億五千万円の共済金が農家に支払われております。その中で関東地方一都六県、この共済金の支払い額が十七億八千万円、かなりの金額になります。もち

ろん面積も大きいし、単なる地域比率だけでは申し上げられませんが、そのうちでも、私の地元である栃木県の共済金支払い金額は約五億六千万円、隣の茨城では約四億、群馬では三億五千万、このようになっている中で五億六千万というのは非常に多い、こういうことではないかと思ひます。関東に比較的被害が多いその理由は、一部にしま葉枯れ病が発生して被害を受けたためだといふ原因の調査でありますけれども、栃木県の場合もこれが非常に多かったわけでありまして。

それで、現在栃木県で水稲の作付を見ますと、このしま葉枯れ病に非常に対応のできるものと対応の難しいものとありますが、やや弱いものという品種で初星と日本晴というのがあります。それから中程度のものではアキニシキ、やや強いのがコシヒカリ、そしてうんと強いのが星の光、星の光は非常に新しい品種であります。こういうふうになつておりました、特に私の住む県南方面ではこの星の光が、例年しま葉枯れ病に今までやられてきたコシヒカリ等をおくりになつていた農家が、非常に病害虫に強い、それから多収種である、また非常に強靱である、そういうことから、五十八年度の作付が全体の水稲の二・二割でございました。ところが五十九年度には一・六割までこの作付面積が上つております。

これは今申し上げましたように病虫害に非常に強い、多収種品種である、こういうことから我が県、特に県南方面では農家の皆さん方の積極的な取り組みがあるわけでありまして。そういう意味で、病虫害に強い、そしてまた、私もこの米を何度か食べてみましたが非常においしい、コシヒカリに負けずとも劣らず立派なお米であります。

そこで、きょうは経済局長、ほかに食糧庁長官もおいでいただいておりますので、これは食糧庁にうんと御尽力をいただくようお願いしたいな質問になるわけでありまして、星の光の品種を県内に広く普及していくためには何とか二類に格上げ

をしていかなければならないのではないか。もちろん二類格上げのためのいろいろな条件については私も存じております。過去三年自主流通数量の平均が千トン以上にならないければならないとか、そういういろいろな要件がございます。しかし、今申し上げましたようなことを私はきょうは長官に申し上げて、経済局とお力を合わせていただきながら、いわゆる災害が大き過ぎる、共済金支払い金額が大き過ぎる、その原因の一つである病害虫に強い品種を多く普及していくべきであるという観点から、最初にお伺いしておきたいと思うのであります。

○石川政府委員 御承知のように、米につきまして類を分けまして格差をつけております。これは農家の方から買入れるときに格差をつけるだけではございまして、売ってまいります場合にもそれだけ格差をつけて高く売っておりますので、そういう形でいわば消費者の方に評価をしていただくということが大事なわけでございます。

先生も今おっしゃいましたように、その評価の仕方としては、自主流通の市場へ出してみて、そこでそれなりの高い評価を受ける、それが定着をするというときを見ましてこの類を動かすということをやっておりますが、御承知のように、星の光の場合、五十九年に県のいわば仕分け品種によりやくなりまして、トン数は四万数千トンぐらい生産されておりますが、実は残念ながら自主流通にはまだほとんど回ってないという現状でございます。

食味その他につきましてもいろいろな検定をいたしておりますので、今先生お話しになりましたようなことで自主流通の市場の中でそれなりの評価をされ、またそれが定着をいたしますれば、そういういわば格を上げるといふようなことも可能でございます。これは比較的厳格にやっておりますので、各県、皆さんそういう御要望があるわけでございますが、私も今考えております幾つかの要件、先生御承知の要件につきまして、それがどういう形で実現されるか、そういう実現の度合

いを見て判断をさせていただきたいと思っております。○後藤(康)政府委員 私ども、水稲が病害虫の被害にからないような状態が生まれるということについては一般的には望ましいことだと考えておるわけでございますけれども、米の類別価格と申しますのは、今食糧庁長官からお話ございましたように、品質とか食味とかいうものを含めまして需要者側の評価ということを基準にして決めておられる問題でございます。

農業共済のサイドから申しますと、被害が生ずれば共済金が支払われるわけでございますが、それは一つの被害率の実績になりまして、三年ごとの共済掛金率の計算のときに過去二十年間の実績ということとそれが入ってまいりますということとございまして、国が大幅な助成はしておりますけれども、共済金の支払いの実績が多ければ掛金率が高くなるという形で、災害補償制度の中では一つの保険の仕組みとしては自己完結をいたしておりますので、先生のお気持ちは大変よくわかるのでございますけれども、私どもの立場で食糧庁の価格の決定に、耐病性という観点から価格に一つの配慮を加えるということとはちょっと申し上げにくいというのが正直なところでございます。

○水谷委員 価格の決定まで経済局長にお願いをするのではなく、総合的に、農水省全体で病害虫に強い品種をより奨励する指導をお願いしたい、こういうことでございます。

同じような観点で、麦についても栃木県は例年他の県に比べて、北関東三県の中でも非常に大きな共済金の支払いが行われております。この中でしま萎縮病、もちろんひょう害もありますけれども、これによる、いわゆるウィルス病の病気による被害が相当発生しております。実は私、一昨日、県南方面を調査いたしました。昨日は民社党の神田先生も被害農家のところへ訪れられたりして調査をされておりますけれども、今回のビール麦、二条大麦に対する病気の発生が非常にひどいので、発生率が六三・六%、地域は栃木市農協の地

域でありますけれども、これだけの発生をしておるのです。

この二条大麦、いわゆるビール麦についても、本県では、栃木県が一生懸命努力をいたしまして新たな品種として関東二条二二号というしま萎縮病に対して非常に強い品種を改良いたしました、奨励をしていかなければならないという状況に今なっておりますわけであります。これは契約栽培でございまして、ビール会社がまだ醸造試験、適性検査等が終わってないからということと、これも非常に契約数量が少なく、農家にしてみれば、せっかく県が奨励をしている病害虫に非常に強いこの奨励品種を何とかつくりたいという気持ちがあっても、片方ビール会社が契約を大変渋つておる。こういうようなことで、この問題がちつとも前進をしないところに今来ているわけであります。

このようなことを総合的に御指導をいただいている農畜園芸局長から、私が今申し上げたことを御認識といたしますが御理解をいただきながら、さらに、何でもこんなことをここで申し上げているかといえ、冒頭申し上げたいいわゆる災害補償制度の中に、やはりひとつこういう病害虫に強い品種というものを、これは何も栃木県に限らず全国的に積極的に推進をしていただきたい、こういう観点で申し上げているわけでございますので、お答えをいただきたいと思っております。

○関谷政府委員 御指摘のございました関東二条二二号の問題でございます。これは先生のお話のございましたように、栃木県農試が育成した新品種で、麦のしま萎縮病の抵抗性の面で大変期待の持てる品種でございます。

これのいわば普及の手順なり段階の問題でございますが、通常でございまして、奨励品種決定基本調査を原則として三年、またその後醸造試験通常三年、こういうような過程を経まして、麦としての優良性と、一方、醸造面から適性があるかどうか、ビール会社がうまく使えるかどうか、こういう点を確認の上で普及段階に入るわけでござ

いたします。

この二二号の場合には、お尋ねの中にもございましたような最新のしま萎縮病の感染、そういうような過程に対処しまして、この普及段階を少し早める必要がある、こういう判断で関係者と協議をしております。現在、五十九年産からその奨励品種決定基本調査を始めたわけでございしますが、これは通常三年かかることを、六十年産、二年目の成績でできるだけ結論を出そう、こういうことで、簡単に言えばこれは一年縮める。それから醸造試験の方でございまして、これも非常に早めたわけでございまして、五十九年産麦で既に小規模の醸造試験を実施しております。その次に大量醸造試験という本格的な醸造試験に入るわけでございまして、これも通常よりは一年繰り上げまして六十年産から着手しよう、こういうふうなことで、今年産麦から大量醸造試験に取りかかろう、こういうことでございまして。

一方、いわゆるビール会社が試作それから本格的につくるという段階につきましては、現在の予定としましては、六十年産からビール会社としても試作中の品種ということで取り上げまして、六十年産につきましては大量醸造試験用として六十年産よりさらに大きな数量を買入れ、こういうような手順で、全体少なくとも一年は早めていくということで、御指摘ございましたような、特に最近のしま萎縮病に対応しましては、こういう優秀な品種についてはできるだけ早く普及の方に持っていくということで、関係者と協議しながら進めておりますが、これからも御指摘のような点、十分留意しまして指導してまいりたいと思っております。

○水谷委員 真剣にお取り組みをいただいていることがよくわかりました。感謝を申し上げます。どうぞ、より一層お取り組みをお願い申し上げます。さて、時間が迫ってきておりますが、まだ重大な問題がありますので、引き続き何点か御指摘をいたします。

水稲共済の当然加入基準の引き上げ、このことについていろいろ問題がございます。任意加入者となる農家数が六万戸を超えるのではない、また、規模の小さい農家の多い地域、特に都市近郊とかこういう非常に規模の小さい農家ばかり抱えている共済組合、そういうところがたくさんあるわけでありまして、広域合併という方向が出ておられますけれども、種々の問題があつてなかなかそれができない。私が一昨日訪れた共済組合も、やはり周辺が都市部でございまして、このことを一番心配をいたしておりました。全国的に見れば、これが散らばつておるわけですから、マクロに見れば問題は小さいとお考えになるかもしれませんが、局地的に見ると非常に問題がある。これを、いわゆる政令であれこういう形で引き上げをするということとは、これは私は重大問題だと思ひ感じているところであります。

そういう意味で、現在ですら今度の改正基準に達しない基準で都道府県がその基準を設けている、そういう実情も多くあるわけでありまして、この点について農水省は、いや問題は起こらない、明確にかくかくしかじか心配ないというふうにお考えであれば、その点をお伺いをいたしたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 当然加入基準の引き上げにつきましては、現在十アール以上というふうな政令でなつておりました、実際上は十五アールが最低の基準になつておるわけでございまして、これを二十アールまで引き上げるといふことで考えておるわけでございまして。

考え方につきましては、やはり生産性の高い農業の担い手をつくつていくという基本的な政策方向にも照らしまして、自家飯米を主体に生産をしている農家まで当然加入というふうな強制をする必要は制度上なからう、こういうことでござい

す。一部の組合におかれまして、そういうことになると、もちろん任意加入の道は開かれておるし、それからまた国庫負担の面でも差はないというこ

とであるにしても、一部に脱落が起きるのではないかと御懸念があることも私も承知はいたしておりますが、制度全体として見まして、今回国庫負担方式の合理化をやることにいたしておられますけれども、その後におきまして、他の制度に類を見ない高率な助成をしておるわけでございますし、やはり組合におかれて、従来にも増して任意加入の農家の方々の加入の促進につきまして、制度の趣旨なりあるいはまた農家がこれによつて受けられる災害に対する補償といったようなものを周知徹底をしていただいて、組合の組織を整備をしていただきたいと思います。

また、都市近郊などで共済組合の基盤が現在の規模ではもうなかなか成り立ちにくいというところもあろうかと思ひますが、そういうところにつきましては、やはり広域合併というふうなものを通じまして組織基盤の確保充実に努めていただきたい、また、そのように私も指導なりお手伝いをしたいというふうな思つておるわけでございまして。

やはりそういった加入促進というのは、当然加入制度のございまして農作物共済とか蚕繭とかいうもの以外は任意加入でございまして、やはり共済制度全体の農家に対する理解を深めるということとがまた任意加入の共済の推進に役立つ面もあるわけでございます、そういうことで、これはまた団体の方も御苦労をいただく面もあるかと思ひますけれども、そういうことを通じて本間に組合員の方々に制度の趣旨も徹底され、任意共済も含めた共済事業全体が発展していく基盤ができるというふうな私ども考えておるわけでござい

ます。○水谷委員 米の需給計画の中には、自家飯米農家、小規模販売農家すべてが含まれて我が国の基本食糧である米の需給が成立しているわけでありまして、やはり中核農家育成、規模拡大、こういう方向はもちろん重要でありますけれども、あらゆる面において、こういうすそ野で支えていたでいてはたくさんの人たちに対しても、今後

同じであります、農水省のきめ細かな対応が必要であると思ひます。当然加入から外せば任意加入になり、任意加入になればなかなか加入が促進されない、そういうおそれがあるの、当然加入という発想があるわけでありまして、こうしても任意加入もどんどん進むだろう、このお考えは私はちよつといただけないと思つております。

次に、果樹共済の点で申し上げたいと思ふのでありますが、時間が迫つておりますので、具体的な問題についてちよつと御指摘をしたいと思います。

栃木県ではナシの生産農家が非常に多いわけでありまして、そのナシの生産農家の中で特に今進んでおりますのは防ひよう網の設置でございまして、これが非常に勢いで、農家の皆さんも災害から守ろうということで御自分で真剣に取り組んでおられる、十アール当たりで約四十万円ぐらいの費用が防ひよう網設置にはかかるわけですね。その防ひよう網設置も、例えば宇都宮市なんかを見ますと、全体の栽培面積百七十ヘクタールのうち、四四％に当たる七十五ヘクタールは既に防ひよう網が設置されております。こうなると被害は極端に減少いたします。

その場合に、現在の共済掛金の防災施設割引三〇％、これを十アール当たり換算しますと約六千円程度、これでは、十アールで四十万もかかる防ひよう網設置が今後どんどん普及してまいりますが、そうなつた場合に、果樹共済に対する評価はますます低下をしてまいります。特に栃木県の場合は、暴風雨とか凍霜害とかというものは関係ございせん。このひよう害に特定される災害が最も多いわけでありまして、そうすると、防ひよう網ができた、果樹共済に入る必要はない、まして割引率が三〇％じゃもう当然入る必要はないということになるわけですね。

ますますこの防ひよう網設置が進んでおります。そうなつてきますと、現在、栃木県のこの共済の引受率を見ますと、ナシを見ますと、県全体

で四百七十二ヘクタール、六〇・七％が引受率になつておりますが、防ひよう網が進んでまいりますとこれがどんどん落ちていくのではないかと御心配があるわけですね。

そういうことで、このような施設が設置されているナシの生産農家に対する、その面積に対する共済掛金率の割引率、これをもう少し引き上げるべきではないか、このように私は考えるわけでありまして、御見解をお伺いをしたいと思います。

○後藤(康)政府委員 果樹につきましては、ナシにつきましての防ひよう、防鳥ネット、あるいはブドウ、オウトウにつきましての雨よけ施設等の防災施設を設置して栽培をいたしております場合に、特定の被害の発生が減少することから、防災効果に応じて一定の掛金の割引の制度が設けられております。

お話にございましたように、栃木のナシにつきましては、ナシの引き受けに占めます防ひようネットの割合というのは年々非常に高くなつてきておることは私も承知をいたしております。現在の割引率は、この割引制度が発足いたしました五十六年当時まだ防災施設の普及が限られておりましたこと、それからまた防災効果についても十分な資料がなかったというふうなことから、全国一律でやつております。しかし最近、防災施設を設置して栽培をする形態が増加をしておりますし、樹種なり防災施設も非常に多様化してきておりますので、制度の一層の改善を図ります見地から、必要があれば、最近におきます防災施設の普及状況、被害の発生状況、あるいは防災施設の防災効果、農家の保険需要等十分調査をいたしまして、この制度の今後のあり方につきまして検討を十分やつてまいりたいというふうな思つております。

○水谷委員 それはぜひお進めいただきたいと思ひます。時間が参りましたので終わりますが、冒頭から、今回のこの改正について私は何点か指摘をしてまいりました。農業災害補償法の第一条「農業

者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする。」本法であります。昨年ちようど豊作であつた。例えば水稲はそうであつた。しかし、天候がいつどういふふうになつていくかわからない。そういう中で当然農水省としても英知を集めてこの法改正に臨まれたんだとは思いますが、今御指摘をしたような各般の問題点がございいます。

私は最後に、本法の改正に強く反対することを申し添えて、質問を終わります。

○今井委員長 午後四時五十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後三時五十七分休憩

午後四時五十六分開議

○今井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中林佳子君。

○中林委員 最初に大臣にお伺いするわけですが、農業災害補償法は、戦後間もない昭和二十二年に施行されて、その後、幾たびかの大災害を契機に制度の改善とか拡充がなされてきたわけです。

そもそもこの農業災害補償法の持つている最大の目的は何であるのか、これまでの間のこの制度が果たしてきた役割をどのようにお考えになつていらっしゃるか、お伺いいたします。

○佐藤農務大臣 中林先生にお答えいたします。農業災害補償制度は、先生御存じのことと思いますが、農業者が不慮の事故によつて受けることのある損失を補つて、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とするものでございます。

そんなことで、昭和二十二年の制度発足以来、地理的条件や気象条件から自然災害の発生が多い我が国におきましては、農業経営の安定に大きな役割を果たしていると思つております。特に、近

年冷害等の異常災害が多発する中で、本制度は被災農家の救済に多大の寄与をしておるところでございいます。

○中林委員 大臣がおっしゃつたように、最近四年連続の冷害だとか私の地元の山陰大水害だとかいうことで、共済金が農家の収入減を直接カバーして、農業の再生産にとつて欠かせない役割を果たしてきたわけです。

しかし、今回の改正案では超過累進制は残したとおっしゃるのですけれども、掛金の国庫負担を軽減するというところで水稲共済の場合は六〇％で頭打ちにするなど、被害の高い地域の農家負担が増大するもので、災害から農業経営を守るといふ、これまで持つてきた制度の目的、大臣が御答弁なさつた趣旨からも反する方向になつていゝのではないかと懸念をしております。大臣、その点いかがでしょうか。

○佐藤農務大臣 農作物共済の共済掛金の国庫負担は、現在、共済掛金率が高くなるほど国庫負担が高くなる超過累進方式をとつております。今回、農作物共済掛金国庫負担の合理化は、適地適産の推進と最近における農業事情を考慮し、また財政負担の効率化を図りつつ制度の健全な運営を確保する見地から、国庫負担の上限をそれぞれ一〇％ずつ引き下げる等の措置を講じることとしたのでございます。これによりまして農家負担掛金はその分だけ上昇することは事実であります。掛金国庫負担についての超過累進制という考え方は維持しているところでもあり、関係者の御理解を得て本制度の揺るぎない運営を確保できるものと考えております。

○中林委員 削つておいてこの補償制度の趣旨は守られていゝことには非常に相反するものだと私は思ひます。これまで農業災害補償制度の支柱を支えていたものは、強制加入と掛金国庫負担をやるということが制度を維持してきた道だと思ふのです。この二つの支柱が崩れればもう制度の崩壊につながると言わざるを得ないと思ふわけです。

掛金の国庫負担は、農業災害補償制度発足当時から超異常災害は国が負担するということになつてきていたわけですが、農業共済制度は国と農家の共同の災害対策の制度であつて、掛金率が高い地域ほど国庫負担を高くするという超過累進制をとつていゝのは、災害常襲地帯で掛金が高くなつて農家が掛金負担に耐えられなくなるとか、それから、災害を受けて精神的にも非常に打撃を受ける、そういう農家の人たちの立ち直りを含める意味があると思ふのです。

今回の改正案で水稲の国庫負担率を六〇％で頭打ちする、幅を五〇％から六〇％の間に今までのりも圧縮していくということ自体が、当初の法の目的であつた超過累進制そのもののやゝり制度後退だと思はざるを得ないわけですが、大臣、その点いかがでしょうか。

○後藤（康）政府委員 掛金の国庫負担の超過累進制は、被害率の高い地域で農家の負担掛金が高くなることをある程度緩和するという趣旨なり内容であることは御指摘のとおりでございますけれども、先ほど大臣からもちよつと申し上げましたように、一つは、今日、かつての米の需給状況と違ひまして、五十七万ヘクタール余の生産調整を行い、適地適産を推進しているという農業政策との整合性の問題、それから、他の公的な保険制度、例えば漁業災害補償制度におきまして国庫負担割合が約四五％、漁船損害等補償制度で二六％、国民健康保険医療費の約三九％、給付の五〇％といったようなところと比べまして特別に高い水準にある、また、この制度におきまして掛金の国庫負担の額も累増している、こういう状況等にかんがみまして、国庫負担の最高水準を引き下げることとはやむを得ない措置というふうに考えているわけでございます。

なお、今度のいわば超過累進の幅の圧縮をいたしましても、水稲につきまして全体として国庫負担の率を計算いたしますと五四％程度でございまして、なお五割を超えます。かつ、他の制度に比べまして、五割を超えて特に高い負担率になつておるわけでございます。

ておるわけでございます。超過累進制を残して、高被害地域の組合等につきましては他の地域に比べて高い国庫負担になるという仕組みは残しておるわけでございます。

○中林委員 だからこそ大臣に、私はこの災害補償法の持つていゝる目的並びに果たしてきた役割をお伺ひしたわけなんです。そういう意味では、日本が災害常襲地帯であるし、農作物が災害にやられるということは避けられない状況だということとは農水省自身がお認めになつていゝるのにもかかわらず、農家の期待を裏切つて、このようにな六〇％で頭打ち、農家負担がふえるというやり方については、私はやはりどうしても納得がいかないわけです。

そこで、具体的に伺ひたいと思ひますけれども、今度の改正案によつて試算いたしますと、農家負担は総額どのぐらふふえるのでしょうか。それから、それが一戸当たり直すとどのぐらゐの負担額になるか。それから、今度の改正によつて最も影響の大きいと思われる北海道、この料率が改定されることと今度の制度改正での引き上げで、一戸当たりどのぐらゐの負担がふえていくのか、それについて御答弁いただきたいと思ひます。

○後藤（康）政府委員 お答え申し上げます。昭和六十年産から三年に一度の料率改定の新しい料率が適用されるわけでございますが、水稲の改定料率は全国平均では旧料率に比べて低下をいたすこととなりますので、それによりまして農家の負担は総額で約十八億円の減少に相なります。また、掛金の国庫負担方式の改正、これが六十一年度に適用をされまして、全国的にこれの影響を与えることになるわけでございますが、農家負担は総額で約四十二億円の増加になります。したがるといふ形でございまして、差し引きいたしますれば二十四億円の増ということになるわけでございます。

これを農家一戸当たりの平均で見ますと、料率

の改定で五百三十円の低下になりますが、その後、掛金庫負担の制度改正によりまして千二百五十円増加をする、こういう形になるわけでございます。

北海道についての特にお尋ねがございましたが、最近連続して北海道におきましては異常災害が発生をいたしましたため多額の共済金が支払われたこともございまして、また、一戸当たりの水稲の作付規模も非常に大きいということから、料率改定で一戸当たり一万七千六十円ほど増加をいたしまして、国庫負担の制度改正でさらに二万九千円増加をするということになるわけでござい

ます。

○中林委員 その合計の金額はおっしゃらなかったのですが、合わせますと四万円を超えるわけですね、北海道の場合。

農家負担が、平均ですから、規模が大きいところはもっと大きな負担になると思ひますけれども、全体として見ればこれによって農家の負担が差し引き二十四億四千万の負担増にしかならないみたいなお話、そのくらいにしかならないのなら、私は、財政的な意味でも初めからカバーすればいいではないかということをかえって申し上げたいというふうに思ひます。

ですから、今度の制度改正によりまして、いつも被害を受けているところは大変なことです。北海道で一戸当たり、私も計算してみましたけれども、料率改定と制度改正と合わせまして、三百三十アルというのが平均の作付面積だと思ひますけれども、それで計算すると四万五千五百円も負担がふえるという計算になってしまうことですね。ですから、被害もよく受けるけれども負担も多くなるということでは大変だと思ひます。

私も農水省の方から今度の改正案に伴って説明を受けて、地元の島根の例もお聞きしました。島根全体では、料率改定でも低くなるし、制度改正後も現在よりは幾らか平均的には少なくなる、こういうお話をお願いしたのですが、個々の共済組合を見れば、災害を受けている共済組合はやはり

ふえているんです。島根の場合でも五十八年の大水害がございました。その地域を抱えている浜田地区の共済組合と石西共済組合というのはかなり負担が引き上がって行くわけですね。ですから、そういう意味では踏んだりけつたりではないかというふうな思ひえ仕方がありません。

今回、九割以上が加入している水稲共済に焦点が当たっているということは、災害対策という面をフォローするのではなくして、まさに臨調行革路線で、高額補助をやっているところは、それについては負担を抑えろ、そういうことをそのまゝこの共済制度にも持ち込んだ、いわば本当に財政主導型の、私どもは改悪だと思ひますけれども、今度の改正案だと思ひますを得ないのですけれども、その点はいかがですか。

○後藤(康)政府委員 北海道あるいはまた島根の中で、過去に災害を受けたところにつきましても、料率も上がる、そしてまた国庫負担が改正になることによりましてさらに農家負担が上がるという御指摘があったわけですが、確かに北海道に一番典型的にあつておられます。五十五年の冷害初め近年の災害発生でかなり大きな被害を出しておりますが、この制度によりまして救済が行われておるわけですが、過去二十年間の平均の被害率に基づいて三年ごとに掛金の率の再計算をするという保険の手法をとっております以上、この料率が被害の発生状況によりまして変動することはやむを得ないものというふうに考えております。

それから、臨調路線あるいは財政負担ということのみによる改正ではないかというお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、米の生産調整がございましてお水田におきまます適地適産というものを推進しております最近の農政の方向というものと整合性という問題が一つあるわけでございます。これにつきましては先ほど申し上げたところでございます。

臨調なり行革審の答申の中で、一般的に確かに高率補助の見直しということが言われております

し、また、厳しい財政事情の中で私ども今回の制度改正を検討いたします場合に、農業共済制度の中で改善拡充を図りたいということとあわせまして、農林水産省全体としても、厳しい財政事情の中で施策別に予算をどういうふうに分けていくかというふうな全体のバランスということも考えて今回のような制度改正の御提案を申し上げておるわけでございます。臨調なり行革審の個別指摘事項と直接に関係を持ち、それに直接従つたものというふうには私ども考えておらないわけでございます。

○中林委員 適地適産ということを考慮に入れたというふうなことになるかと、北海道のように冷害などの災害を受ける地域では米はつくらないとおっしゃっているように聞こえてなりません。ですから私は、適地適産ならばそれなりのしつかりした農水省の指導も必要だと思ひますけれども、だからといって災害補償制度での国庫負担を減らして農家負担をふやすということにはならないんだと思ひます。適地適産ならば、それなりの具体的な技術指導とか予算面での指導とか、そういうものをしてお初めてそれは言えるのではないかと思ひます。

それから、臨調の方向の指摘をそのまま取り入れたものではないとおっしゃいますが、そのまゝ取り入れれば随分反発も来ますから、それはそのまま見やないと思ひます。若干の改善点はその中で見えるわけですが、六十年度の予算編成の過程を見ますと、財政当局は、国庫負担割合を二分の一にするとか、当然加入基準の下限を三十アルに引き上げるとか、それから新たな国庫負担増を伴う制度の拡充は認めないとして主張して、六十年度農業共済関係予算を人質にして制度改悪を迫つたというところは、当時の新聞論調など見ればすべてたこのようになっておるわけですから、もろまたに臨調があつてそれから今度の改正案が出てきたという話を指摘せざるを得ません。このことではもう話がすれ違ひになりますので、そのことを指摘して、次に移りたいと思ひます。

現行制度の共済掛金率は組合一律を原則としておるわけですが、例外として組合内の地域を区分してそれに応じた設定をしているところもあるわけですが、今回、危険段階別の共済掛金率の設定を導入されたわけですが、農業共済が相互扶助ということをつたっているのになぜこういうものを入れたのかという疑問が生ずるのでありますけれども、こういう危険段階別の共済掛金率の設定を導入されたのはなぜなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 現在は、原則として組合等の区域ごとに一律に掛金率を定めておるわけでございまして、ただ、従来の制度の中でも、地域に分けて知事の承認を得まして料率を分ける、あるいはまた、優良な技術を持つ農家に無事戻しの制度だとか無事故割引の制度というふうなものもあつたわけでございまして、今回こういう危険段階別の料率の設定ということを御提案申し上げております背景には、おおむね三つ程度の事柄がござい

ます。

一つは、近年農家の兼業化とか高齢化が進みます中で、栽培管理の優良な農家と必ずしもそうでない農家というものの間で技術力の格差が出てまいつてきておまして、近年の相次いだ異常気象のもとでかなり差異がはつきりあらわれてきた。良好な気象条件のもとでは差があらわれないのが、不良な気象条件のもとではあらわれてくるというふうな地域が生じておるということが一つございまして、それから、加えて、組合等の広域化によりまして広い範囲を対象とした組合等が増加をしておりますと、原則一律の共済掛金率では不満を持つ農業者も生まれてくるということがございまして、さらに第三には、段階別に料率を設定するというようなことになりまして事務量がそれだけふえるわけですが、コンピュータの導入等によりまして大量の事務処理が可能になってきておる。

こういうことを背景にいたしまして、農家間の負担の公平を図るという見地から、必要な場合

には組合等の選択によりまして危険段階別の掛金率を設定することができるような道を開くということ、御提案を申し上げているわけでございませう。

○中林委員 理由はわかったわけですが、一つは共済組合全体の基準となる掛金率そのものは変わらないわけですから、技術格差によって差をつけたらあるいは被害の状況に応じて差をつけられ、被害が低かったところは低い料率だ、そうすると一方は高くなるわけですね。そうすると、農家間の相互扶助という基本線がなくなっていく、農村生活にとって非常に不幸な事態が生まれないかということをやはり懸念せざるを得ないんです。だからそういうことにならないようにしなければいけないとおっしゃると思うのですけれども、同じ部落内であるいは同じ共済組合の中でそういう農家間のトラブルが起きないように、何か具体的な施策でもお考えなのではないですか。

○後藤(康)政府委員 先ほど申し上げましたように、これは、組合等の中で組合員の意思を十分に反映した形で危険段階別の料率を決めたいという場合に、それができるような道を開くということとございまして、その方式を導入するか否か、そしてまた、何段階くらいでどういう刻みをつけた掛金率を設定するかというようにございまして、組合等が自主的に定めてまいるわけでございまして、強制的な実施とか画一的な実施を考えているわけではございません。

確かに、不慮の災害に備えて組合員がそれぞれ掛金を出しまして一つの共同準備財産を造成するという意味で相互扶助の性格を持っておりますけれども、同時にこれは、手法としてはやはり保険の手法を使っております。したがって、一定の合理的な理由がある場合にむしろ掛金に差をつけた方が全体として組合員相互間の公平感が充足をされるということはあるわけでございまして、例は全く違いますが、自動車の損害保険その他につきましても、一本の掛金率ということではなくて、いろいろ差がついている方がむしろ常

態なわけでございます。

それからまた、いろいろ危険段階の区分につきましては、農家のグループ分けということだけでございまして、集落のグループごとに行う、同一集落内では農家が同じ掛金率になるという区分も可能にしておりまして、こういった設定を組合がやろうとします場合には知事の認可からしめるというような仕組みもっておりますので、そういったこと全体を通じて、適切な掛金率の設定、そしてまた組合員全体が公平感という点から満足していくような料率の設定になることを期待をしておりますし、また、そういうふうな指導してまいりたいというふうに思っております。

○中林委員 具体的な指導の本身は何も聞けなかつたわけで、期待するとか、自主性に任せるといふのは聞かえがいいわけですが、任せれば、やはり被害が少くない農家の人たちの方が発言力が大きいと思いますので、私はそういう農家間のいざこざが起きるんじゃないかという懸念を表明しておきたいと思ひます。

次に、今回の当然加入基準の引き上げ問題で質問したいと思うわけですが、農作物共済で、農家負担の平準化の必要から当然加入制をとっているわけで、現行では都道府県知事が十アルから三十アルの範囲内で定める、北海道の場合は三十アルから百アルですけれども、今度下限を二十アルに、上限を四十アルにしようとなさっているわけですが、この下限を二十アルに引き上げられた理由、それを簡単に回答えただきたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 これにつきましては、兼業化の進展等、近年におきまして農業事情の変化の中で、農業収入に依存するところが少なく、また自家消費米の生産が主体であると見られます二十アル未満程度の規模の農家につきましては、生産性の高い農業経営を育成するという農政の基本方向にもかんがみまして、こうした農家についてまで当然加入の対象とする、共済関係の成立を強制するということの政策上の意義は乏しくなつて

いるというふうに考えられますことから、当然加入基準の緩和を図ることにしたわけでございませう。

○中林委員 先ほどからの議論でも同じようなことをおっしゃっているわけですが、私やはおしやうっているわけですが、米の需給計画では、自家飯米農家も含めてちゃんと計算をなさる、それから小規模農家なども、第二種兼業農家などもそれなりに重視していらつしやるのに、今回のように、そういうものに対する手当てとしての強制加入を怠る。任意加入の道を開いているではないかということも、先ほどのいろいろな議論をお聞きしますとおっしゃっているわけですが、それならば別に当然加入の下限を引き上げる必要はなくて、みんな同じようにすればいいじゃないかというふうに思わざるを得ないわけですね。

それから、一方考えますと、当然加入から二十アル以下を締め出す、任意加入でそれは、被害の大きいところは多少は入ってこれると思ひますけれども、そうしますと、掛金率は高くなるわけ、それから加入者は少なくなるわけということになりますと、今おっしゃった中核農家育成というその目的すら実はほとんどなくなつてくるんじゃないか。つまり、加入者が少なくなつたりしますと、共済組合そのものの存立が危うくなつてくるような状況を招かないかという懸念を持つわけですね。そういう懸念はお持ちではありませんか。

○後藤(康)政府委員 誤解のないように申し上げます。当然加入基準を引き上げることが一定規模以下の作付の農家を締め出すということではないわけですが、かといふのは契約自由の原則でございまして、一定の政策的な要請からその自由な意思決定というものの制限を加えている、その制限を加えているのがこの当然加入基準でございまして、そういう契約の自由を制限をいたします以上は、それにつきましても当然かなり合理的な政策上のあるいは公益上の

理由がなければならぬわけでございまして、先ほど申し上げましたように、今現在の農政の基本方向等から考えましてもそこまで強制することは制度上必要はないだろう、こういうことで、任意の契約の状態に、本来の姿に戻した、こういうことでございませう。

それによつて組合の組織基盤が弱くなりしなやかということもございませうけれども、この点、過去に当然加入基準を引き上げました場合の例なども私どもも若干収集をいたしましていろいろ見えておりますが、これはほとんど減らなかつたというところから、一五％ほど要するに当然加入から任意加入に移った際に減つたというところまで、いろいろ正直言つてございませう。

これはやはり、組合の組織基盤の確保あるいは保険に必要な保険集団の確保というふうな観点からも、組合が引き続き任意加入農家の加入の推進に努力をするということが必要でございませうし、また、都市近郊その他でもその基盤としてなかなか成り立ちにくくなつてきているというところにつきましまして、これは当然加入基準の水準をどうするかということの以前に、既に広域合併というふうなものによりまして事業基盤の確保なり保険集団の確保が必要になつてきているところもあるわけでございまして、そういった加入の促進なりあるいは組織の整備ということとこの共済事業の基盤の確保を両つてまいる必要があるというふうに考えております。

○中林委員 影響は極めて少ないし、むしろ本来の姿の任意加入という道を開いたんだというふうなことをおっしゃいますけれども、しかし、当然加入にしたという意味合は、本当にみんなが負担を平等にするようにというふうな意味合は、相互扶助というふうな意味合から行われていまして、これが引き上がることによつてやはり締め出されるというふうな言わざるを得ないと思ひます。

今回、全国的に二十アル未満を基準にしている組合、これは十八県の三百五組合で、組合全体

から見れば一八%、私はやはりかなり高いと思います。六万三千戸の農家が対象になるわけですね。当初財政当局は下限を三十アールに引き上げるようにという話があったはずですが、これは農業団体などの強い反対で結局二十アールにとどまったというふうには思っています。今回のこの改正案をまづてもなく、農水省は昨年、五十九年一月に「農作物共済（水稲）」に係る当然加入基準についてという通達を出しに決まっていますので、これによって現在十アールというふうになっているわけですが、これを基準としている県は全くなくなってしまっているわけですよ。私の県でも二十アール以上になっております。

財政当局の圧力に屈して、今後下限を三十アールに引き上げるような指導が通達などでなされたら、私は大変なことになるといふふうに思っています。全国的に見ても、下限が二十五アールの組合が一番多いわけですね。だから、三十アールに引き上げるような指導がもしもなされれば、大半の農家がそこから締め出されてまいります。中国地方でも、もし下限が三十アールに引き上がるようなことになれば、三三・四%、一万八千八百戸の農家が当然加入からはみ出すことになりま。それから、鳥取が三四・一%、岡山が四〇・五%、大臣の地元の広島が四二・四%と、非常に当然加入から締め出される農家が多いということになって、これはもう共済組合の存立そのものにかかわってくる、そういう重要な問題だと思っております。

のかどうか、この二点についてお答えいただきたいと思ひます。

○後藤（農）政府委員 今回の当然加入基準の引き上げの趣旨は、農業収入に依存するところが少なく、また自家消費米の生産が主体であると見られるというところで、二十アール未満程度の規模の農家については基準の緩和を図るという考えでございまして、少なくとも現在の農業事情等を前提にいたしまして、これをさらに引き上げるといふような指導を行うことは現在のところ考えておりません。

また、当然加入農家と任意加入農家で共済掛金の国庫負担に差をつけるという問題につきましても、農家の相互扶助に立脚する農業災害補償制度というお話が先ほどございましたけれども、そういう制度の趣旨なり、あるいはまた国庫負担に差をつけるということになりま。任意加入の推進をやりなすとも国庫負担に差がついていくということではなかなか加入が進まない、加入農家が減ってくるというふうなことで、地域によりましては危険分散とか集落組織を基礎にする共済事業の運営が難しくなるといふようなおそれもございまして、そういう点で、当然加入、任意加入の間に国庫負担に差をつけることは種々問題があるというふうに私も考えております。

○中林委員 その点はくれぐれも守っていただきたいと思ひます。

それから、今回の改正で、これまでの共済団体事務費の助成金の大部分を占める、人件費なわけですが、この補助金が定額交付金化されることになるわけですね。当然職員給与の引き上げという問題は考えられるわけですが、そうなりますと、職員の給与の引き上げの場合、農家が払う賦課金をふやすか、あとは合理化しかなければいけません。こんなことになったら、それこそまたまた農家負担がふえざるを得ないという結果になるわけですが、それに対するお考えはどうなんでしょうかという点が一点。

そのほか、損害評価実務の体制強化をぜひ図ってほしい、年々業務経費が非常にふえてきていて、ふえるからこそ国からの補助というものが割合に非常に低くなっているという話を聞くわけですね。ですから、こういう定額交付金というやり方で、実際職員の給与が引き上がることにしても、国は、今度はそれに応じた交付金にはならないという点があるわけですから、何か業務体制の強化をお考えになっているのかどうか、この二点について伺いたいと思ひます。

○後藤（農）政府委員 今回予算を、積み上げ計算をいたしまして補助率を掛けて計算をするという方式から定額化という方式に改めたわけですが、実は従来の個別経費の積み上げ方式にございまして、団体に対しては補助対象職員の数、定員削減等によりましていろいろ査定が行われてきております。むしろ定額化をすることによりまして、定員削減等による縮減の不安がなくなつて、先々安定した見通しでの国庫負担が望めるというところもございまして。

それからまた、広域合併等の組織整備によりまして事務費の削減効果が出ますと、今までの積み上げ方式でございましてこのメリットは国の財政負担の減という形になるわけですが、これはそれはそういう節減効果というものは、定額化の中では、職員給与の上昇等内部のいろいろな改善に使えるようになるというところでございまして。もちろん今までのように、公務員の給与が何%上がったから国からの助成という積算基礎で何%の給与のアップを見込むというふうなことは行われなくなるわけですが、それと、その辺は事務運営の合理化、効率化といったようなこととの中で対応をさせていただきたいと思っております。

それから、業務の執行あるいはまた損害評価というふうな面でのお尋ねがございましたけれども、従来の事務費国庫負担のもとで、基本的には損害評価も含めまして事業実施に支障は生じてないものというふうには考えておりますので、今後定額化ということがございまして、そのこと自体で特段の問題が新しく生じるというふうには考えておられないわけでございます。なお、事務費国庫負担とあわせて、被害の発生量に應じて損害評価経費を助成する等のために、農業共済事業特別事務費補助というものを別途に計上する措置も講じておるところでございます。

○中林委員 広域合併などそういうことをやって合理化を図れ、そうすれば費用が出てくるではないかというふうなお話は、もう広域合併しているところはたくさんあつて、もうこれ以上の合理化はできないというふうなところもあるということですが、ぜひ、知っていらつしやると思ひますけれども、やはり農家負担がふえるということへの道を開くものだというふうには指摘をせざるを得ないと思ひます。

そこで、次に家畜共済について伺ひするわけですが、けれども、家畜共済の中でも豚の加入率というものが依然として非常に低いわけですね。五十八年度で種豚が二〇・六%、肉豚は一〇・八%というように非常に低いことになっているわけですが、この一つの原因が、やはり国庫負担割合が豚は四〇%というところで低い、少なくとも牛とか馬並みに五〇%ぐらいの程度までは早急に引き上げるべきじゃないかと思ひます。これは私の地元の県の共済連の方から強い要望が出ているわけなんです。

鳥根県に湖陵町という町がありまして、県下一の豚の主産地になっているわけなんです、この湖陵町では、国の共済制度にだれも入っていないという状況なんです。お話を聞きますと、国庫負担割合が低いということとあわせて、手続だとか事故処理など国の制度では実情に合わないのだというふうなことで、実はこの湖陵町では農協独自で共済制度をつくっているわけなんです。肉豚一頭について二百五十円の掛金で一万円の補償、種豚は一頭について二千円の掛金で五万円の補償で、農協はこの制度に年間四百万円の補助をし

て、実績として損害の七割から八割の補償をやっているわけですね。

ですから、この養豚農家の方々の強い要望であります。国庫負担割合五〇％への引き上げ、それから、引受方式などをもう少し農家の人たちが利用できやすいように改善することや、それから、やはり加入促進のための宣伝、これなども非常に弱いというふうに聞いているわけですけれども、その点についてのお考えがあつたら、お伺いしたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 豚の共済につきましての掛金、金庫庫負担割合につきましては、実は昭和五十五年におきまして三分の一から五分の二と申しまゝすか、四〇％に引き上げを行ったところでございまして、その後まだそれほど年数もたつておられないという状況でございまして、現時点で引き上げという点につきましては、最近におきますいろいろな厳しい状況を考えますと、なかなか難しい問題ではないかというふうに考えております。

共済をおやりになっているというお話、あるいはまた、その中でいろいろ事務手続の問題あるいは保険の設計の仕方の問題について国の制度には御不満があるというような御指摘がございましたので、これはちよつと私どもその農協のおやりになっていることなどを調べさせていただきますまして、これからのまた参考にさせていただきますかと思つております。

普及活動なり引き受けの推進体制が弱いというふうなこと、これも間々ありがちなことでございませうけれども、私どもその辺のところについておもう、これからも努力はしてまいりたいと思っておりますし、そのために、やはり職員が一人二人というふうな共済組合ではなかなかそういうこととできませんので、広域合併等によります組織基盤の強化ということを図っていくことが、やはり加入促進のためにも必要ではないかというふうなふうに思っているわけでございます。

○中林委員 次にそういう合併のお話をしようとする

思いましたら、先手を打たれて予防線を張られませんでしたけれども、次に、合併の問題で御質問したいと思いますが、基本的な考えをまず最初にお伺いしたいと思うわけです。

農水省が一郡一組合を目安に共済組合の広域合併を推進していらつしやつて、六十年代予算でも農業共済事業特別事務費補助金を前年度よりも増額して、そのうちの組織整備推進費の対象組合の数を前年度の三十組合から七十組合にふやすというところで、合併促進に特段の力を入れていらつしやることはそれによつても裏づけられると思ひますし、私どもも合併そのものに反対してゐるわけでは決してありません。

ただ問題なのはそのやり方でありまして、広域合併を進めるには、やはりそれぞれの組合の自主性と納得の上で進められることが一番必要なことではないかと私は思うわけです。合併に応じないからといってペナルティーをかけたり圧力をかけたりというようなことがあつてはならないと思つておられますけれども、その点、いかがでしょうか。

○後藤(康)政府委員　これは、農業共済組合に限
りませう、農業協同組合なども含めてそうでござ
いますが、やはり経営基盤の強化のために合併を
進めるということは一般的にあるわけでございま
す。これは、私も県の部長などをやった経験がござ
います。さういふことも、いざやろうとしますと、
さういふことも、いざやろうとしますと、では、
事務所をどこに置くか、あるいは役員の人数を幾
らにして、だれがなるかというようなことも含め
まして、実際なかなか難しいものでございます。
これはやはり指導を強化しなければいかぬと思
っておりますけれども、強制できるような筋合い
ではないと思っております。

○中林委員 私の地元であります島根県の松江市でも、実は松江市と周辺の八束郡を含む松江地区で共済組合、これはもう広域合併をしている組合と、それから松江市本庄町を中心とする本庄共済組合と、それら二組合というのがあります。この本庄組合は長い間地域で農民が力を出し合ってつくり上げてきた伝

統を持ておりまして、その方々にお聞きすると、おらが組合だ、こういうふうに誇りに思つていらつしやるぐらいの歴史を持つ組合であるわけです。農家の人たちが誇りを持つ組合ですから、こういう組合こそ存続すべきだと私どもは思いますが、万一合併を進めるに当たつても、組合の自主性というものはやはり尊重しなければならぬ、というふうに思うわけです。

ところが、聞きますと、ここ数年來、この組合に対して事務費交付金の固定費用額を二分の一カットして、從來四百十萬円の交付金が三百四十萬圓と減らされておるわけです。しかも、六十年年度からは松江地区共済組合の事業量をもつて松江市市役所の共済事業のすべてとみなすという県農政課の連絡が入つて、さらに八%の交付金がかットされる、こういうことで、二重のペナルティーがかけられる。これが事実だとしますと、五十五年の当委員会における附帯決議の、合併を進める条件として「制度の円滑な実施に資するため、」という趣旨にも反するし、かえつて反感を農家の人たちに植えつけるのではないか。本当に合併を促進しようとする立場であるならば、なぜそれが必要なのうかということを書く方が先決であつて、このようなペナルティーを一方的にかけるというやり方はすべきでないというふうに思ひます。

ですから、先ほどの御答弁の趣旨にも沿つて、県に対して適切な指導をするよう御援助をお願いしたいと思うわけですけれども、いかがでしょうか。

○後藤（康）政府委員 私ども、四十年代の半ばくらいから合併の促進のためにいろいろ指導し、努力をしているわけでございます。

今お尋ねのございました事務費の国庫負担金の異別配分の問題でございますが、組合等の事業量の実態に応じて適正に行う必要がございますので、国から都道府県に配分いたします場合には、組合等の固定経費に対応します固定費用割りも加味することによりまして小規模組合等への配慮をいたしますと同時に、事業量の大小に応じまし

た事業規模割りによります配分とか、あるいは組織整備に関連する配分等を考慮しましてきめ細かくやつておるわけでございます。

一市町村の区域内で複数の組合によって共済事業を行いますことは、事業の運営面から見て非効率であるということは間違いないわけでございます。また、限られた事務費の国庫負担金の中の配分という相対的な公平性を確保しなければいかぬということからも、現在国におきましては、一市町村の区域内に複数の組合があります場合には、事務費国庫負担金の固定費用割りの配分を一市町村一組合として配分をしておるというところでございます。これは合併がなかなか進まないというこれに対するペナルティーという趣旨ではないわけでございます。

なお、都道府県から先の県内の配分につきましては、都道府県が、国の配分も参考にしながら、ある程度自主性を持って配分をいたしておるところでございます。

○中林委員　一市町村一組合の割合で配分しているのだからとおっしゃる、そこがやっぱりおかしいじゃないですか。そういう予算を持っていることと自体が大変——そうすると、当然、合併しないところには削減するようなお金が来るということになって、結局一番困るのは農家であるわけですからね。こういう強制的なやり方をおとりになるということとは極めて遺憾だというふうに思うわけですから、ちよつと県の実情も調べていただいて、行き過ぎがあれば適切な指導をしていただくということになりませんか。もう一度言ってください。

○後藤(康)政府委員 農業共済団体の区域につきましては、法律でも「農業共済組合の区域は、一又は二以上の市町村の区域による。」というのが原則になっておりまして、「ただし、特別の事由があるときは、この区域によらないことができる。」ということ、これは地勢なり何なり、そういうふうなことから非常に客観的に特殊な事由があるという場合をただし書きで言っておるわけござ

いまして、原則はやはり少なくとも一市町村一組合というのが原則なわけでございます。

私ども、この問題を先生がお取り上げになられましたので、実情は県にもよく聞いてみたいと思っておりますけれども、現在までのところ私ども聞いておりますところで、特に行き過ぎがあつたというふうには承知いたしておらないわけでございます。

○中林委員 納得はいきませんけれども、時間が来ましたので、これで終わります。

○今井委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の本案について、参考人の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○今井委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出頭日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○今井委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、明十八日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十一分散会

昭和六十年五月七日印刷

昭和六十年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K